

# 近代の熊本市における軍用地移転と戦後の渡鹿緑地

美濃口 紀子

熊本市都市政策研究所 研究員

キーワード：旧軍用地、渡鹿練兵場、渡鹿緑地、戦災復興都市計画、熊本市

## 1 研究の背景と目的

「近代の公文書にみる熊本城跡の土地管理と城下の近代化」<sup>1</sup>において筆者は、国による熊本城跡の土地買上、交換、貸渡（後に貸下、準貸付）の記録等440件を集成の上、戦前の熊本城跡の土地管理と城下の近代化について論じた。また「熊本城跡における旧軍用地の転用と緑地及び公園化の動向」<sup>2</sup>では、戦後の熊本城跡が「千葉城緑地」から「熊本城緑地」、さらに「熊本城公園」に至った経緯を論じた。これらの論考は、熊本城跡における旧軍用地転用研究の2部作（戦前編・戦後編）と言える。しかし、それらでは「渡鹿緑地」について詳しく論じることができていない。

渡鹿緑地は千葉城緑地（熊本城緑地）と並ぶ熊本市の二大緑地として位置づけられたものの、その後様々な理由から、実質的に消滅することになった。しかし筆者は、戦災復興で必要となった学校や住宅、その他公共施設等の整備の受け皿用地として渡鹿緑地が変容したことにより、もう一方の熊本城緑地（熊本城公園）が、昭和30年代以降の市街化の浸食から守られたと推察する。そこで熊本市の都市形成を語る上で渡鹿緑地の研究は欠かせないと考える。

渡鹿緑地は千葉城緑地と同様、その広大な敷地自体が、戦前に「軍都熊本」だったが故に誕生したものである。戦後になると憲法をはじめとする諸制度改革の影響から、大江・渡鹿一帯の旧軍施設でも城内同様に、建物転用・土地転用・建物解体が進められた（図1）。

この二大緑地の歴史的経緯を研究することにより、自ずと熊本市の都市形成史、及び都市計画や都市公園の特徴が浮き彫りになり、他都市との比較も可能になると考える。

以上の理由から、本稿では渡鹿緑地の戦前・戦後に関する調査研究を行うこととした。



図1 「木造建物の引き直し、旧陸軍騎兵隊兵舎」  
昭和30（1955）年9月（熊本日日新聞社蔵）

## 2 既往研究の知見の整理と本研究の着眼点

近代初めに熊本城内に設置された軍施設のうち、一部が城外へと順次移転した歴史については、前述の拙稿2本で言及し既往研究も詳しく紹介したのでここでは省略する。

本章では、近代における城外移転の中でも数回にわたり実施された大江・渡鹿一帯（渡鹿練兵場等）への軍用地移転、戦後の戦災復興都市計画における渡鹿緑地の決定、その後の転用状況や緑地廃止等に関する既往研究の知見を整理することで、残された研究課題を洗い出し、本研究の着眼点や構成を考える一助としたい。

まず、1970年代半ばに「熊本市の市街地形成」の観点から木島<sup>3</sup>が研究に取り組み、「大江渡鹿一帯」については「大江一帯は未だ大江村であった明治後半から、市中心部にあった軍の施設が移転したことによって熊本市と結びついた発展が始まった」、「戦後この広大な用地が分割され、私立大学、県立大学、小学校、中学校、電波高専、警察学校などの教育施設の他、消防署、九州農政局事務所、公務員宿舎、県営住宅と並んで専売公社工場とその住宅として利用され現在に至っている」と述べている。また、「周辺

部に開発の先兵となって立地した公共施設」については、「市中心部の商業核をブロックし、外周の住宅地を分断した形となっていること、「またこれらの用途が変化しにくく安定していること、「明治25年に熊本市の面積の中で有税地は約250ha余に対して、無税地は220ha余」で、「公共用地の割合は非常に高い」ことを指摘した。

また木島<sup>4</sup>は、「西南の役の焼失地」、「明治33年の浸水地」、「第二次大戦による戦禍罹災地」、「昭和28年の水害地」を重ね合わせて「災害総合評価図」を作成した。その結果、「昭和28年の大水害はその後の宅地形成の上に大きな影響を与え」、「本研究の図で災害の記録されていない所へと大巾に伸展した」ことを指摘している。

また近年は、全国の都市における旧軍用地転用状況の比較研究が盛んに行われ、その比較対象として熊本の旧軍用地及び戦後の渡鹿緑地についても取り上げられている。

荒川は『軍用地と都市・民衆』<sup>5</sup>の中で、「軍隊の拡大過程を、都市から郡部・農村、さらに林野への空間的拡大として把握し、そこから、軍隊が地域に存在したことの意味」を探っている。その中で、熊本については「移転地の渡鹿練兵場のある大江村は、熊本市中心部の東南方向に隣接し、日清戦後から熊本中心部の第六師団諸部隊の移転受け皿となりはじめ、(中略)陸軍施設の集中地域となっていた」と述べ、さらに「帶山演習場は、(中略)中心都市の軍用地問題の解決が、郊外および山間林野の軍事化として波及していくさま」であると述べている。

一方、戦後の旧軍用地転用に関しては、今村の研究成果が大きい。今村は旧軍用地と戦後復興に関する論文を多数執筆しており、「戦災復興計画における旧軍用地の転用方針と公園・緑地整備について」<sup>6</sup>では、軍都8都市（仙台、名古屋、大阪、広島、熊本、姫路、久留米、宇都宮）を調査対象とし、熊本については「渡鹿公園（渡鹿緑地から名称変更）が自作農創設のため大幅縮小されて整備されており、結局、実現したのは熊本城公園（千葉城緑地から名称変更）に限られたと言つてよい」と述べている。

今村の一連の研究成果は『旧軍用地と戦後復興』<sup>7</sup>に詳しくまとめられている。今村は用語の定義や概念も整理しており、例えば「軍事施設は立地場所の傾向から、都市部に立地する「都市立地型」と、農村部に立地する「非都市立地型」に大別できる」、「「都市立地型」の軍事施設の中でも、官衙、兵営、学校、病院といった軍の中枢施設と練兵場は、城郭部に設けられる傾向」、「「都市立地型」の軍

事施設であっても、工場、倉庫、作業場、射撃場、埋葬地は、設置当初から市街地の縁辺部に設けられることが多かった」、「「非都市立地型」の軍事施設である演習場、飛行場、牧場は、広大な用地を確保することが容易な郊外部や農村部に設けられた」等の指摘は、熊本の旧軍用地においても概ね当てはまる内容である。さらに、師団設置13都市のうち、「城下町を起源とし、城郭部に旧軍施設が立地していた都市を「城址型」とすると、仙台、名古屋、大阪、広島、熊本、弘前、金沢、姫路の8都市が城址型の都市に該当」するとして立地場所の類型化を行った（表1）。

表1 「都市立地型」の立地場所の類型化と地区分類<sup>8</sup>

城郭部		城郭内及び城郭に隣接する区域。 城郭周辺の旧武家地を含む。
市街地 縁辺部	市街地内	軍事施設の設置時は既成市街地の縁辺部（外側）で、終戦までに周辺が市街化した区域。
	市街地近隣接	軍事施設の設置時は既成市街地の縁辺部（外側）で、終戦時に周辺が市街化していない区域。
郊外部		市街地から離れた郊外区域（都市の近郊）。
港湾部		港湾区域内

そして今村は、熊本についてもその立地場所によって、熊本城地区（城郭部）、渡鹿地区（市街地縁辺部／市街地内）、帶山地区・湖東地区・健軍地区（市街地縁辺部／市街地近隣接）、花園地区・小峯地区<sup>9</sup>・春日地区・八景水谷地区・長嶺地区<sup>10</sup>（郊外部）に分類している（表2）。

表2 立地場所による熊本の地区分類<sup>11</sup>

城郭部	市街地縁辺部		郊外部
	市街地内	市街地近隣接	
熊本城地区	渡鹿地区	帶山地区 湖東地区 健軍地区	花園地区 小峯地区 春日地区 八景水谷地区 長嶺地区

さらに今村は「戦後日本における旧軍用地の学校への転用と文教市街地の形成について-陸軍師団司令部の置かれた地方13都市を事例として-」<sup>12</sup>において、軍都13都市（仙台、金沢、名古屋、広島、熊本、弘前、京都、ほか）を対象に研究を行い、「市街地縁辺部の場合、比較的小規模なキャンパスが多い点、小・中・高の割合が大きい点、私学が比較的多い点が特徴であり、官民の多様な学校により形成された」と指摘し、熊本でも渡鹿地区における小・中・高・大学等の学校立地状況について整理した。

以上、今村が整理した概念・用語・類型等は、本研究にとっても重要な示唆を与えている。したがって、本研究でも今村の先行研究に合わせて、「熊本城地区」「渡鹿地区」「市街地縁辺部」等の用語・概念を援用することとする。

また、杉野は『旧軍用地転用史論（上・下巻）』<sup>13</sup>で全国規模の研究かつ詳細なデータ収集を行い、上巻では「旧軍用財産の概念と実態」「旧軍用地の処分と法的諸問題」等を体系的に整理し、下巻では特に工業立地の視点から論じる中で「地域分析篇」の「中九州（熊本県・大分県）」で熊本県内の件数・データ等を掲載している。

松山<sup>14</sup>は26都市における旧軍用地の転用分析を行い、浅野<sup>15</sup>は熊本、高知、岡山、岐阜における戦災復興都市計画と戦前・戦中都市計画との関係に関する研究を行った。なお、こうした戦災復興都市計画の研究に、建設省編・財団法人都市計画協会発行『戦災復興誌』（全10巻）<sup>16</sup>や、熊本市戦災復興誌編集委員会編『熊本市戦災復興誌』<sup>17</sup>が欠かせない点は、本研究でも同様である。

その他、渡鹿練兵場をはじめ、大江・渡鹿一帯に移設された軍用地については、当然ながら『新熊本市史 通史編 第7巻 近代III』にも掲載がみられる<sup>18</sup>。

他に『熊本・わが町』<sup>19</sup>、『熊本市都市史図解』<sup>20</sup>等、地元熊本の多くの刊行物でも大江・渡鹿一帯への軍用地移転に触れている。これらは近現代の地図比較や新熊本市史等の記述に基づき、土地利用や都市形成の歴史的変遷を時系列でまとめ、詳細な解説を加えている点が特徴である。

しかし、軍用地移転の研究は新熊本市史の引用だけでは不十分である。例えば、大正13（1924）年の帶山練兵場用地買収について、新熊本市史では「帶山地区には25万坪買収以前に、ある程度の土地が演習場として確保されていて、すでに「帶山練兵場」という呼称が使用されていたと思われる」大正12年3月6日付の『九州日日新聞』に、

「熊本師団渡満送別騎乗大会」の記事が出ており、その中に「…帶山練兵場に到着し…」という文言があるからである」と記載するのみで、その詳細は不明であった。一方、本研究で公文書の調査成果として紹介する明治44（1911）年「藤崎台下陸軍所轄地と広畠村（帶山）の土地交換」

【JACAR Ref. C07072844900】（図7～9）はその証左であると筆者は考えており、近代の帶山における軍用地確保の初現も公文書の再発見で裏付けることができた（付表）。

以上、既往研究の知見を整理すると、地元熊本では地図や新熊本市史等に基づく土地利用変遷の研究が多い一方、国の公文書（当時の土地買収の理由・面積・金額等）や戦災復興都市計画のデータに基づいた調査・研究は限られている。そのため、軍用地移転の歴史も「市区改正」の準用（明治時代）や「熊本市三大事業」（大正時代）など地方

史の流れで語られることが多く、世界史・日本史や国策（軍拡・軍縮）といった観点からの分析が不足している。

一方、戦災復興都市計画や旧軍用地転用状況（緑地・公園・学校・住宅等）に関する近年の全国的な研究ではマクロな視点からの比較検証が進んでいるが、渡鹿緑地が戦後の熊本市の戦災復興や都市計画に果たした役割について総合的に理解するためには、旧軍用地の平面的な位置関係や転用状況の比較だけでは不十分である。前述の木島の研究のように戦災・災害・立地環境等も視野に入れ、旧軍用地の転用状況を再検証する必要があると筆者は考えている。

以上、既往研究の知見の整理から、本稿では近代の軍用地移転の時期・理由やその立地環境、同時期に進められた市町村合併や都市計画法適用、終戦時の本市の罹災と渡鹿一帯の状況、戦後の戦災復興都市計画による渡鹿緑地の決定とその後の縮小・廃止までを研究対象とする。対象年代は明治10（1877）年の西南戦争直後に始まった熊本鎮台（熊本城地区）周辺の軍用地拡大から、戦後に渡鹿緑地が廃止された昭和37（1962）年までの85年間である。

近年では、「アジア歴史資料センター【JACAR】」や「国立国会図書館デジタルコレクション」をはじめ、データを検索・閲覧する環境が各機関で整ってきており、誰もが近現代史の調査研究に取り組みやすくなった。そのため、従来は「不明」とされていた歴史的事実が、公文書の調査研究やデータの再発見により明らかになることが多い。

したがって、本研究では新熊本市史等の2次資料からの引用ではなく、可能な限り当時の公文書（防衛省防衛研究所蔵等）、すなわち1次資料からの引用に基づいて、論を進めていきたい。本研究の構成は、図2のとおりである。

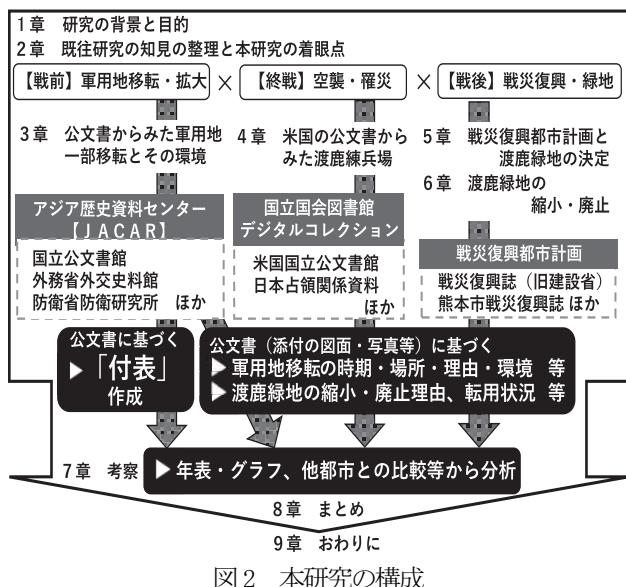


図2 本研究の構成

### 3 公文書からみた軍用地移転とその経緯

熊本における軍用地移転は全国的な動向と同様、軍備拡大・軍備縮小等、当時の時代背景や国策の影響を受けた。

熊本鎮台の場合、今村の用語でいう「城郭部」すなわち「熊本城地区」に集中していたが、徐々に「市街地縁辺部」すなわち「渡鹿地区」や「帶山地区」へと移転・拡大していった。しかし、こうした近代の軍用地移転には、複数回にわたる土地買収や移転の契機があり、かつその間に村同士の合併、後に熊本市との合併もあるため、熊本市民でも、その移転時期・場所・理由等を混同しやすい。

そこで本研究では、2次資料からの引用はなるべく避け、アジア歴史資料センター（JACAR）<sup>21</sup>ホームページの横断検索機能等を利用して、近代の国の公文書（1次資料）に関する調査を実施した。その結果、本研究に関連する約200件の公文書を収集できた（付表）。その中には、軍用地の図面等と一緒に綴った史料がごく稀に含まれるため、防衛省防衛研究所にて図面（实物）を一部閲覧した。以下では、公文書の内容・図面及び当時の時代背景・法令等との関係にも注目しながら、軍用地移転の契機をまとめる。

#### 3.1 熊本城一帯における軍用地拡大（渡鹿移転以前）

明治10（1877）年西南戦争での城内・城下の焼失直後、4月25日には早くも「山崎練兵場増地買上聞届」【JACAR Ref. C04027397900】、同年7月には「熊本城郭内並山崎練兵場地所等買上」【JACAR Ref. C04027467900】もある。後に大江・渡鹿へ移転する工兵第6大隊、山崎練兵場（図3）、野戦砲營第6連隊、騎兵第6大隊、歩兵第13連隊等の軍用地も、元は全て熊本城一帯に所在していた。後の軍拡時代の移設（都市中心部から都市縁辺部へ）に比べると、その移設距離は近く規模も小さいが、西南戦争直後には既に、陸軍用地が城外に向けて拡大傾向にあった状況を、公文書の記録から確認することができる（付表）。



図3 「山崎練兵場寄ヨリ熊本県庁ヲ望ム」<sup>22</sup>（国立国会図書館）<https://dl.ndl.go.jp/ja/pid/803653/1/5>

#### 3.2 軍備拡大と工兵第6大隊・練兵場の移転

明治17（1884）年「熊本歩兵一大隊」の兵舎建築が行われ【JACAR Ref. C04031046100】、この隊が後の歩兵第23連隊に繋がる。同19（1886）年には「全国旧砲台地ノ内存置ヲ要セサルモノ其他不用ノ土地建物等ヲ売却シ練兵場及射撃場増地買収ノ資ニ充ツ」【JACAR Ref. A15111737600】を受けて、軍は練兵場用地等の拡大・買収が急務となった。同21（1888）年5月に「鎮台条例」が廃止、同時に「師団司令部条例」が制定された。熊本では同年7月に託麻郡渡鹿村と大江村の両村において、工兵営敷地及び練兵場等用地として官・民有地合わせて13万6,429坪3合8勺（約45万m<sup>2</sup>）の買収が行われた【JACAR Ref. C07050063900】。

一方、明治22（1889）年4月の町村制施行と時を同じくして渡鹿村と大江村は、九品寺村や本村と合併し託麻郡大江村となった。同年6月には第6師団工兵大隊が大江村へ移転した【JACAR Ref. A15111735700】<sup>23</sup>。つまり、大正10

（1921）年の大江村と熊本市の合併までの約30年間、大江・渡鹿一帯の軍用地は「熊本市外」に所在していた。

#### 3.3 軍備拡大期における軍用地移転・拡大と市区改正

熊本市では、明治31（1898）年に市区改正を準用した事業により、軍用地と大江村民有地との土地交換が行われた【JACAR Ref. C04013563300】。陸軍省は「①第23聯隊營及び該營の南に沿って幅15間の地並びに憲兵屯所敷地を除く面積に相当する土地を大江村野戰砲兵第六聯隊付近において差出す」、「②騎兵營諸建物及び練兵場内の障礙飛越場の建造物をその他へ移転する」、「③元輜重廠の建物悉皆及び元砲兵方面支署建物中官に於いて指示する建物を野戰砲兵第六聯隊移転跡地へ移転する」、「④熊本城内に道路を併設しつつ且つ橋梁を架設する」等の条件や「移転工事の着手は交換許可の月より8ヶ月以内、作成の期限は着手の月より12ヶ月以内」との期限を示した。当時の熊本市长辛島格や熊本県知事大浦兼武は、陸軍次官中村雄次郎宛ての公文書で「市区改正収支概算」を示した上で「到底一市の負担に堪え得べき事項に無い」「実施上困難の事」と述べている。また、公文書には土地交換の甲号（図4）と乙号（図6）の図面も添付されている。乙号図中の文字や凡例から当時既に渡鹿へ移転済みだった「練兵場」「砲兵營」等に挟まれた間隙地を塗りつぶすように、甲（3万坪）、乙（24,580坪）、丙（10,552坪）、丁（2,491坪2合）、戊（2,527坪5合）、己（372坪5合）、庚（476坪8合）、計7万坪の土地が陸軍省に提供されたことがわかる。

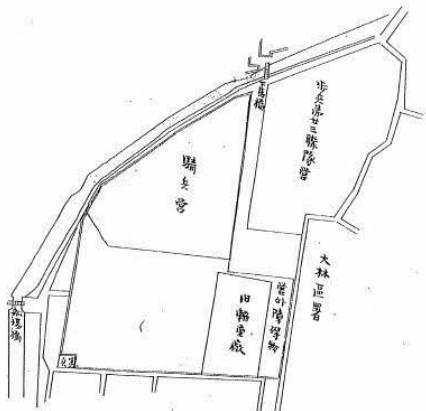


図4 明治31（1898）年土地交換「甲号」（熊本城下）  
【JACAR Ref. C04013563300】に筆者加筆



図5 明治31年土地交換出願地（熊本城下）の面積  
【JACAR Ref. C04013563400】に筆者加筆

さらに、明治31（1898）年の公文書添付図面「土地交換出願地」凡例から、交換出願地の坪数は「5万3,566坪5合5勺」、うち道路敷となるべき分を除けば宅地敷地は、「4万3,518坪2合7勺」であったことがわかる【JACAR Ref. C04013563400】（図5）。こうした土地交換について、当時の第6師団参謀長である山根武亮は、経理局長と陸軍次官宛ての公文書で「渡鹿練兵場は現在9万7千坪に過ぎず、この交換によってこれを増加して新設大衛戍地の練兵場所定14万坪と連なるを得べし。もしこの好機を失い、この交換を為さざれば後悔を残す」と記しており、陸軍省がさらなる軍用地拡大を目指していた状況がわかる

【JACAR Ref. C04013563500】。やがて、明治31（1898）年4月には野戦砲営第6連隊が新築兵営に移転し【JACAR Ref. C07071441300】（付表）、さらに明治33（1900）年には山崎練兵場（5万5,044坪1合1勺）と大江村（7万坪）との土地交換により、練兵場は正式に大江村に移転した。

一方、市有地となった山崎練兵場跡地には新市街が造成され、行幸町、桜町、辛島町、練兵町等の新町名も付けられた。土地売却により電話交換局（360坪）、征清記念碑

（529坪6合5勺）、煙草専売局（10,200余坪）のほか民有地も拡がり、その後は中心市街地として長く繁栄した。

以上から、軍用地拡大という国策実現のため辛島市政の市区改正準用事業が利用され、自治体に過剰な負担を強いた上で土地交換や軍用地移転が行われたことがわかった。

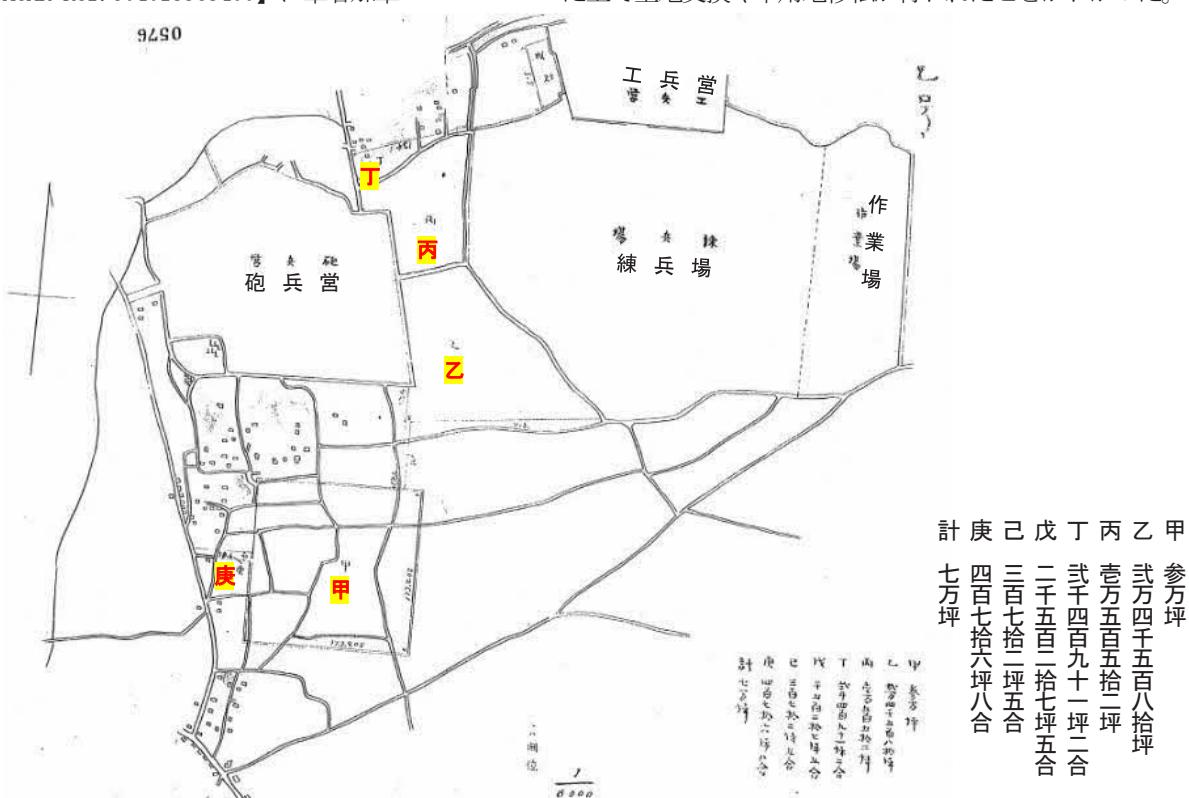


図6 明治31（1898）年土地交換「乙号」（大江村渡鹿）【JACAR Ref. C04013563300】に筆者加筆

### 3.4 城下での軽便鉄道敷設（鉄道会社と土地交換）

陸軍省の公文書【JACAR Ref. C02031442600】には、明治43（1910）年3月、熊本城の一角である藤崎台下の官有地（図7、陸軍省所轄地、1,504坪）と、帶山（図8・9）の大日本軌道株式会社所有地（表3、1町3反1畝27歩）との土地交換に関する記録もみられる。その中で、藤崎台下の陸軍省所轄地については「軍隊ノ演習上何等ノ価値無」と述べているのに対して、「通称帶山ト唱フル熊本県飽託郡広畠村大字保田窟字下ノ山」<sup>24</sup>については、「熊本衛戍地各隊ヨリ距離僅少ニシテ土質地水並地形等各種ノ演習上必要ノ土地」であり、「附近ノ地形ハ軍隊演習地トシテ最適當」であると書かれている。陸軍省はこうして帶山に2倍以上の面積（計3,957坪）の軍用地を新たに入手し、第6師団の軍用地はやがて大江・渡鹿よりもさらに東部の広大な敷地へと、移転・拡大が進んでいった。

一方、宮内町二番地（図7）では民有地が拡幅し、翌44（1911）年に大日本軌道株式会社の「宮内—知足寺町」間が開通し、かつて熊本城の南西端を区画していた水堀の跡（埋立地）を軽便鉄道が走ることになった。こうして、陸軍省と民有地との土地交換や近代のインフラ整備に伴って熊本城下の宮内一帯には民有地が増え、その土地利用も大幅に様変わりした。これは熊本城の北端でも同様で、かつて城外（京町）と城内（古京町）を隔てた新堀においても、明治43（1910）年に陸軍省が大日本軌道株式会社に土地貸下・開削を許可し【JACAR Ref. C07072888400】、「上熊本—広町」間に軽便鉄道を敷設、そして大正12（1921）年の市電敷設時にさらに開削され平坦道路となり、磐根橋と新堀橋が架けられる等、都市の近代化が進められた。

表3 「交換見込地調書」のうち民有地1町3反1畝27歩

の内訳【JACAR Ref. C02031442600】

地番	293-1	293-2	293-3	293-4	293-5
地積	3,219	3,003	3,229	1,815	1,721

(地積 計 12,987)

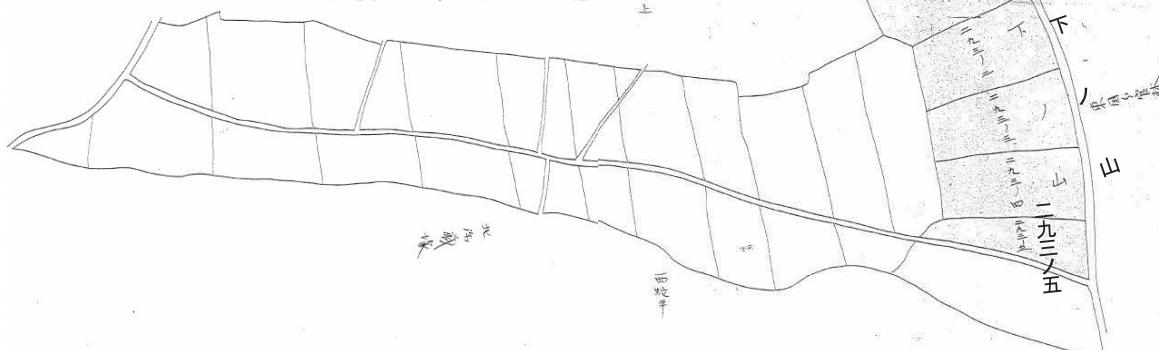


図9 広畠村「帶山」の土地交換 明治44（1911）年【JACAR Ref. C07072844900】

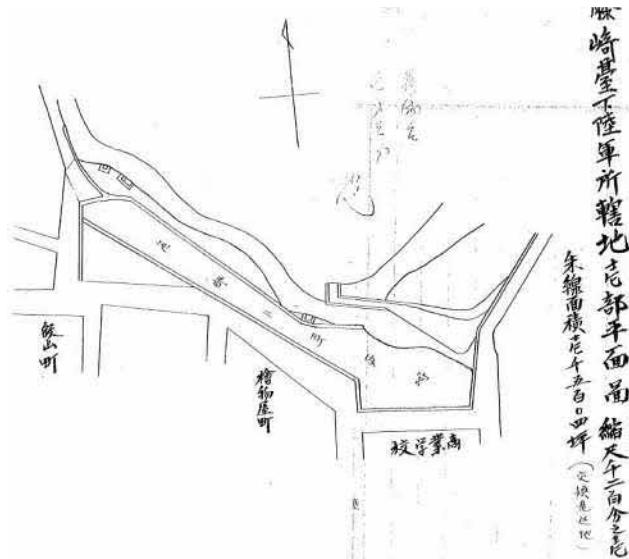


図7 藤崎台下陸軍所轄地平面図 1,504坪（交換見込地）

明治44（1911）年【JACAR Ref. C07072844900】

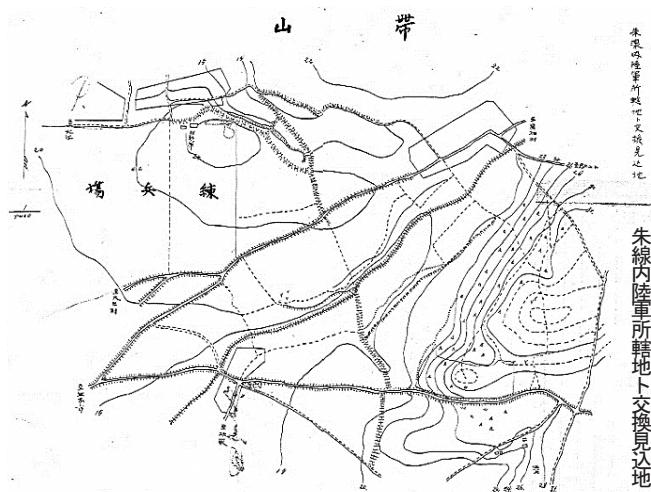


図8 朱線内陸軍所轄地ト交換見込地 帶山練兵場

明治44（1911）年【JACAR Ref. C07072844900】

陸軍所轄地ト交換見込地字図



### 3.5 軍備縮小期における軍用地移転と渡鹿練兵場

#### 3.5.1 軍用地移転と熊本市三大事業記念国産共進会

大正10・11（1921・22）年、ワシントンでの世界的軍備縮小会議の開催後、日本でも山梨軍縮（1921～23）、宇垣軍縮（1924～27）が進められた。同14（1925）年に歩兵第64連隊（都城）を廃止し、そのため前年に渡鹿（熊本）へ移転したばかりの歩兵第23連隊は都城（宮崎）へ、さらに渡鹿には歩兵第13連隊が移転した。大正12（1923）年5月「歩兵第23聯隊移転地ノ撰定並練兵場ノ整備ニ関スル件」【JACAR Ref. C03011785400】によれば、「渡鹿練兵場ハ縮小ノ為其ノ利用価値減損スルヲ以テ将来帶山演習場ヲ東方ニ拡張シテ之ヲ大練兵場トナス」と記している。

その後、歩兵第23連隊跡地では「熊本市三大事業記念国産共進会」（図10・11）が開催された。



図10 「最近実測熊本市街地図」より部分拡大

大正14（1925）年 細井敏幸氏蔵



図11 「熊本市三大事業記念国産共進会 本館及噴水塔」

（絵葉書の年代は不詳）筆者蔵

三大事業とは、上水道事業の給水開始、市電開通、歩兵第23連隊の移転完了を指す。この「熊本市三大事業」は今年でちょうど100周年ということもあり、現在でも広く

市民に認知され、渡鹿への軍用地移転も熊本市長の偉業、都市計画の成果と捉えられている。しかし実は軍縮という時代背景の影響が大きかったことは、あまり知られていない。他にも、城内の現監物台樹木園に所在していた熊本陸軍幼年学校が昭和2（1927）年に廃校、また全国的な午砲の廃止等、軍縮の影響は様々な形で現れた。しかし、陸軍省は都市部の高価な土地を手放して郊外の安価で広大な土地を入手する等、限られた軍事費内で軍用地を維持した。その結果、軍縮期においても熊本の軍用地面積にほとんど縮小はみられず、その後の終戦に至るまで、熊本城一帯が第6師団の重要な衛戍地であることに変わりはなかった。

#### 3.5.2 都市計画法による用途地域指定と渡鹿練兵場

大正8（1919）年に都市計画法（旧法）が公布、翌年に施行されたが、熊本市には同12（1923）年に適用され、同14（1925）年に1市3村にまたがる熊本都市計画区域が決定した。その後、昭和3（1928）年の「都市計画熊本地方委員会」において用途地域案等に関する議論を行ったところ、当時は鉄道が主な輸送手段であったため、将来的な工業発展に備えて水前寺駅周辺を「工業地域」に指定すべきとの意見も出された。図12から、熊本駅・上熊本駅・春竹駅（現南熊本駅）周辺では、実際に大きな工場が集中していた状況がわかる。しかし、第4回委員会の会議録<sup>25</sup>によれば、白川左岸の広い範囲（春竹町から渡鹿練兵場にかけて）は「土地高燥」、すなわち標高が比較的高く湿気が少ない土地であることを理由に「住居地域」が適当とされ、その用途が決定した。陸軍は近代の都市計画に先行して良好な環境の土地を入手・占有していた状況がわかる。



図12 「熊本都市計画 工場分布図」より部分拡大

出典 都市計画熊本地方委員会編（1928）『熊本都市計画参考資料第3集』公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所市政専門図書館蔵（複写資料は熊本市歴史文書資料室蔵）

### 3.6 渡鹿練兵場付近の環境と軍用地の選地

昭和 28 (1953) 年の白川 626 大水害では熊本城下一帯が広範囲に水没する中、二大緑地ともに泥水害の被災範囲を免れている (図 13 白色部分)。このことは、旧軍用地の立地・環境を考える上で大変興味深く、近代陸軍の軍用地選択の判断が優れていたことの証左と捉えることもできる。

一方、明治時代末に全国で伝染病が流行し、熊本県下でも伝染病予防についての告諭 (明治 42 年)、赤痢病予防についての訓令 (同 43 年)、トラホーム予防心得 (同 44 年) を県知事が発した。野砲兵第 6 連隊では「排水不充分」との理由から「下水溝新設」工事を計画し、明治 45 (1912) 年に「下水溝模様替工事」を実施している。公文書の大規模な土管理設計画図から、当時の公衆衛生意識の高まりと軍用地の土地改良の状況がわかる (図 14)。



図 13 「熊本市泥水害分布図」昭和 28 (1953) 年 熊本市教育研究所 熊本市歴史文書資料室蔵を一部拡大、筆者加筆  
凡例 (カラー) は、研究所HP掲載のPDFを参照。千葉城緑地 (旧第6師団司令部、熊本城) と渡鹿緑地 (旧渡鹿練兵場) の二大緑地はいずれも白色で水色 (泥水地域) や黒色 (滅失した地域) を免れている。これは近代陸軍による軍用地選地の優位性が示された結果とも言える。なお、明治 44 年に「下水溝模様替工事」を実施した野砲兵第 6 連隊の跡地は被災地に隣接している。

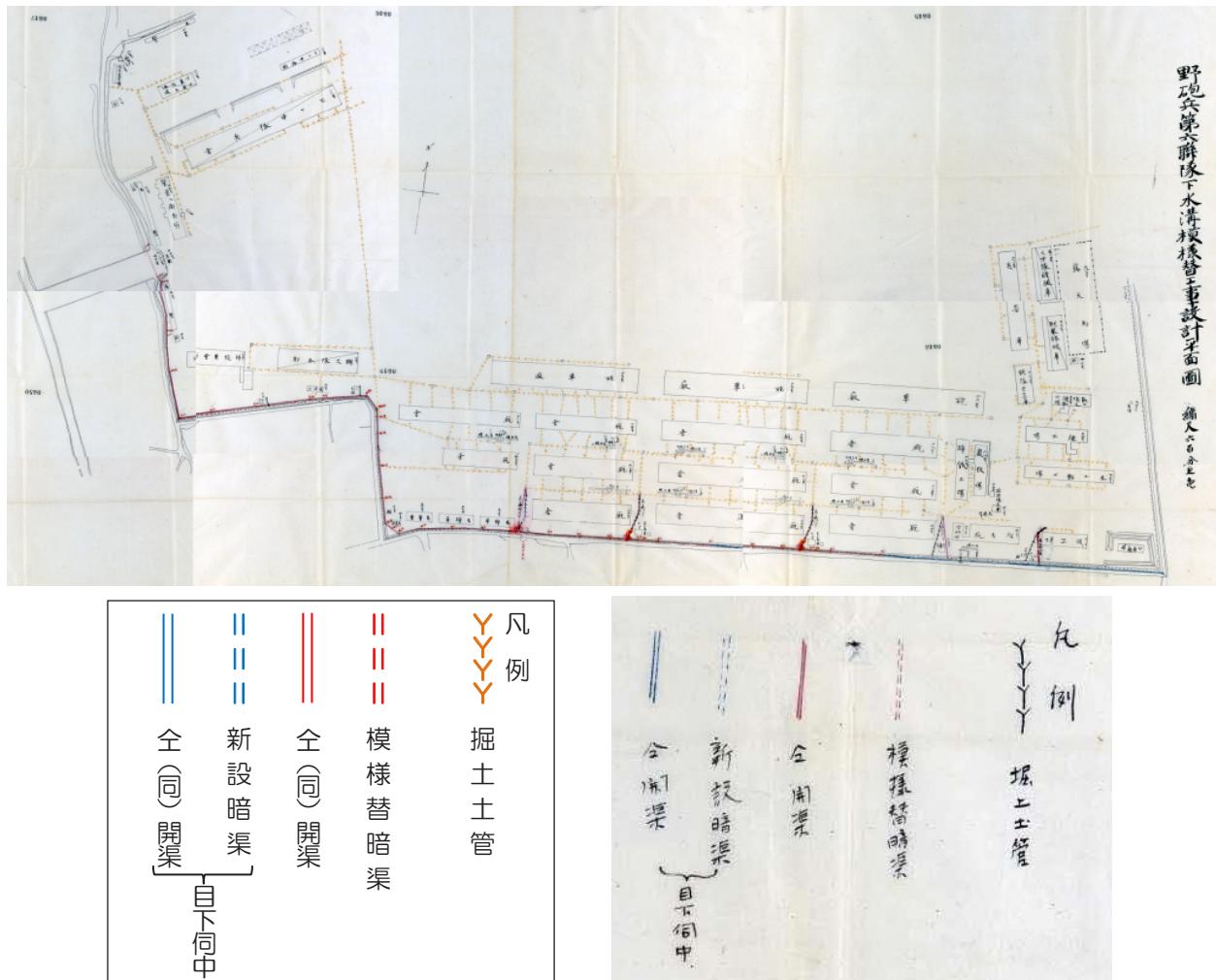


図 14 野砲兵第 6 連隊の下水溝工事設計平面図 (図面原本では暗渠・開渠・土管の凡例は色で区別あり)

明治 45 (1912) 年 【JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031493100】防衛省防衛研究所 蔵

注 凡例には土管の記号があり、広範囲にわたって下水溝 (石造の開渠・暗渠) を改修し、さらに大量の土管を連結・埋設した状況がわかる。この工事の経費概算は「金 997 圓 70 錢 5 厘」であった。近代の陸軍は兵舎や火薬庫など様々な軍用施設を渡鹿一帯に建設した。その工事範囲は地上部分のみでなく、地中にも及ぶ。これらは近世以前の遺構と同様、現在も地中に残存しており、埋蔵文化財の発掘調査等で発見・検出されることも多い。熊本城内の事例では、熊本博物館改修工事に伴う調査で近代の土管 (2 種) が発見された。土管の破片から遺構の年代を特定することは大変困難だが、近代の公文書に工事計画・仕様内容・平図面等の詳細が記されている場合は、考古学的な遺構・遺物の年代比定にも役立てることができ、大変貴重な情報である。

## 4 米国の公文書からみた渡鹿練兵場

前章で触れたように、渡鹿・大江、帶山には近代に多くの軍施設が移転した。こうした軍施設は、戦前・戦中において、米国側の公文書に記録が残されていることもある。

### 4.1 渡鹿・大江・帶山の軍用施設

本項では、熊本市の空襲被害と渡鹿練兵場付近の罹災状況について、米国国立公文書館の所蔵資料や戦災復興誌等の記録から確認する。

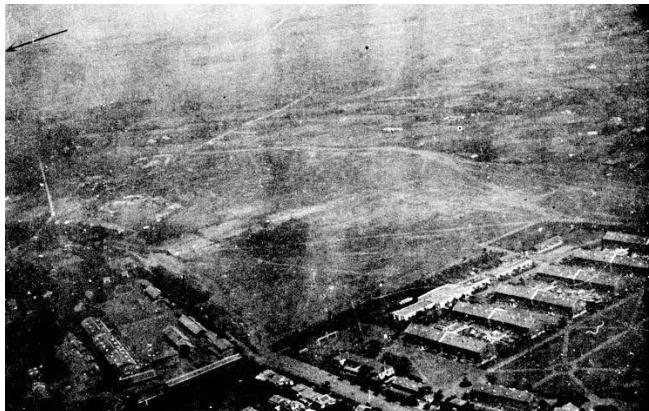


図15 「熊本渡鹿練兵場」昭和5（1930）年7月撮影  
高度：約400m、方位・SE（南東）、距離約800m  
出典 国立国会図書館デジタルコレクションより  
<https://dl.ndl.go.jp/ja/pid/4009470/1/58>

原所蔵機関：米国国立公文書館（RG243）  
コレクションタイトル：日本占領関係資料  
タイトル：Translation No. 19, 20 December 1944,  
airways data; Kyushu Chiho. Report No. 3-d(15)  
書誌情報：000007744416

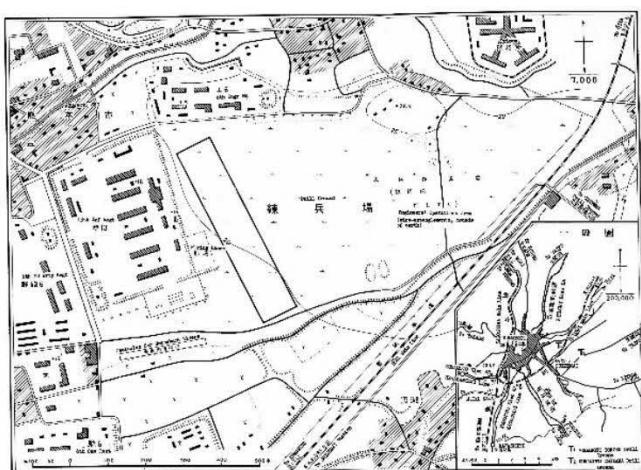


図16 「KUMAMOTO TOROKU DRILL GROUND」（1935年11月）  
出典 国立国会図書館デジタルコレクションより  
<https://dl.ndl.go.jp/ja/pid/4009470/1/59>

原所蔵機関：米国国立公文書館（RG243）  
コレクションタイトル：日本占領関係資料  
タイトル：Translation No. 19, 20 December 1944,  
airways data; Kyushu Chiho. Report No. 3-d(15)  
書誌情報：000007744416

米国国立公文書館には、昭和5（1930）年7月渡鹿練兵場の空中写真（図15）や同10（1935）年11月渡鹿練兵場の地図（図16）等が所蔵されている。図15は北西方向から南東側を向いて撮影した写真である。図中の中央には広大な渡鹿練兵場があり、図中の右下には歩兵第13連隊の兵舎が平行して6棟並んでいる様子がわかる。図16中の「KUMAMOTO TOROKU DRILL GROUND」とは渡鹿練兵場のことである。図の中央に渡鹿練兵場が、図の右上（北西）には渡鹿刑務所が見え、図の右下には、熊本市街地を中心とした広範な熊本の地図も示している。

このように、太平洋戦争開戦における渡鹿一帯の軍用施設については、米国国立公文書館所蔵の写真・地図等で詳細に確認することができる。

なお、図16の練兵場の中央付近で南北方向に延びる長方形の枠線は、飛行機の不時着場を示したものと考えられ、米国戦略爆撃調査団の資料（図17）でも渡鹿練兵場には「Toroku Drill Grounds (Emergency Airport)」とその用途が併記されている。その他、図17には火薬庫を示す「Powder Magazine」の表記が複数箇所に認められ、各軍用施設に付随する形で火薬庫が市内各所に点在していた様子がわかる。

これら軍用施設の名称、米国戦略爆撃調査団の記載名称、さらに当該地の現状については、表4にまとめた。

表4 近代における渡鹿・大江一帯の軍用施設

（番号①～⑤は、図17～19の番号と共通）

	軍用施設	米国戦略爆撃調査団の記載名称	当該地の現状
①	渡鹿練兵場	Toroku Drill Grounds (Emergency Airport)	熊本学園大学ほか
②	歩兵第13連隊	13th Infantry Regiment	熊本学園大学ほか
③	工兵第6連隊	6th Engineer Battalion	熊本大学グラウンド、熊本県警察学校ほか
④	野砲兵第6連隊	6th Field Artillery Regiment	熊本市立白川中学校、熊本市消防局ほか
⑤	騎兵第6連隊	6th Cavalry Regiment	熊本市立図書館ほか
—	火薬庫	Powder Magazine	複数箇所あり（各軍用施設に付隨）

出典 国立国会図書館デジタルコレクションより作成

<https://dl.ndl.go.jp/pid/8319361/1/2>

Records of the U.S. Strategic Bombing Survey ;  
Entry 41, Pacific Survey Reports and Supporting Records 1928-1947  
米国戦略爆撃調査団文書；太平洋地域調査報告書及び作成用資料

近代の熊本市における軍用地移転と戦後の渡鹿緑地

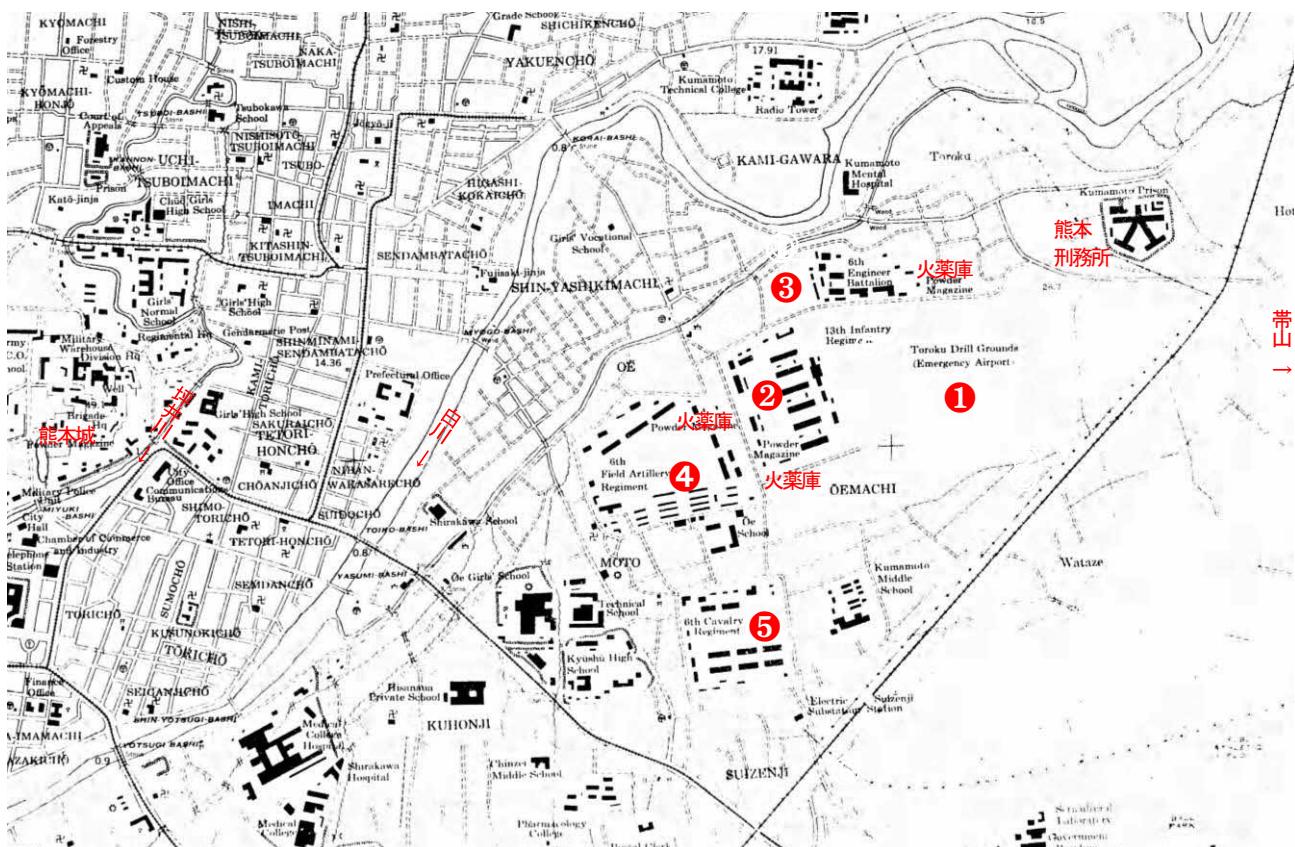


図17 渡鹿練兵場一帯 昭和19（1944）年「KUMAMOTO PREFECTURE, KYUSHU, JAPAN」国立国会図書館デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp/pid/8319361/1/2>) に筆者が加工・加筆、原所蔵機関：米国国立公文書館 (RG243)、コレクションタイトル：日本占領関係資料、書誌ID 024057633、図中番号（①～⑤）は表4と共に通。



図18 空襲前の渡鹿練兵場一帯 昭和20（1945）年6月「KUMAMOTO AREA」国立国会図書館デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp/pid/3984521/1/11>) に筆者が加工・加筆、原所蔵機関：米国国立公文書館 (RG243)、コレクションタイトル：日本占領関係資料、書誌ID 000006879234、図中番号（①～⑤）は表4と共に通。

#### 4.2 渡鹿練兵場周辺の空襲被害

近代以降、軍都として発展した熊本市には軍用施設が点在していたため、市内各所で米軍による空襲・爆撃を受けた。空襲前(図18)すなわち米軍偵察機が損害評価用に昭和20年5月16日に撮影した空中写真と空襲後の空中写真(図19)を見比べると、道路や土地の境界線がわからなくなるほど激しく破壊された状況がわかる。戦中に空襲で罹災した土地の多くは、戦後になると「熊本復興土地区画整理」の対象となり渡鹿付近は「第2地区」の「第2工区」に組み込まれた(図20)。

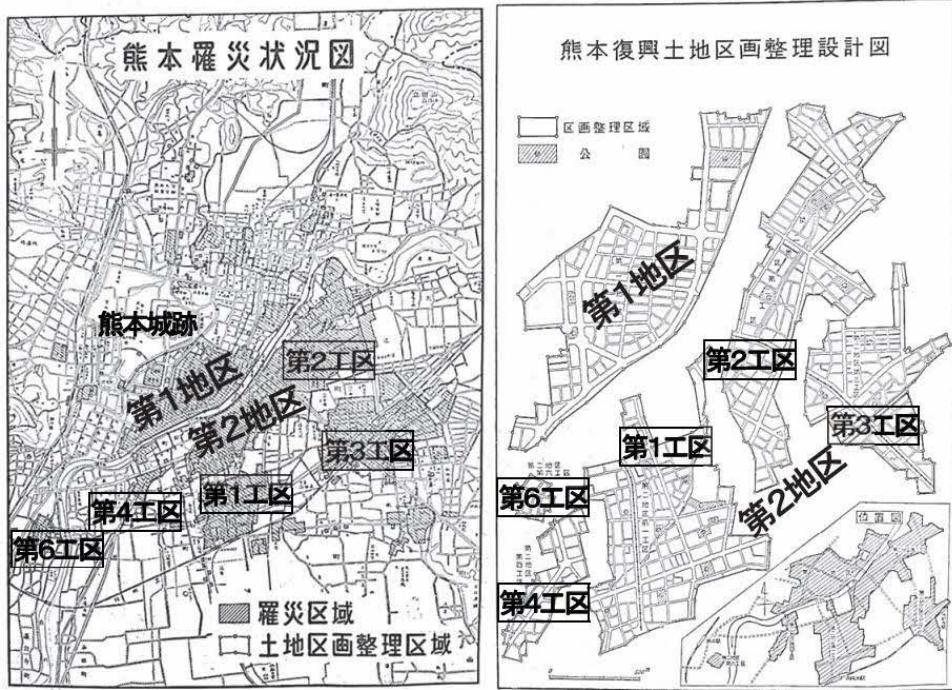


図20 「熊本罹災状況図」(左)、「熊本復興土地区画整理設計図」熊本市戦災復興誌編集委員会編(1985)『熊本市戦災復興誌』(熊本市都市局)に筆者が加工・加筆。  
国立国会図書館デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp/pid/9672748/1/28>)

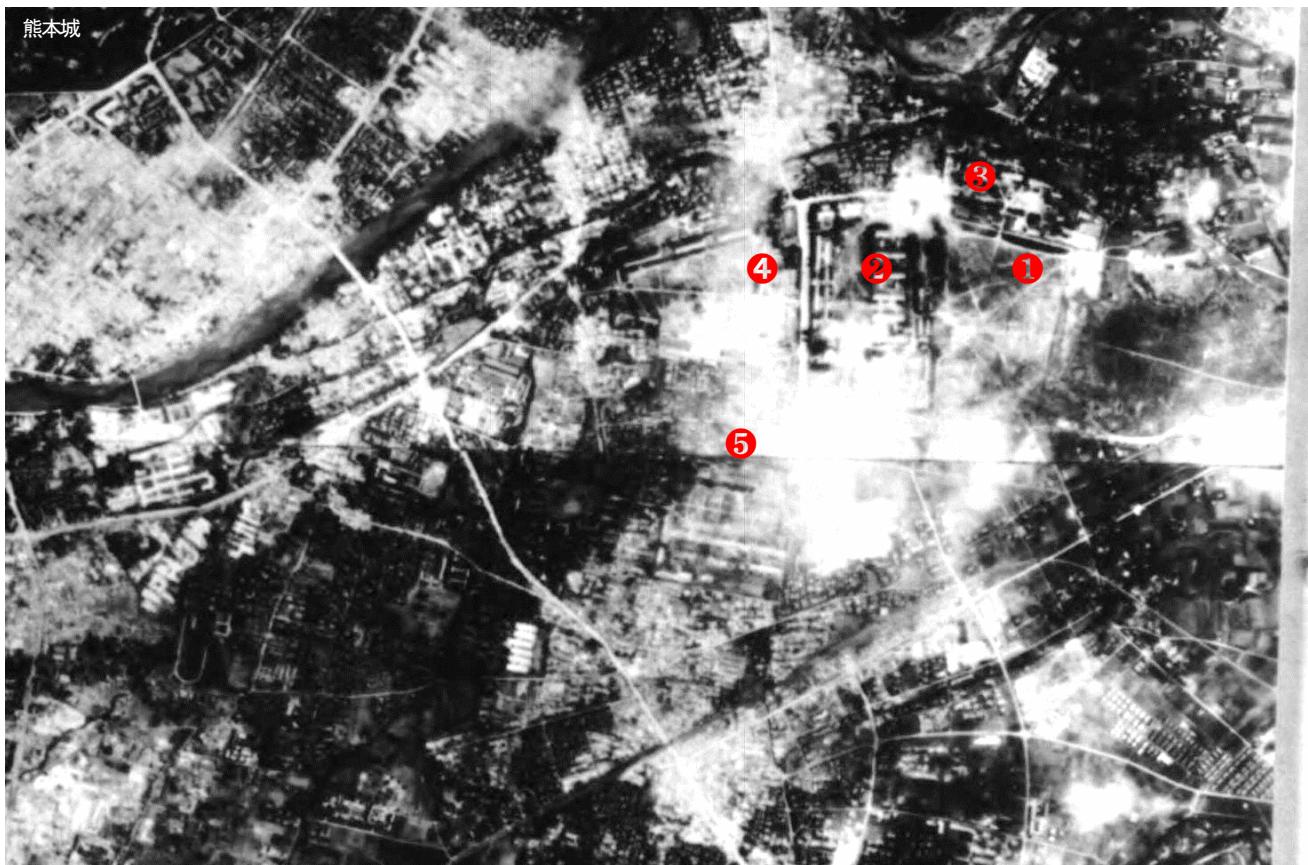


図19 空襲後の渡鹿練兵場一帯 昭和20(1945)年7月「KUMAMOTO」国立国会図書館デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp/pid/3984521/1/10>)に筆者が加工・加筆、原所蔵機関: 米国国立公文書館(RG243)、コレクションタイトル: 日本占領関係資料、書誌ID 000006879234、図中番号(①~⑤)は表4と共に。  
焼失を免れた熊本城内の旧軍施設とは対照的に、渡鹿練兵場一帯は空襲被害がみられる。

## 5 戦災復興都市計画と渡鹿緑地の決定

昭和 20 (1945) 年 12 月、「戦災地復興計画基本方針」が閣議決定された。昭和 21 (1946) 年 5 月には各地方長官宛ての通牒「軍用跡地を都市計画緑地に決定スルノ件」が出された。同年 9 月に「特別都市計画法」が公布され、熊本市を含む 115 都市を戦災復興都市に指定、同月に戦災復興院次長の通牒「緑地計画標準」が定められると、市街地面積の 10% を緑地、近隣公園・児童公園は市街地面積の 5%、一人当たり 1 坪以上とすることになった。

熊本市では昭和 21 (1946) 年 9 月、戦災復興院による「熊本復興都市計画」で都市計画緑地が決定し、いずれも軍用跡地の第一号「千葉城緑地」(76.15ha)、第二号「渡鹿緑地」(66.18ha) の二大緑地が誕生した（表 5、図 21）。

表 5 千葉城緑地・渡鹿緑地（位置・地積など）

名称	位置	地積 (ha)	摘要
千葉城緑地	古京町、二の丸町、古城町、南古城町、千葉城町、宮内町	76.15	昭和 21 年 9 月 25 日
渡鹿緑地	大江町地内	66.18	〃
合計	—	142.33	—

出典 建設省編 1959『戦災復興誌 第1巻』(P763) より筆者作成



図 21 熊本県計画課 1946 「第二号 渡鹿緑地」現況図  
『第十八回熊本都市計画地方委員会関係書』熊本県都市計画課蔵



図 22 熊本県計画課 1946 「第二号 渡鹿緑地」計画図  
『第十八回熊本都市計画地方委員会関係書』熊本県都市計画課蔵

なお、この都市計画緑地決定について、昭和 21 年当時の「理由書」には「本市従来の公園は狭隘で何等見るべき施設がないので今次の復興計画で本案のように緑地を決定し学都として文化都市として適応しい保健厚生その他の拡充を図らんとするもの」と記している。

しかし、渡鹿緑地において、計画図（図 22）に描かれているような「総合運動場」や「大広場」が整備されることとはなかった。既存ストックとしての広大な旧軍用地（国有地）には、やがて、熊本女子大学、熊本商科大学、専売公社倉庫、公務員住宅、県営住宅、託麻原小学校等が整備された。

## 6 渡鹿緑地の縮小・廃止

### 6.1 復興土地区画整理区域の施行区域・事業費変更

復興土地区画整理区域（図 25）は当初 1,406 千坪の施行区域に総事業費 117,473 千円であった。しかし、昭和 24 (1949) 年に政府が示した日本経済再建策（経済 9 原則）に基づく「戦災復興事業再検討 5 箇年計画」で再検討した結果、847 千坪、総事業費 223,975 千円となった。ところが同 25 (1950) 年に朝鮮戦争が起こり特需景気・物価高騰が発生すると物価改訂に伴う増額が認められ、同 26

(1951) 年以降、246,550 千円で事業を収束させることになった。さらに熊本市では同 28 (1953) 年に白川 626 水害が発生して多大な被害となり追加増額が認められ、昭和 25 年から同 34 年度までに 502,860 千円が認められて事業を収束させた。白川 626 水害のほか、進駐軍、運輸省に関する理由により、施行区域は計 4 回変更された（表 6）。

表 6 復興土地区画整理区域縮小の変遷

区分	地積 (千坪)	決定年月日	摘要
当初 決定	1,406	昭 21. 9. 25	
第1回 変更	1,433	昭 24. 3. 19	進駐軍使用の土地、家屋の一部開放、運輸省の鉄道停車場計画の樹立等に即応せしめるため変更
第2回 変更	1,113	昭 30. 9. 12 建告第 661 号	5 工区、7 工区の除外
第3回 変更	875	昭 33. 10. 8 建告第 1,743 号	大水害のため残事業の多い区域、即ち第 2 次施行区域を除外した
第4回 変更	880	昭 34. 10. 26 建告第 2,079 号	辛島町朝日ビル附近を追加編入、大江町九品寺の一部を除外

出典 建設省編 (1960)『熊本市』『戦災復興誌 第九巻 都市編V』財団法人都市計画協会より筆者作成

建設大臣 中村梅吉殿	建計発第414号 昭和36年12月14日																						
熊本市長 坂口主税																							
熊本都市計画緑地変更について																							
都市計画法第3条の規定に基づき熊本都市計画緑地に決定しております渡鹿緑地について区域の変更を致したいので関係図書相添え申請致します。																							
理由																							
渡鹿緑地は昭和21年9月都市計画法第3条の規定により決定を受けています。面積約66.18ヘクタールの地域であります。																							
本緑地は熊本市の東部に位置し、元来旧軍用地として兵舎並びに演習場として使用され終戦時に混乱時代に一時兵舎を海外引揚者の収容所としましたが、本市としては、此の広大なる地域を熊本市東部地区の大緑地として理想的な総合運動場並びに大広場、樹木苗園等を計画し其の実現に努力して來たのであります。																							
然るに其の後都市の発展甚しく特に大江町、水前寺町、健軍町の人口の増加は益々激しさを加え本緑地に於ても一部を国有地として民間に払下げ又一部に於ては熊本女子大学、熊本商科大学、専売公社倉庫、公務員住宅、県営住宅、託麻原小学校等が建築されたのであります。此のような社会情勢から本市としても当該緑地を再検討する必要性を生じて来て居りますが今般住宅地改良法に基き当該緑地内に永久構造住宅建設の計画が申請され、本市としては度々関係個所と別途住宅地の選定方を接渉したのでありますが意の如くならず、都市の発展状況及び社会情勢等から如何ともしがたく、充分検討したところ萬止むを得ないものと思料されるので敷地面積約2.01ヘクタールを当該緑地より除斥して緑地の域を変更せんとするものであります。																							
熊本市都市計画緑地 土地所有者別面積及び地目別面積調書 第2号 渡鹿緑地																							
第1 所有者別面積																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th>所有者別</th><th>面積 (ヘクタール)</th><th>区域全面積に対する 百分率 (%)</th><th>摘要</th></tr></thead><tbody><tr><td>官有地</td><td>10.20</td><td>16.00</td><td></td></tr><tr><td>県有地</td><td>2.52</td><td>3.91</td><td></td></tr><tr><td>民有地</td><td>51.12</td><td>80.09</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>63.84</td><td>100.00</td><td></td></tr></tbody></table>	所有者別	面積 (ヘクタール)	区域全面積に対する 百分率 (%)	摘要	官有地	10.20	16.00		県有地	2.52	3.91		民有地	51.12	80.09		計	63.84	100.00				
所有者別	面積 (ヘクタール)	区域全面積に対する 百分率 (%)	摘要																				
官有地	10.20	16.00																					
県有地	2.52	3.91																					
民有地	51.12	80.09																					
計	63.84	100.00																					
第2 地目別面積																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th>地目別</th><th>面積 (ヘクタール)</th><th>区域全面積に対する 百分率 (%)</th><th>摘要</th></tr></thead><tbody><tr><td>公共用地</td><td>10.20</td><td>16.00</td><td></td></tr><tr><td>宅地</td><td>5.32</td><td>8.33</td><td></td></tr><tr><td>畠地</td><td>48.52</td><td>75.67</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>63.84</td><td>100.00</td><td></td></tr></tbody></table>	地目別	面積 (ヘクタール)	区域全面積に対する 百分率 (%)	摘要	公共用地	10.20	16.00		宅地	5.32	8.33		畠地	48.52	75.67		計	63.84	100.00				
地目別	面積 (ヘクタール)	区域全面積に対する 百分率 (%)	摘要																				
公共用地	10.20	16.00																					
宅地	5.32	8.33																					
畠地	48.52	75.67																					
計	63.84	100.00																					
工事概算書 緑地番号：第2号 名称：渡鹿緑地 単位：百万円																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th rowspan="2">用 地 費</th><th rowspan="2">物 件 移 転 費</th><th colspan="5">築 造 費</th><th rowspan="2">事 務 費</th><th rowspan="2">計</th></tr><tr><th>整 地 費</th><th>工 作 費</th><th>建 築 費</th><th>植 樹 費</th><th>小 計</th></tr></thead><tbody><tr><td>220</td><td>3</td><td>1.3</td><td>10</td><td>0.9</td><td>1</td><td>16.2</td><td>4</td><td>240.2</td></tr></tbody></table>	用 地 費	物 件 移 転 費	築 造 費					事 務 費	計	整 地 費	工 作 費	建 築 費	植 樹 費	小 計	220	3	1.3	10	0.9	1	16.2	4	240.2
用 地 費			物 件 移 転 費	築 造 費						事 務 費	計												
	整 地 費	工 作 費		建 築 費	植 樹 費	小 計																	
220	3	1.3	10	0.9	1	16.2	4	240.2															

図23 「第48回熊本都市計画地方審議会内申綴」<sup>26</sup>  
「熊本都市計画緑地変更について」より一部抜粋

さらに、昭和31（1956）年「都市公園法」公布後、昭和36（1961）年12月「第48回熊本都市計画地方審議会内申綴」（熊本県計画課）により、渡鹿緑地の面積は66.18haから63.84haへ変更された（図23）。本市の都市計画公園の区域変更（面積減少）は渡鹿緑地に限らず、熊本城公園や水前寺運動公園等、他の都市計画公園でも起きている。

やがて渡鹿緑地は、その広大な緑地面積のほとんどが引揚者等の復興住宅（青葉住宅）用地となって失われてしまった。最終的には、昭和37（1962）年7月16日開催の「第50回熊本都市計画地方審議会内申綴」（熊本県計画課）の「熊本都市計画公園の変更並びに追加について」により「第34号 渡鹿公園」（1.58ha）が開設された。人々の「渡鹿緑地」と比較するとごくわずかな面積に留まり、「渡鹿緑地」としては実質的に消滅したと言える。

熊本都市計画緑地「渡鹿緑地」としての期間は約16年間（1946—1962）であり、二大緑地のうち「千葉城緑地」が「熊本城緑地」へとその名称・面積を変更しながらも、最終的には都市計画公園「熊本城公園」として今日まで保存されている経緯とは極めて対照的な状況となっている。

## 6.2 国有財産の処分と旧軍用地の転用

ここでは国有財産地方審議会の審議結果と主な処分財産についてまとめる（表7・8、熊本城一帯の審議は除く）。

表7には、渡鹿一帯の軍用財産に関する審議結果を含んでいる。例えば「旧工兵第6連隊」については、第4回審議会（昭和31年11月開催）で、旧軍施設の土地・建物（13棟）等を文部省へ「所管換」することにより熊本電波高等学校を開設し、さらに第5回審議会（同年翌月開催）では「旧渡鹿練兵場及び作業場」（4,370坪）を同校の運動場として文部省へ「所管換」している。さらに、「旧歩兵第13連隊」については、旧軍用地（1,225.330坪）を5,030,969円で県へ「減額売払」、旧軍建物（171,500坪）を県へ「譲与」し、県はここに「改良住宅」を整備している。こうして渡鹿一帯の旧軍用財産（土地・建物）は、所管換・売払・譲与等によってその所有者が文部省や県へと移り、学校や住宅へと土地・建物の用途が変わっていた。

渡鹿以外でも、清水町の旧軍用土地・建物は在日米軍からの返還後に防衛庁へ所管換（現陸上自衛隊北熊本駐屯地）、健軍の旧三菱重工業株式会社熊本工場も防衛庁へ所管換（現陸上自衛隊健軍駐屯地）、さらに旧熊本飛行場は当時の運輸省（航空局）へ所管換となる等、昭和31～32年の国有財産地方審議会は、熊本の都市形成に大きな影響を与えた。

表7 国有財産地方審議会の審議結果（熊本城一帯を除く）

処理・回	旧軍用地名（口座名）	所在地	区分	数量	評価額・売払価格（円）	備考	用途	出典	
所管換 第2回 S31.8.6 P116	キャンプウッド兵舎地区	熊本市	土地	48,640.490	坪	在日米軍から返還後、防衛庁へ所管換することについて事務当局案を妥当と認め決定	防衛庁に所管換	大蔵省印刷局1957『国有財産地方審議会の審議経過』	
			建物	124	棟				
			〃延	13,245.020	坪				
			工作物	74	個				
			機械器具	128	台				
	キャンプウッド住宅地区	熊本市	土地	230	坪				
			建物	85	棟				
			〃延	6,127.000	坪				
			工作物	13	個				
			機械器具	170	台				
處理・回	花園小銃射撃場	熊本市	土地	32,287.960	坪	在日米軍から返還後、防衛庁へ所管換することについて事務当局案を妥当と認め決定	防衛庁に所管換	大蔵省印刷局1957『国有財産地方審議会の審議経過』	
			建物	11	棟				
			〃延	85.140	坪				
			工作物	19	個				
処理・回	旧軍用地名（口座名）	所在地	区分	数量	評価額・売払価格（円）	備考	用途	出典	
所管換 第4回 S31.11.6 P118	旧三菱重工業株式会社熊本工場	熊本市	建物（鉄骨）	2,659.840	坪	—	審議の結果、事務当局案を妥当と認め決定	陸上自衛隊の用に供するため、防衛庁に所管換	大蔵省印刷局1957『国有財産地方審議会の審議経過』
処理・回	旧軍用地名（口座名）	所在地	区分	数量	評価額・売払価格（円）	備考	用途	出典	
所管換 第4回 S31.11.6 P118	旧工兵第6連隊	熊本市	土地	12,664.000	坪	文部省へ所管換（運動場用地4,370坪を除く部分については、事務当局案のとおり決定した）	熊本電波高等学校の用に供するため、文部省に所管換	大蔵省印刷局1957『国有財産地方審議会の審議経過』	
			立木	66	本				
			〃	139.370	石				
			建物	13	棟				
			〃延	2,141.400	坪				
			工作物	—	式				
処理・回	旧軍用地名（口座名）	所在地	区分	数量	評価額・売払価格（円）	備考	用途	出典	
所管換 第5回 S31.12.8 P119	運動場用地（旧渡鹿練兵場及び作業場）	熊本市	土地	4,370.000	坪	—	数量を4,440坪10に変更する当局案を打倒と認め決定	熊本電波高等学校の用に供するため、文部省に所管換	大蔵省印刷局1957『国有財産地方審議会の審議経過』
処理・回	旧軍用地名（口座名）	所在地	区分	数量	評価額・売払価格（円）	備考	用途	出典	
所管換 第6回 S32.2.26 P119	旧熊本飛行場	熊本市及び託麻村	土地	48,519.090	坪	—	審議の結果、事務当局案を妥当と認め決定	熊本飛行場（第2種空港）の用に供するため、運輸省（航空局）に所管換	大蔵省印刷局1957『国有財産地方審議会の審議経過』
処理・回	旧軍用地名（口座名）	所在地	区分	数量	評価額・売払価格（円）	備考	用途	出典	
所管換 第7回 S32.3.11 P120	旧三菱重工業株式会社熊本工場	熊本市	土地	180,131.210	坪	審議の結果、事務当局案を妥当と認め決定	陸上自衛隊の用に供するため、防衛庁福岡建設部に所管換	大蔵省印刷局1957『国有財産地方審議会の審議経過』	
			立木	459	本				
			建物	10	棟				
			〃延	6,958.800	坪				
			工作物	5	個				
処理・回	旧軍用地名（口座名）	所在地	区分	数量	評価額・売払価格（円）	備考	用途	出典	
使用承認 第2回 S31.6.26 P120	旧三菱重工業株式会社熊本工場	熊本市	土地	11,726.640	坪	—	審議の結果、事務当局案を妥当と認め決定	陸上自衛隊の車輛操縦及び訓練場として防衛庁（福岡建設部）に使用承認	大蔵省印刷局1957『国有財産地方審議会の審議経過』
処理・回	旧軍用地名（口座名）	所在地	区分	数量	評価額・売払価格（円）	備考	用途	出典	
所管換 第6回 S32.2.26 P119	旧熊本飛行場	熊本市及び託麻村	土地	48,519.090	坪	—	審議の結果、事務当局案を妥当と認め決定	熊本飛行場（第2種空港）の用に供するため、運輸省（航空局）に所管換	大蔵省印刷局1957『国有財産地方審議会の審議経過』

出典 表内に記載のとおり

表8 主な処分財産（熊本城一帯を除く）

処理区分	旧軍用地名（口座名）	所在地	区分	数量	処分価格（円）	相手方	用途	出典
減額売払	旧歩兵第13連隊	熊本市大江町、栄町	土地	1,225.330	坪	5,030,969	熊本県知事	改良用住宅用地 南九州財務局1963『南九州財務局要覧 昭和37年』
譲与	旧歩兵第13連隊	熊本市大江町、栄町	建物	171.500	坪	—	熊本県知事	改良住宅

出典 表内に記載のとおり

## 7 考察

前章までの調査成果を踏まえ、本章では時期別（戦前・戦後）と地域別（全国・熊本）に分けて、考察を行う。

### 7.1 公文書からみた本研究の時期区分

公文書（付表）や渡鹿一帯の出来事を整理し、対象時期を近代I～IV、戦後I～IIIの計7期に区分した（表9）。

表9 本稿関係年表<sup>27</sup>

時期	和暦	西暦	月	世界・日本における主な出来事と関係法令	月	熊本における主な出来事（近代の軍用地、戦後の緑地・公園）
				年	月	年
近代I期	明治元	1868		明治維新、神仏分離令		長岡護美の建議により肥後藩で菊池・加藤二代を祭祀するよう達せられる
	明治2	1869		版籍奉還、知藩事（261人）を任命		版籍奉還により肥後藩（細川藩）の呼称は正式に熊本藩となる
	明治3	1870		藩政改革を公布		熊本城廢墮意見書、熊本城内を一般に開放、古城に医学校が開校（明治8年廃校）
	明治4	1871		廃藩置県、全国城郭毀廃ノ所置方ヲ各鎮台ニ心得シム		城内に錦山神社（加藤神社）を遷宮、花畠に鎮西鎮台設置、古城に洋学校開校
	明治5	1872		地券渡方規則		天皇熊本行幸、熊本県庁が二の丸から二本木へ移転、新牢を手取本町（現市役所敷地）に設置
	明治6	1873		地所名称區別、改訂鎮台条例、地租改正条例、存城・廢城決定、太政官布達第16号公園設置の布達		鎮西鎮台を熊本鎮台と改称、鎮西兵团病院を熊本鎮台病院と改称
	明治7	1874		地所名称區別改定、五鎮台所管土地建物区入費ヲ要スルモノ該台經營部ニ於テ担当		鎮台本営が本丸に移転、錦山神社（加藤神社）が新堀町に移転
	明治8	1875		公用土地買上規則、土地家屋貸渡方、陸軍省所轄 諸城並土地家屋貸渡方		熊本博覽会社主催の熊本博覽会が新堀町の錦山神社（加藤神社）で開催
	〃	〃		存城ニ孕メル軍事関渉ノ土地家屋從来人民借受ノ分ハ城内同様無遺漏可取調候事		二の丸に歩兵十三連隊が屯營、熊本県庁が二本木から古城病院跡に移転
	明治9	1876				二の丸に鎮台病院が落成、神風連の変、古城の洋学校跡地に臨時裁判所と県警本部を設置
	明治10	1877				西南戦争の火災で天守・本丸御殿等のほか、城下も広く焼失、下馬橋の撤去・架替
	明治11	1878		陸軍省所轄 土地家屋人民エ貸渡規則		藤崎八幡宮が南千反畠に移転、熊本裁判所が京町に移転、山崎練兵場が拡大
	明治12	1879				記念碑建立について明治天皇より金300円が下賜され庭園整備（後の清爽園）
	明治13	1880		土地売買譲渡規則		熊本区役所は洗馬川端町に移転、熊本県概表（熊本県の統計書）を刊
	明治14	1881				熊本県の地租改正完了
	明治15	1882		陸軍所轄地拝借願及明細書（書式）		大洪水（城周囲の石垣より抜け水瀑水の如し）
	明治17	1884				歩兵第13連隊の一部を分離して歩兵第23連隊第1大隊を設置、山砲兵第6大隊を砲兵第6連隊と改称し旧備前屋敷に設置、陸軍が宇土櫓と監物櫓を改修
	明治18	1885		鎮台条例改正、各鎮台の歩兵連隊で旅団を編成		旧花畠屋敷の庭石払下を受け翌年に庭園整備（後の清爽園）
	〃	〃		陸軍省所轄 土地家屋貸渡規則、陸軍參謀本部測量局が正式地形図作成を開始		
	明治19	1886		登記法、陸軍省官制 全国旧砲台地ノ内存置ヲ要セサルモノ其他不用ノ土地建物等ヲ売却シ練兵場及射撃場増地買収ノ資ニ充ツ		歩兵第13連隊と歩兵23連隊をもって第11旅団を編成
	明治20	1887				熊本県庁が古城から南千反畠町に移転
近代II期	明治21	1888		市制・町村制公布、師団司令部条例制定		熊本鎮台が第六師団と改称、熊本区役所が南千反畠町に新築・開院。託麻郡渡鹿村大江村の両村地内に於いて工兵営敷地及び練兵場等用地として官民有地合わせて13万6,429坪3合8匁（約45万m <sup>2</sup> ）を買収。
	明治22	1889		大日本帝国憲法公布、市制・町村制施行開始、土地台帳規則、土地収用法		熊本市発足（初代市長杉村大八）、金峰山地震、工兵第6大隊が渡鹿へ移転。
	明治23	1890		陸軍省所轄 土地家屋貸渡規則ヲ廃ス、官有財産管理規則、官有地取扱規則、官有地特別処分規則		熊本憲兵隊設置、第五高等中学校が黒髪村に新築落成。
	明治24	1891		官有財産目録（陸軍省「土地ノ部」）、官有財産管理規則第十六条ニ依調製スヘキ目録様式ノ件		城内梅屋敷（廻橋付近）に熊本電燈会社が開業、九州鉄道株式会社が久留米一高線間と高瀬一熊本市春日間を開通させる。
	明治25	1892				
	明治27	1894		日清戦争、臨時軍事費特別会計、軍事上緊急ノ必要ニ因リ購入シタル政府ノ物件貸付壳渡方		歩兵第23連隊が花畠屋敷跡に兵営を移転、第6師団に動員令（日清戦争）、九州鉄道株式会社が熊本一川尻間を開通させる。
	明治28	1895	4	日清講和条約（下関条約）調印		第6師団司令部が熊本市に帰還。
	明治29	1896				山崎練兵場で臨時大招魂祭を挙行
	明治30	1897				野戦砲營第六連隊第一大隊兵営が大江の新兵舎村に移転、監物台に熊本陸軍地方幼年学校が開校
	明治32	1899				下河原公園が開園
	明治33	1900		土地収用法改正		山崎練兵場が天江村に移転完了、熊本市新市街土地造成起工式、白川大水害
	明治34	1901		熊本の正式地形図完成		池田駅を上熊本駅と改称、新市街の土地造竣工、第1回熊本市統計書を発行
	明治35	1902	1	日英同盟協約調印		天皇行幸（陸軍大演習）、南坂・下馬橋改修（行幸坂・行幸橋）で城内へ国道11号延長、熊本電燈会社が解散し第九銀行に譲渡（熊本電燈所と改称）
	明治37	1904		日露戦争、臨時軍事費特別会計法		第六師団に動員令（日露戦争）、株式会社電燈所が事業開始（明治42年譲渡・解散）
	明治38	1905	9	日露講和条約（ボーツマス条約）調印		
	明治39	1906		鉄道国有法公布（翌年に九州鉄道株式会社も国有化）		熊本市は新市街地を煙草製造所として大蔵省に売却（明治44年落成）、第六師団司令部凱旋、下河原公園で凱旋祝賀會、渡鹿練兵場で臨時招魂祭
	明治41	1908		戊申詔書發布		熊本軽便鉄道など全国の8社が合併し、大日本軌道株式会社が設立
	明治42	1909		陸軍營繕費補充資金特別会計ノタメニスル陸軍ニ於ケル土地ノ貸付ニ閏スル件		清正公300年祭。新堀町の「錦山神社」は「加藤神社」に改称、藤公記念共進会
	明治43	1910		陸軍營繕費補充資金特別会計施行規則		西橋門外の杉、飯田丸のくるみ、頬当門内のもの木等を補植
	〃	〃	8	韓国併合に関する条約調印		
	明治44	1911		陸軍ニ於ケル土地建造物ヲ貸渡ストキ随意契約ニ依ルコトヲ得ル件		軽便鐵道（大日本軌道株式会社：知足寺宮内間）開通、軽便鐵道（菊池軌道：上熊本一広町間）開業、熊本專賣支局が新市街に落成。

近代の熊本市における軍用地移転と戦後の渡鹿緑地

時期	和暦	西暦	月	世界・日本における主な出来事と関係法令	月	熊本における主な出来事（近代の軍用地、戦後の緑地・公園）
近代Ⅱ期	大正3	1914	7	オーストリアがセルビアに宣戦布告、第1次世界大戦勃発		第18師団と第6師団の工兵第6大隊等に動員令が下る
	〃	〃	8	日本がドイツに宣戦布告		
	大正4	1915	1	日本が中国にいわゆる21箇条の要求を提示		熊本市で天皇即位大礼記念の大典記念熊本国産共進会を開催、県立公会堂が落成
	大正5	1916				臨時熊本市会で上水道設置計画可決（天守台と箱馬場に配水池計画）
	大正6	1917				天守台前の第六師団司令部が落成
	大正7	1918		第一次世界大戦が終結、内務大臣官房に都市計画課を設置		第6師団中支派遣隊が熊本駅を出発
	大正8	1919		パリ講和会議開催、ベルサイユ講和条約調印		
近代Ⅲ期	〃	〃		朝鮮で三・一運動、中国で五・四運動		
	〃	〃		「都市計画法」制定、「史蹟名勝天然記念物保存法」公布		
	大正9	1920	1	国際連盟発足、日本も加盟国となる。官有土地貸下規則		熊本陸軍地方幼年学校が熊本陸軍幼年学校と改称
	大正10	1921		ワシントン会議開催、「国有財産法」		大熊本市誕生（11か町村合併）、坪井広町一上熊本駅間平坦道路の起工式
	大正11	1922		陸軍省所管国有財産取扱規程制定		大日本軌道の事業を市営で継承、城内午砲廢止で市が継承後サイレンに変更。熊本市島崎町所在の陸軍省所管の段山作業場と、大江町所在の民有地との土地交換が行われる。
	大正12	1923	9	関東大震災		歩兵第23連隊の渡鹿移転決定、熊本市上水道起工式、熊本市新庁舎落成、熊本市に都市計画法実施、熊本市電起工式、平坦道路開通式
	大正15	1926				熊本城址保存会結成（昭和2年財團法人となる）、新町爽清園開場式
	昭和2	1927				熊本陸軍幼年学校廃校、熊本城のドン（午砲）復活、熊本陸軍教導学校開校、宇土櫓解体修理（熊本城址保存会）、谷村計介銅像設置（西南戦争50周年記念）
	昭和3	1928				菊池電気軌道（本妙寺一広町間）複線工事完成、御大典記念熊本物産共進会、熊本放送局開局、市電敷設（辛島町一段山線）でさらに段山分断、古城堀埋立
	昭和4	1929				市電第2期線（辛島町一春竹間）開通、千葉城跡に偕行社落成、花畠公園開園
	昭和5	1930		ロンドン海軍軍縮会議、ロンドン海軍軍縮条約を可決		花畠町に熊本市勧業館落成、熊本市公会堂落成、風致地区指定（立田山など6地区）
	昭和6	1931	9	満州事変勃発		市内（厩橋・偕行社入口など）道路舗装工事、天皇熊本行幸（陸軍大演習）で記念碑
	昭和7	1932	3	満州建国宣言		
	〃	〃	5.15事件			
近代Ⅳ期	昭和8	1933	3	日本が国際連盟脱退を通告		宇土櫓などが国宝に指定、熊本城域が史蹟に指定、熊本招魂社改築落成、市に観光課設置
	昭和10	1935				熊本貯金支局を開設、市電第2期線（上熊本一段山間）開通、新興熊本博覧会開催
	昭和11	1936	2	2.26事件		花畠町に熊本貯金支局落成（市が敷地300坪を国に無償提供し建物も建築・貸与）
	昭和12	1937	7	「防空法」公布、盧溝橋事件（日中戦争勃発）、臨時軍事費特別会計。内務省、鉄道省協定（立体交差費用分担方針）		第6師団に緊急動員令。万日射撃場が柿原に移転。西南役60年会、谷干城銅像除幕式（後に金属供出）。坪井川改修工事竣工。
	昭和13	1938	3	「市街地建築物法」改正（住居等用地区等新設）。		丁丑戦蹟記念碑除幕式（段山）。
	昭和14	1939	2	「防空建築規則」公布。		4 熊本陸軍幼年学校が熊本陸軍教導学校内に復活。
	〃	〃	4	「東京緑地計画」。		9 熊本城の午砲台から発する午砲（正午の時報）廢止、サイレンに。
	昭和15	1940	3	「地方税法」公布（都市計画税）。		「史蹟熊本城」地域追加指定（古城町、古京町、新堀町、宮内町：国有地約3,528坪、民有地約114坪）。
	〃	〃	10	「都市計画法」の目的に「防空」加わる。		8 熊本市公会堂で「紀元二千六百年奉祝式」を開催。
	昭和16	1941	3	「住宅當団法」（同潤会九州）、「帝都高速度交通當団法」公布。		藤岡通夫博士、熊本城天守閣復元考発表（建築学会論文集）。
	〃	〃	12	太平洋戦争。		熊本城宇土櫓折発行、熊本城維持修理について調査（文部省）。
	昭和17	1942				熊本城址保存会を熊本城保存会とし、同時に顕彰の2字を加える。
	昭和18	1943	11	内務省防空総本部設置、「都市疎開実施要綱」決定。		健軍飛行場開設。
	〃	1943	12	都市計画法に戦時特例（一部規定の廢止など）。		熊本陸軍教導学校は熊本予備士官学校となり新発足。
	昭和19	1944		東京都、戦後の都市計画立案に着手。		
	昭和20	1945	5	防空に関する施策強化相次ぐ。		在中国の米軍機B29来襲、花園町柿原に500キロ爆弾投下（県下初）。
	〃	〃	7	御署名原本・昭和二十年・勅令第三一三号・陸軍留守業務部令。東京都計画局、帝都再建方策発表。		B29、154機が空襲（下通、大江、新屋敷、安巴橋、水前寺、本荘、草葉、千反畠、新市街、黒髪の各方面に焼夷弾、爆弾投下、銃撃）。
	〃	〃	8	戦災地区建築要綱（建築禁止区域）の決定		B29及び小型機が空襲（本山・春竹・本荘・大江など白川以東・以南に焼夷弾攻撃、機銃掃射）。2回の空襲で市街地面積の約3割を焼失。
戦後Ⅰ期	〃	〃	8	終戦。「戦争終結ニ伴フ国有財産ノ処理ニ関スル件」が閣議決定。内務省が国土計画基本方針発表。		8 終戦。第六師団解体（終戦と共に城内に米軍駐留当分続く）。「熊本陸軍幼年学校状況説明書」（熊本陸軍幼年学校）昭和20年8月31日復員令ニヨリ復員シ閉鎖ス。
	〃	〃	9	「学校、兵営、倉庫、廠舎等ヲ文部省管下学校ニ使用セシムル件案」（陸軍省兵務課）。		戦後に宇土櫓一般公開。
	〃	〃	10	「自作農創設特別措置法」公布。		
	〃	〃	11	「戦災復興院を設置。」		「留守業務部熊本出張所」涉外局に整理統合、占領政策のパイプ役。「終戦連絡中央事務局」鹿屋（熊本・宮崎・鹿児島）。
	〃	〃	12	「種種財産処理大綱」が各財務局長宛に通達される。		都市計画成案が県の戦災対策委員会、市の市会企業部委員会に諮られる。
	〃	〃	13	都市計画成案、内務省の承認を得て略決定。		
	〃	〃	14	「大蔵省訓令第13号」（連合軍の接收のまま旧軍施設の一時使用を認める）。		
	〃	〃	15	「戦災地復興計画基本方針」閣議決定。「陸軍施設使用希望調書」「陸軍造兵廠施設轉換申入調書」など。		「陸軍施設使用希望調書」（例：熊本幼年学校→熊本医大、熊本渡鹿練兵場兵舎→熊本薬專）。
	21	1946				「終戦連絡熊本事務局」熊本、大分、宮崎、鹿児島の4県に設置。涉外局は外務課になり、労務の徵用、需品や施設、資材徵用のみ。軍政部の指令調達は同時に発足した外務省の終戦連絡事務局に移管（熊本事務局）。
	〃	〃	5	各地方長官宛の通牒「軍用跡地ヲ都市計画綠地に決定スルノ件」。		「終戦連絡熊本事務局」執務月報：昭和21～22年。進駐軍に対して県は、「進駐軍連絡本部」と「臨時軍需品引受本部」を設ける。
	〃	〃	8	「罹災都市借地借家臨時処理法」公布。		6 「熊本地方復員人事部」
	〃	〃	9	「特別都市計画法」公布、戦災復興都市指定（115都市）。戦災復興院次長通牒「綠地計画標準」が定められる。市街地面積の10%を緑地、近隣公園・児童公園は市街地面積の5%、一人当たり1坪以上とする。		戦災復興都市となる。戦災復興院「熊本復興都市計画」で第一号の千葉城緑地（76.15ha）、第二号の渡鹿緑地（66.18ha）が決定。千葉城緑地は「熊本市古京町、二の丸町、南古城町、千葉城町、新堀町、宮内町」、地積は「約76.15ヘクタール（230,000坪）」。
	〃	〃	10	「自作農創設特別措置法」（公園・綠地内の耕作地は既設の内としてみなし、農地として買収対象に）。		
	〃	〃	11	日本国憲法公布。		

時期	和暦	西暦	月	世界・日本における主な出来事と関係法令	月	熊本における主な出来事（近代の軍用地、戦後の緑地・公園）
				関係法令		
戦後Ⅰ期		22	1947	1 内務省廃止。建設院発足。	1	熊本市の区画整理事業始まる。
	"	"	3	「学校教育法」公布。	4	熊本市内の新制中学9校（慶徳中=後の藤園中、西山中ほか）開校。
	"	"	7	建設院廃止。建設省発足。		
	"	"	9	終戦連絡中央事務局設営部及び戦災復興院特別建設局から所定の業務を引き継ぎ、公法人特別調達庁を設置。		戦災復興院熊本建築出張所。
		23	1948	6 「国有財産法」の改正（新「国有財産法」第22条）旧軍用地を含む国有普通財産を公共団体が公園・緑地として利用する場合、無償貸付を受けることができるようになる。旧軍用地の公園利用が促進される。		「九州連絡調整事務局熊本出張所」執務報告：昭和23～24年。
	"	"			10	CIE（アメリカ民間情報教育局）図書館が熊本市上通の建極会館跡に開館。
		24	1949	3 経済安定政策（ドッジ・ライン）が示される。	4	大蔵省が熊本城を熊本市に貸し下げる事を決定。昭和34年3月までの10年間、無償貸付（評価額は304万5,325円）。
	"	"	5	都市計画法改正（都市計画委員会→都市計画審議会）。		特別調達庁福岡支局熊本派出課（清水町米軍キャンプ内）、同連絡事務所が花畠町の九州産交3階に置かれ、出張所は物資調達、工事関係を担当、連絡事務所は軍政部への情報提供、便宜供与の連絡。
	"	"	6	閣議決定「戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針」閣議決定、戦災復興公園計画も大幅に縮小。 「土地改良法」「屋外広告物法」公布。特別調達庁は総理府の外局となる（昭和27年4月に調達庁と改称）。		
	"	"	8	シャウブ使節団の税制勧告案発表。	7	熊本営林局は陸軍幼年学校跡地を財務局から買取（植物園建設）。
		25	1950	4 「図書館法」公布。	4	熊本県庁本館が花畠町に落成、移転開始。工費5,400万円。
	"	"	5	「文化財保護法」「建築基準法」「国土総合開発法」「住宅金融公庫法」公布。		「史蹟」は「史跡」に、「国宝」は「重要文化財」となる。
	"	"	6	日本放送協会発足。「首都建設法」公布。	5	熊本女子大学が城内から熊本市大江町の新校舎に移転。
	"	"	12	東京都は用地地域を大幅見直し。	8	熊本市公会堂にCIC図書館設置決定。市図書館は本山町から移転。
		26	1951	4 「宗教法人法」公布。	4	熊本市教育研究所設立。
	"	"	6	「公営住宅法」「土地収用法」公布。		宗教法人加藤神社となる。
		26	1951	12 「博物館法」公布。	12	熊本市勧業館が花畠町に8年ぶりに再開。
		27	1952		1	熊本城修築の具体案できる（5ヵ年計画：総工費4,500万円）
	"	"	5	「耐火建築促進法」公布。	2	熊本博物館第2館が宇王橋に開館。「史跡熊本城跡」に名称変更。
	"	"	6	「国有財産特別措置法」公布。「道路法」公布。	6	熊本博物館第1館が旧第6師団司令部建物に開館。
	"	"	7	「農地法」公布。	11	史跡熊本城跡の追加指定（進駐軍使用区域を除く本丸町、二の丸）
	"	"	8	「接收不動産に関する借地借家臨時処理法」公布。	6	宗教法人加藤神社となる。
		28	1953	重要都市整備事業策定要領決定	6	6.26熊本大火が発生、城の堀に泥土廢棄、一部埋め立てられる。
戦後Ⅱ期		29	1954	5 「土地区画整理法」公布。「都市計画法」改正。第1次道路整備5ヵ年計画（戦災復興事業に道路財源導入）。	10	熊本市電上熊本一藤崎宮前間2.1km開通。熊本市電開通30周年記念「熊本交通觀光大博覽会」開催（水前寺）。
		30	1955	6 首都圈整備の高層素案発表。	10	宮内町で熊本護國神社の地鎮祭。
	"	"	7	「日本住宅公団法」公布。	12	史跡熊本城跡の一部追加指定。史跡熊本城跡が特別史跡に指定。
		31	1956	3 「日本道路公団法」公布。	7	財團法人熊本住宅協会発足（大江町はまで木造貸賃・建完）。
	"	"	4	「都市公園法」公布（地盤国有公園は建設省から大蔵省に所管換）。「首都圈整備法」公布。	8	第2回国有財産地方審議会（キャンプウッド兵舎地区、同住宅地区、花園小銃射撃場ほか）。在日米軍から返還後、防衛庁へ所管換。
	"	"			9	第3回国有財産地方審議会（旧第6師団兵器部、憲兵隊本部ほか）。城内グリーン地区は県立第一高校（防衛庁と係争）に正式決定。
	"	"			11	第4回国有財産地方審議会（旧三菱重工業株式会社熊本工場、旧工兵第6連隊ほか）。それぞれ防衛庁（陸上自衛隊）、文部省（熊本電波高等学校）に所管換。
	"	"	12	道路と鉄道の交差に関する協定（建設省・国鉄）。	12	第5回国有財産地方審議会（旧渡鹿練兵場及び作業場）。運動場用地として、約4,400坪を文部省（熊本電波高等学校）に所管換。
		32	1957	1 水道行政の取り扱いに関する件閣議決定。	2	第6回国有財産地方審議会（旧熊本飛行場）。熊本飛行場（第2種空港）の用に供するため、運輸省（航空局）に所管換。
	"	"	5	「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」「駐車場法」公布。	3	第7回国有財産地方審議会（旧三菱重工業株式会社熊本工場）。陸上自衛隊の用に供するため、防衛庁福岡建設部に所管換。
	"	"	9	下水道普及10ヵ年計画。	5	第8回国有財産地方審議会（旧藤崎台練兵場）。
		33	1958	1 首都圈整備委員会・建設省・農林省→（線引きの先例）	1	熊本県下のアメリアガラ接続地全て解除（黒石原が最後）。
	"	"	3	首都圏計画に関する市街地開発区域指定等に関する覚書。	3	第一高等學校・城東小学校跡地（敷の内から手取本町にかけて）を上通商業会が落札。
	"	"	5	「下水道法」（現行）公布。		計画緑地のうち第一号「千葉城緑地」の位置について「二の丸町、宮内町、古城町の各一部」（すなわち合同庁舎と県立第一高等学校的敷地）を除外し、その地積は「約72.3ha」となる。
	"	"	7	首都圏整備基本計画等公示。	3	熊本城の源之進櫓（国指定重要文化財）の修理工事が完成。
					熊本都市計画緑地変更、都市公園条例を制定。千葉城緑地は熊本城緑地へ名称変更、区域の一部縮小（合同庁舎・第一高校の除外で72.3ha）、区域の追加（県當ブルーの追加で74.Oha）あり。	
	"	"			12	熊本県立図書館が千葉城町に完成。
		34	1959	3 「土地区画整理法」改正（公共施設管理者負担金）。「工業等制限法」「工場立地法」公布。		竹の丸の旧軍建物取り壊し。
		35	1960	5 「住宅地区改良法」公布。		上の丸跡地に県立熊本城ブルー竣工。
	"	"	6	東京では新宿副都心構想を都市計画決定。	9	第15回国民体育大会開催。
	"	"	10	建設省「広域都市建設構想」「宅地総合対策」。		合同庁舎竣工。県立第一高等学校竣工。
戦後Ⅲ期		36	1961	6 「市街地改造法」「防災建築街区造成法」公布。「都市計画法」改正（超過収用に関する規定追加）。「建築基準法」改正（特定街区）。	年度中	藤崎台県立野球場竣工。
	"	"	7	国勢調査人口集計で人口集中地区（DID）概念を初導入。	12	天守再建。平櫓再建。西出丸に駐車場設置。
		37	1962		2	旧歩兵第13連隊の土地・建物の財産処分が決定。土地（1,225,330坪）は改良住宅用地として5,030,959円で熊本県知事に「減額売扱」、建物（171,500坪）も改良住宅として熊本県知事に「譲与」。
	"	"	4	宅地制度審議会発足。		第49回熊本都市計画地方審議会（2月23日）3月決定 熊本城緑地は熊本城公園（都市計画公園）へ。区域の一部縮小（NHK除外56.02ha）。
	"	"			3	熊本城再建記念新興熊本大博覽会
	"	"	7		4	特別史跡熊本城跡の一部指定解除（段山町・千葉城町ほか）。
	"	"				都市公園計画決定、公園29か所、緑地2か所。
	"	"	10	全国総合開発計画決定。	7	第50回熊本都市計画地方審議会（7月16日）7月決定□渡鹿緑地の廃止。水前寺運動公園の区域変更。
	"	"	11	調達庁は防衛庁の外局に移管され、昭和37年11月、防衛庁建設本部と統合され、防衛施設庁に改組。	11	旧国道3号線整備のため京町の加藤神社が城内（現在地）へ遷座。
	"	"	12	官庁等移転閣議了解。		第51回熊本都市計画地方審議会（11月19日）12月決定□
戦後Ⅲ期		38	1963	1 宅地整備審議会答申。		「熊本都市計画緑地の廃止並びに熊本都市計画公園の追加について」（昭和37年建設省告示第632号）。
	"	"	7	「新住宅市街地開発法」公布。		「熊本都市計画緑地の廃止及び決定」（昭和37年建設省告示第1827号）。
	"	"	9	「建築基準法」改正（容積地区制度の創設）。		「熊本都市計画公園の変更及び追加について」（昭和37年建設省告示第1829号）。
	"	"	11	研究学園都市を筑波地区に決定。		「熊本都市計画公園の追加について」ほか1件（昭和37年建設省告示第3074号～第3075号）。
		39	1964	3 宅地制度審議会答申（線引き）。	年度中	南九州財務局より減額貸付（二の丸町：旧熊本陸軍予備士官学校）無償貸付（本丸町：旧第6師団司令部及び熊本陸軍拘禁所）無償貸付（宮内町：旧藤崎台練兵場）
						南九州財務局より減額貸付（二の丸町：旧熊本陸軍予備士官学校）無償貸付（本丸町：旧第6師団司令部及び熊本陸軍拘禁所）無償貸付（宮内町：旧藤崎台練兵場）
						南九州財務局より減額貸付（二の丸町：旧第6師団司令部及び熊本陸軍拘禁所）使用承認（本丸町：旧第6師団司令部及び熊本陸軍拘禁所）。

なお、前章では主に、熊本所在の軍用地に関する付図を発見できた公文書を紹介したが、オンラインの閲覧で付図を伴わない史料でも、渡鹿地区への軍用地移転に関する土地面積（坪数）や買収金額等を本文に記載した公文書は多数存在する。そこで本章では、「付表」に集成した調査成果とも照合しながら、各期の特徴と区分の根拠を述べる。

#### 近代Ⅰ期：明治4（1871）年～同20（1887）年

渡鹿一帯を研究対象とする本稿では、明治4（1871）年の鎮西鎮台設置、同6年の熊本鎮台設置、明治10年の西南戦争による城内・城下の焼失等から明治20年までの鎮台の時代を「近代Ⅰ期」とした。約16年間である。

熊本においては、「存城」となった熊本城一帯に鎮台司令部等の軍用施設が集中して置かれており、大江村や渡鹿村への軍用地移転もまだ始まっていない時期である。しかし、後に渡鹿へ移転することになる城下の練兵場（山崎練兵場）では、西南戦争による一帯の焼失を機に一部敷地を拡大する等、陸軍による軍用地拡大の動きが既にみられる時期である【JACAR Ref. C04027467900】。

#### 近代Ⅱ期：明治21（1888）年～大正7（1918）年

明治21（1888）年の師団司令部条例制定で熊本鎮台が第6師団となってから、第1次世界大戦勃発の1918年までを「近代Ⅱ期」とした。約21年間である。この間は日清戦争や日露戦争等、世界的な軍備拡大の時期を含んでいる。

明治21年、託麻郡渡鹿村と大江村で工兵営敷地及び練兵場等用地として官・民有地の合計13万6,429坪3合8匁（約45万m<sup>2</sup>）を買収【JACAR Ref. C04013563400】、ここから本格的に、渡鹿一帯への軍用地移転を開始する。明治35年には明治天皇の行幸もあり、陸軍大演習が行われた。

一方、明治22（1889）年には熊本市が発足、同年の金峰山地震により熊本城内の石垣が崩落、第6師団の軍用施設も被災した。その後、明治31（1898）年には軍用地と大江村民有地との土地交換が行われ、練兵場・砲兵営等に挟まれた間隙地を塗りつぶすように計7万坪の土地が陸軍省に提供された【JACAR Ref. C04013563400】。

さらにこの時期は、軽便鉄道敷設等のインフラ整備も全国的に進められた。熊本では明治43（1910）年、飽託郡広畑村の帶山附近に大日本軌道株式会社が所有する民有地と藤崎台下の陸軍省所轄地を交換した。これにより、陸軍は渡鹿よりもさらに東部の帶山に、広大な練兵場を開設することとなった【JACAR Ref. C02031442600】。

#### 近代Ⅲ期：大正8（1919）年～昭和11（1935）年

大正8（1919）年から、昭和11（1935）年までを「近代Ⅲ期」とした。約16年間である。第一次世界大戦以降の世界的な軍備縮小の時期であり、大正8（1919）年パリ講和会議とベルサイユ講和条約、同9（1920）年国際連盟発足、同10（1921）年ワシントン会議、昭和5（1930）年ロンドン海軍軍縮会議と同条約可決等があった。日本においても山梨軍縮・宇垣軍縮が進められたが、その後は昭和6（1931）年満州事変、昭和8（1933）年国際連盟脱退となつた。

この頃、日本では大正8（1919）年に都市計画法公布、同12（1923）年に関東大震災が起こった。熊本市では同12（1923）年に歩兵第23連隊の渡鹿移転決定、熊本市上水道起工式、熊本市電起工式、熊本市新庁舎落成等があり、熊本市にも都市計画法が実施され、昭和5（1930）年には風致地区（立田山など6地区）が指定された。

世界的な軍縮期は、日本における軍用地利用を研究する上でも重要な時期である。このころ全国の陸軍幼年学校のうち2校の廃止が決まり、昭和2（1927）年熊本城内（現監物台樹木園敷地）の熊本陸軍幼年学校も廃止された。

一方で、大正11（1923）年熊本市島崎町所在の陸軍省所管地（段山作業場）と大江町所在の民有地との土地交換

【JACAR Ref. C03011639700】が行われるなど（付表）、軍縮期においても熊本の軍用地移転は継続的に実施された。

渡鹿練兵場については、昭和5（1930）年7月撮影の写真や、同10（1935）年11月の地図が米国国立公文書館に所蔵されており、当時の様子を知ることができる。

#### 近代Ⅳ期：昭和12（1937）年～同20（1945）年

昭和12（1937）年盧溝橋事件（日中戦争勃発）から、同16（1941）年の太平洋戦争開戦、昭和20（1945）年8月の終戦までの戦中期を主とした時期を「近代Ⅳ期」とした。約9年間である。

昭和12（1937）年第6師団に緊急動員令が出され、同年に万日射撃場が柿原に移転、同18（1943）年には健軍飛行場が開設されるなど、戦時下で熊本の軍用地も移転・拡大が進んだ。

渡鹿練兵場については、米軍偵察機が空襲前の昭和20（1945）年5月16日と空襲後に撮影した損害評価用の写真が米国国立公文書館に所蔵されており、渡鹿練兵場一帯の罹災状況を知ることができる。

## 戦後Ⅰ期：昭和20（1945）年～同28（1953）年

昭和20（1945）年8月の終戦から昭和28（1953）年の白川626水害まで、戦後間もない時期を「戦後Ⅰ期」とした。約9年間と大変短いが、昭和21（1946）年9月の特別都市計画法、同年11月の日本国憲法発布、翌22（1947）年の「学校教育法」、同26（1951）年の「公営住宅法」「土地収用法」など、渡鹿緑地の決定以外でも、旧軍用地や建物の取扱いに関する様々な法令や規則が定められた重要な時期である。本市でも、戦災復興公園で例外的に認められていた農地や応急簡易住宅などの一時使用が、「自作農創設特別措置法」や「公営住宅法」の制定に伴い、永続使用へと転換され、公園計画の縮小・廃止が余儀なくされた。

## 戦後Ⅱ期：昭和29（1954）年～同35（1960）年

昭和29（1954）年の土地区画整理法から同35（1960）年第15回国民体育大会開催までを「戦後Ⅱ期」とした。約7年間である。これも大変短い期間であるが、同31（1956）年の都市公園法公布や、熊本ではGHQの旧軍用地接收解除に伴う国有財産地方審議会での土地・建物等の所管換協議、さらに同35（1960）年の熊本城天守再建、藤崎台県営野球場、城内プール、合同庁舎、県立第一高等学校の建設等、「熊本城公園」が劇的に変貌した時期である。

## 戦後Ⅲ期：昭和36（1961）年～同39（1964）年

昭和36（1961）年に同39（1964）年までを「戦後Ⅲ期」とした。約4年間と大変短いが、渡鹿緑地の取扱いが大変目まぐるしく変化する時期である、昭和36年に旧歩兵第13連隊の土地・建物の財産処分が決定、同37年の第48回熊本都市計画地方審議会にて渡鹿緑地の区域変更が、同年の第50回熊本都市計画地方審議会にて「渡鹿公園」（1.58ha）を含む熊本都市計画公園の変更が決定し、かつての広大な渡鹿緑地は、実質的に失われてしまった。

### 7.2 旧軍都との比較（近代：全国）

熊本における旧軍用地の特徴、特に明治時代の軍備拡大によって郊外に誕生した軍用地（後の渡鹿緑地）について考えるため、他都市のデータと比較を試みる。ここでの調査対象は、まず明治6（1873）年当時、六鎮台すなわち東京（第1）、仙台（第2）、名古屋（第3）、大坂（第4）、広島（第5）、熊本（第6）が設置された城跡のうち、江戸城（東京）を除く5つの城跡とその5都市とする（表10）。

明治4（1871）年の廢藩置県後、明治6（1873）年1月に全国の城郭の存廃が決定した（いわゆる廃城令）。全国の城・陣屋・要害は陸軍用地として利用する「存城」と大

蔵省の財産として民間に払い下げる「廃城」とに区別され、熊本城跡は存城が決定した。同年7月の「改訂鎮台条例」により「熊本鎮台」が設置された後、近代の熊本城跡は昭和20（1945）年の終戦まで陸軍省による所管が70年以上続いた。これらの古い軍都は当初、城跡をはじめ都市の中心部分に軍用地が集中していた共通点がある。そのため、近代に都市拡大と軍用地拡大が競合する中で、城跡一帯から市街地縁辺部へと軍用地移転を繰り返した歴史がある。熊本市の例では熊本城、花畠、山崎（市街地）から大江・渡鹿、帶山（市街地縁辺部）へと軍用地が移転した。さらに、前述の5つの軍都は、近世城跡に置かれた近代の軍用地という共通点だけでなく、戦後の戦災復興都市（緑地・公園）、現代の政令指定都市など、その後も同じような歴史を歩んできた。したがって、旧軍用地の転用状況など戦後の都市計画について、相互に比較研究する意味があるものと考える（図24）。

表10 「改訂鎮台条例」記載の六鎮台<sup>27</sup>

軍管	鎮台	師管	師管管内営所
第一	東京	第一（営所東京） 第二（営所佐倉） 第三（営所新潟）	小田原 静岡 甲府 木更津 水戸 宇都宮 高田 高崎
第二	仙台	第四（営所仙台） 第五（営所青森）	福島 水沢 若松 盛岡 秋田 山形
第三	名古屋	第六（営所名古屋） 第七（営所金沢）	豊橋 岐阜 松本 石川県内七尾 福井
第四	大坂	第八（営所大坂） 第九（営所大津） 第十（営所姫路）	兵庫 和歌山 西京 敦賀 津 鳥取 岡山 豊岡
第五	広島	第十一（営所広島） 第十二（営所丸亀）	松江 浜田 山口 徳島 高知県内須崎浦 宇和島
第六	熊本	第十三（営所熊本） 第十四（営所小倉）	千歳 飲肥 鹿児島 琉球 福岡 長崎 対馬

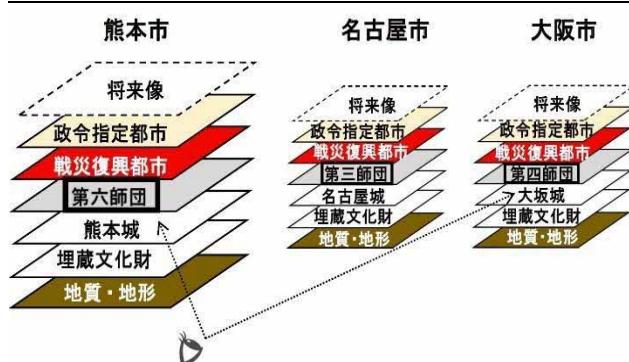


図24 全国の旧軍都との比較（筆者作成）

これに対して、同じ軍都であっても、明治21（1888）年に鎮台が師団に改編されて新たに設置された第7師団以降

の軍都（札幌、旭川、弘前、金沢、姫路、善通寺、京都、小倉、宇都宮、久留米等）では、軍用地拡大の必要性を考慮して、設置当初から市街地縁辺部を選地した傾向がある。したがって、熊本市を含む前述の軍都5都市の方が、都市拡大と軍用地拡大の競合問題がより深刻な状況だったと言える。

以上から本考察では、時期別（戦前、戦後）と地域別（全国、熊本）の組み合わせにより、以下の「章・節・項」に分け、図表等も用いながら考察を試みる（表11）。

表11 本考察の「章・節・項」一覧

	戦 前	戦 後
全 国	7.2.1 ・旧軍都における軍用地面積の推移 ・第6師団における軍用地面積の推移	7.3.1 ・旧軍都の罹災面積と戸数の比較 7.3.2 ・旧軍都における戦災復興都市計画と緑地・公園
	7.2.2 ・新・旧師団の軍用地と建物面積の比較	
熊 本	7.2.3 ・軍縮期における国有財産整理案 7.2.4 ・軍用地移転と熊本市の合併・市域拡大	7.3.3 ・熊本市の人口・世帯数・住宅問題と渡鹿緑地 7.3.4 ・渡鹿緑地廃止と水前寺運動公園区域の変更 7.3.5 ・熊本城公園及び特別史跡熊本城跡の面積推移 7.3.6 ・空中写真からみた渡鹿緑地の農地化・宅地化 7.3.7 ・空中写真からみた熊本市の現況と旧二大緑地

### 7.2.1 旧軍都における軍用地面積の推移

旧陸軍省の統計に基づき、明治21（1888）年師団設置以降の軍用地面積について、第1～第6師団のデータを抜粋して、その推移を確認する（図25）。

図25と軍を取り巻く当時の時代背景や社会情勢を併せて考察すると、以下の4点を指摘できる。

1) 軍用地面積の拡大時期は1890年から1910年頃、第2師団での増加が顕著である。これは明治27（1894）年の日清戦争や明治37（1904）年の日露戦争前後で軍備拡大の時

代背景があつたためで、土地の拡大理由は牧場（軍馬補充用地）が主な要因と考えられる。

- 2) 軍用地面積の縮小時期は1910年から1923年頃にかけて、第2師団での減少が顕著であることがわかる。これはちょうど、1910年の韓国併合とも時期が重なることから、軍用地（特に牧場等の広大な土地用途）の一部が、中国大陆や朝鮮半島等の植民地に移設されたためと考えられる。
- 3) 他にも、第一次世界大戦終結後の国際的な軍縮会議の影響で山梨半造陸軍大臣（1921～23年）が実施した将兵・馬・軍用地の大幅な削減や、関東大震災の発生後の宇垣一成陸軍大臣（1924～27年）による軍縮、すなわち4個師団：高田（第13）、豊橋（第15）、岡山（第17）、久留米（第18）の廃止決定等も、面積減少の要因と考えられる。
- 4) 軍縮期間においても図25の第1、第3、第4、第5師団では、いずれも軍用地面積が横ばいもしくは微増の状況にあり、第6師団はむしろ増加傾向にあることがわかる。

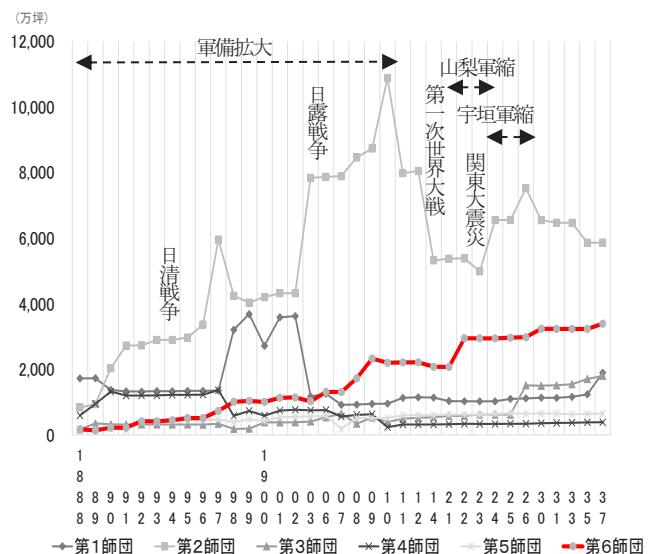


図25 軍用地面積推移（陸軍：第1師団～第6師団のみ）  
『陸軍省統計年報』（1888～1937年）より筆者作成

次に、第6師団における軍用地面積の推移に着目してグラフを抜粋し、前章までに述べた熊本における市街地縁辺部への軍用地の移転時期について記した（図26）。

図26と軍を取り巻く当時の時代背景や社会情勢を併せて考察すると、以下の2点を指摘できる。

- 1) 第6師団所轄の陸軍用地は、司令部が置かれている熊本市内だけでなく、熊本県内や南九州（宮崎・鹿児島）まで広範囲にまたがる。急速な軍用地拡大の主な理由は、前述の第2師団と同様、牧場（例：鹿児島に福元軍馬育成所

知覧支所設置など)である【JACAR Ref. C06081602000】。  
2) 明治24(1891)年に約218万坪だった第6師団の軍用地面積は、同30(1897)年には約727万坪と、6年間で3倍以上に拡大した。この頃は、福元軍馬育成所知覧支所(鹿児島)の設置【JACAR Ref. C06081602000】など、軍馬育成を急いでいた時期である。

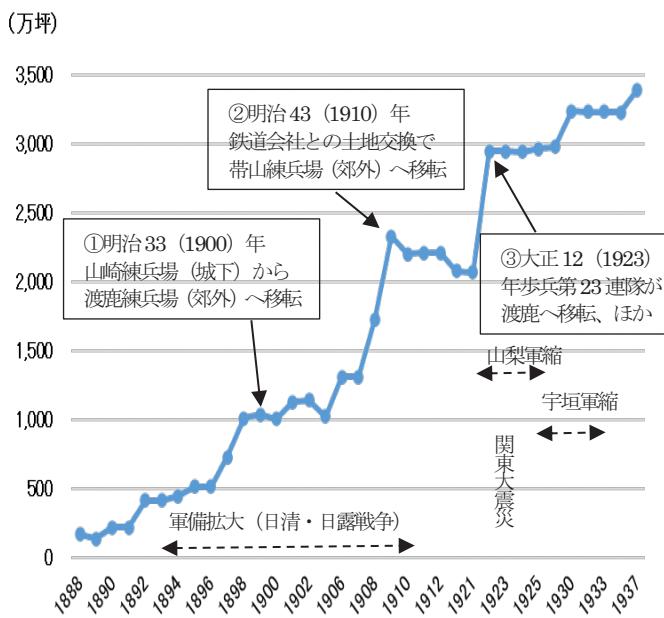


図26 第6師団の軍用地面積推移と移転時期  
『陸軍省統計年報』より筆者作成

### 7.2.2 新・旧師団の軍用地と建物面積の比較

明治27(1894)年の日清戦争や明治37(1904)年の日露戦争前後は、国が急速に軍備を拡大し、師団によっては所轄する軍用地の面積が拡大したところもあった。さらに日清戦争後の明治29(1896)年以降には、既存の6個師団に加えて、旭川(第7)、弘前(第8)、金沢(第9)、姫路(第10)、善通寺(第11)、小倉(第12)の6個師団が誕生した。九州においては、第6師団の所轄地が、第6師団(主に熊本・宮崎・鹿児島)と第12師団(主に福岡・佐賀・長崎)とに分かれることになった。そのため、明治時代後半の各師団面積を比較するためには既存6個師団から分かれた新設6個師団の面積も比較する必要がある。図27・28と軍を取り巻く当時の時代背景や社会情勢を併せて考察すると、以下の6点を指摘できる。

- 1) 明治29(1896)年以降に新設された6個師団、すなわち旭川(第7)、弘前(第8)、金沢(第9)、姫路(第10)、善通寺(第11)、小倉(第12)の軍用地や日清戦争で獲得した植民地(台湾)での軍用地新設が面積拡大の大

きな要因と考えられる。

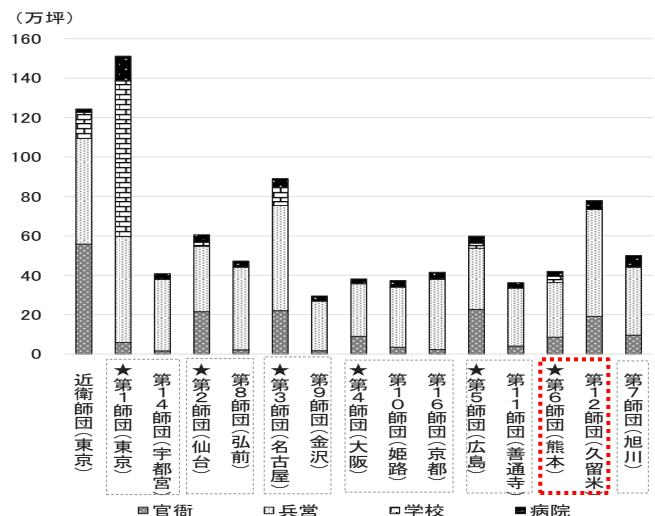


図27 陸軍省土地面積比較(師団毎) 牧場・射撃場等除く  
『陸軍省統計年報』(1937年)より筆者作成

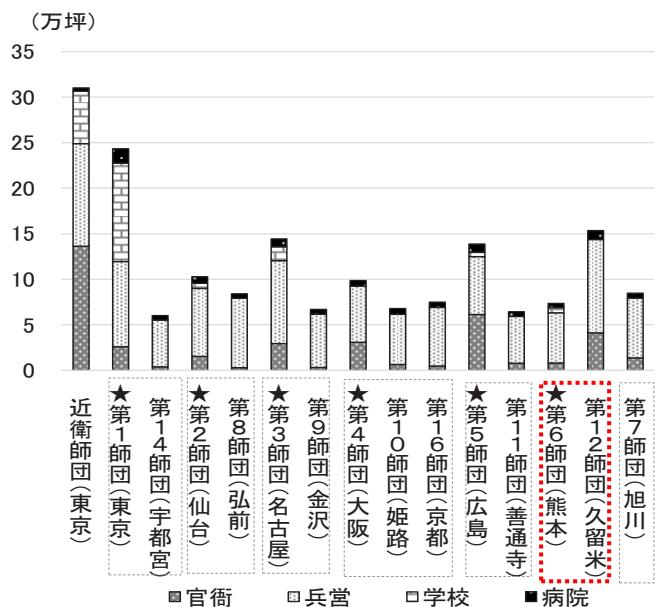


図28 陸軍省建物面積(師団毎) 但し牧場・射撃場等除く  
『陸軍省統計年報』(1937年)より筆者作成

- 2) 関東地方(第1・第14師団)、東北地方(第2・第8師団)、中部・北陸地方(第3・第9師団)、中国・四国地方(第5・第11師団)においては、旧来の師団(第1・2・3・5)の方が、新設の師団(第8・9・11・14)よりも、土地・建物いずれも広い面積を所轄していたことがわかる。
- 3) 九州地方(第6・12師団)においては、土地・建物いずれも、旧来の第6師団よりも新設の第12師団(小倉→久留米<sup>28</sup>)の方が所管する面積が大きいことがわかる。
- 4) 旭川(第7師団)は牧場等の面積が圧倒的に広く、軍

馬育成等のニーズに合わせた増強であることがわかる。

5) 施設用途別で見ると、軍備拡大期に新設された師団では、官衙や学校等が占める面積割合が小さく、代わりに兵営が占める面積割合が大きいことも特徴である。

6) 新設の師団では善通寺市のように城跡ではない場所に置かれる例も多かった。これは旧 6 師団が当初、城跡など都市の中心部に置かれたが、後に市街地の発展と競合して新たな軍用地拡大が困難となった反省から、最初から用地拡大を見越した市街地縁辺部に師団設置したためである。

また、図には示していないが旭川（第 7 師団）は牧場等の面積が圧倒的に広く、軍馬育成等のニーズに合わせた増強であった。一方、小倉に第 12 師団が置かれると、従来第 6 師団の所轄だった九州北部（福岡・佐賀・長崎等）は第 12 師団（小倉→久留米）の所轄となり、第 6 師団の所轄は九州南部（熊本・宮崎・鹿児島）のみとなった。

### 7.2.3 軍縮期における国有財産整理案

軍縮期における国有財産整理案と城跡の関係については、大蔵省昭和財政史編集室編（昭和 33 年 11 月）『昭和財政史 第八卷—国有財産・營繕—』東洋経済新報社に詳しい。「国有財産整理事業」について、資料には「国有財産・營繕に関する主要法令」も掲載されている。熊本を含む九州・中国地方は第三案に含まれ、大正 11（1922）年 8 ～10 月に調査、昭和 2（1927）年 7 月に閣議決定した。

「第三国有財産整理案」では、以下が列挙されている。

#### 大蔵省

- ・熊本地方専売局
- ・上熊本塩倉庫
- ・黒髪煙草倉庫
- ・樟腦分室

#### 陸軍省

- ・第 6 師団司令部
- ・熊本衛戍病院
- ・熊本衛戍監獄跡
- ・第 6 師団乗馬委員厩
- ・熊本憲兵隊本部および熊本聯隊区司令部
- ・第 6 師団長官舎
- ・歩兵第 23 聯隊
- ・四方池作業場
- ・小嶺演習場
- ・黒石原演習場
- ・歩兵第 11 旅団司令部
- ・第 6 師団兵器部桜橋倉庫
- ・藤崎台練兵場
- ・熊本憲兵分隊
- ・春日小銃射撃場
- ・帶山練習場
- ・広安演習場

#### 司法省

- ・熊本地方・同区裁判所
- ・熊本地方裁判所長
- ・検事正官舎

以上について、一覧表の摘要欄には「広すぎる」「改築により余積整理」「雑種財産に編入」「利用度を高める」「移転」「廃止」等の記載がみられる。

戦前の軍縮期には、陸軍省だけでなく大蔵省・司法省等も含めた国有財産の整理案があったことがわかる。

### 7.2.4 軍用地移転と熊本市の合併・市域拡大

熊本市の合併の歴史（近代）は、表 12 のとおり。

表 12 熊本市の合併の歴史（近代の合併のみ抜粋）

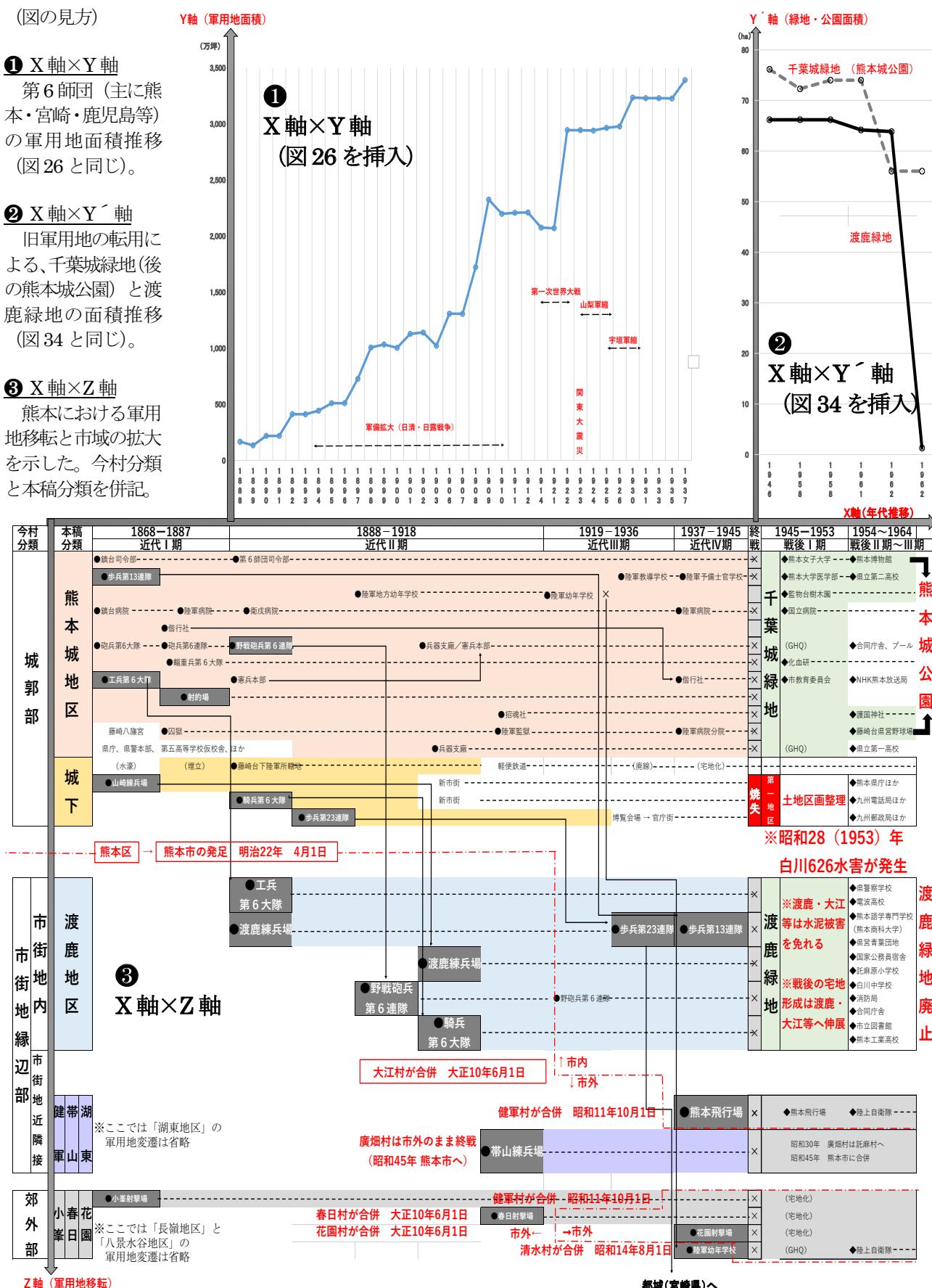
合併の年月日	合併した町村名	市面積
明治 22（1889）年 4 月 1 日	熊本市発足	5.55 km <sup>2</sup>
大正 10（1921）年 6 月 1 日	春日村・黒髪村・池田村・花園村・島崎村・横手村・古町村・本庄村・春竹村・ <b>大江村</b> ・山村	32.16 km <sup>2</sup>
大正 14（1925）年 4 月 1 日	出水村	37.45 km <sup>2</sup>
昭和 6（1931）年 6 月 1 日	白坪村	39.72 km <sup>2</sup>
昭和 7（1932）年 12 月 15 日	画図村	45.53 km <sup>2</sup>
昭和 11（1936）年 10 月 1 日	健軍村	56.26 km <sup>2</sup>
昭和 14（1939）年 8 月 1 日	清水村	63.26 km <sup>2</sup>
昭和 15（1940）年 12 月 1 日	川尻村・日吉村・力合村	80.94 km <sup>2</sup>

出典 熊本市都市政策研究所 2015『都市形成史図集』

近代における軍用地の移転・拡大と、熊本市の周辺町村との合併・市域拡大の状況をまとめた（図 29）。3 方向の軸はそれぞれ、年代（X 軸）、戦前の第 6 師団の軍用地面積（Y 軸：図 26 に同じ）、戦後の緑地・公園の面積（Y' 軸：図 34 に同じ）、軍用地移転先の地区分類（Z 軸）を示す。このうち X 軸には、本稿の時期区分（近代 I～IV 期、戦後 I～III 期）も併記した。また Z 軸には、既往研究で触れた今村の地区分類（表 1・2）とともに、「城郭部」の隣接地として「城下」を独立させた、本稿独自の地区分類も併記した。なお、Y 軸は第 6 師団すなわち熊本・宮崎・鹿児島等を含む陸軍所轄面積の合計を示し、一方の Y' 軸は戦後の熊本市における二大緑地（千葉城緑地・渡鹿緑地）の面積を示している。そのため Y と Y' の直接比較はできないが、近代の軍用地が戦後に緑地となった後、さらに転用されて緑地・公園の面積が減少した状況を示した。

また、城郭部から市街地縁辺部・郊外部への軍用地移転・拡大を黒矢印で、合併により軍用地が再度熊本市内に取り

(図の見方)

凡例 ●軍用地 × 軍用地のまま終戦  
◆軍用地を転用した戦後の施設

注1) 熊本市内の陸軍用地は他にも、陸軍墓地(花岡山・黒髪小峰)等がある

注2) 図中の色分けは都市政策研究所HPに掲載のPDF(カラー)を参照

図29 熊本城及び城下から渡鹿地区・帯山地区ほかへの軍用地移転と市域拡張関連図

※出典<sup>29</sup>を参考に筆者作成

込まれていく状況を赤点線で示した。近代に一旦軍用地となると終戦まで軍利用が継続する場合が多く、むしろ「城下」の山崎練兵場等のように官庁街となつた例は稀有である。「城下」は空襲で被災したが、戦災復興都市計画の土地区画整理後も熊本市の中心市街地として発展した。

### 7.3.1 旧軍都の罹災面積と戸数の比較

ここでは、戦後のデータ比較を行う。建設省『戦災復興誌』のデータ等を使用する。

図30について、仙台・名古屋・大阪・広島・熊本・久留米の罹災状況を比較すると、以下の2点を指摘できる。

- 1) 旧軍都のうち前述の5都市（第2～第6師団）の中では、罹災面積（110万坪）は熊本市が最小、罹災戸数（11,906戸）も仙台市（11,642戸）に次いで2番目に最小であることがわかる。
- 2) 熊本市の罹災面積・戸数は、後発の軍都である久留米市（第12師団）に比べると被害が大きいことが分かる。

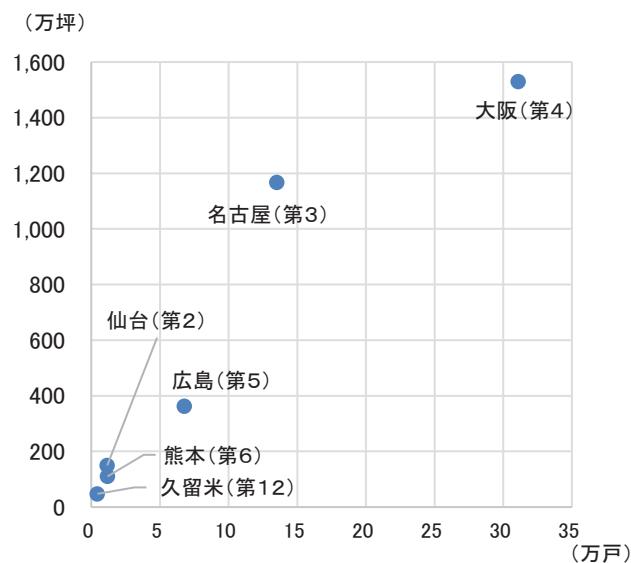


図30 師団設置都市における罹災面積と罹災戸数の比較

注) 空襲被害面積が特に甚大な東京（第1師団・近衛師団）は除く。熊本（第6）から分かれて新設された久留米（第12）も比較のため示す。

出典 建設省編 1959『戦災復興誌 第1巻』(P16・17) より筆者作成

このように、陸軍の司令部が設置されていた5都市（第2～第6師団）の城跡では、太平洋戦争における罹災状況はそれぞれ異なる。例えば、名古屋城では戦災で天守等を焼失、広島城では原爆の爆風で天守を失ったことは周知のことおりだが、熊本城内では空襲被害がほとんど見られず、宇土櫓等の建造物も焼失を免れた。一概に「軍都だったために戦災で城内の建物を失った」とは限らず、また城跡周辺（城下・市街地）における焼失範囲によっても、戦後の

土地区画整理、緑地・公園の計画、旧軍用建物の転用（一時利用）の事情等が異なるため、比較研究する際には注意が必要であることがわかる。

### 7.3.2 旧軍都における戦災復興都市計画と緑地・公園

ここでは特に、戦後の戦災復興都市計画と、各都市における城跡の緑地・公園化の関係に着目する。第2師団から第6師団設置都市の中で戦後の緑地・公園を城郭に設けた事例をまとめた（表13）。その結果、以下を指摘できる。

- 1) 「名城公園」（名古屋市）、「大阪城公園」（大阪市）、「中央公園」（広島市）等では、戦後当初から「公園」として計画されたが、熊本城跡は「千葉城緑地」として計画されている点が特徴である。
- 2) 熊本城跡もその後、都市公園「熊本城公園」となった。熊本城跡が都市公園「熊本城公園」に決定したのは、かなり遅い方だったことがわかる。

表13 旧軍用地（第2～第6師団設置都市）の城跡公園等

師団	都市名	公園名称 (計画年)	面積 (ha) ①当初 ②変更後	計画区域内の 旧軍施設
第2	仙台	仙台総合運動場 (1946年)	①22.1 ②42.4	追回練兵場 追回射撃場
第3	名古屋	名城公園 (1947年)	①130.0 ②80.0	第3師団司令部 歩兵第6連隊 名古屋陸軍病院 北練兵場 東練兵場など
第4	大阪	大阪城公園 (1947年)	①164.5 ②164.5	第4師団司令部 大阪兵器支廠 大阪陸軍刑務所 城南射撃場など
第5	広島	中央公園 (1946年)	①70.5 ②44.1	第5師団司令部 歩兵第11連隊 野砲兵第5連隊 輜重兵第5連隊 西練兵場など
第6	熊本	千葉城緑地 (1946年) ※その後、熊本城緑地 (19)、 さらに熊本城公園へ変更	①76.1 ②74.0	第6師団司令部 輜重兵第6連隊 熊本陸軍予備士官学校 熊本陸軍病院 熊本兵器支廠 偕行社 陸軍馬廠など

出典 建設省 1959『戦災復興誌 第7巻都市編4』(仙台市)

同 1960『〃 第9巻都市編6』(広島市・熊本市)

同 1961『〃 第10巻都市編7』(名古屋市・大阪市)

また、戦災復興事業再検討公園緑地計画を比較した（図31）。図31について軍を取り巻く当時の社会情勢や時代背景を併せて考察すると、以下の2点を指摘できる。

- 1) 熊本市（千葉城緑地・渡鹿緑地）は、1949年時点の再検討計画時においても、緑地計画の面積はまだ減少していなかった点（減少率0%）が特筆される。

2) 仙台・名古屋・大阪・広島では既に1949年時点で減少しており、熊本は稀有な例であると言える。

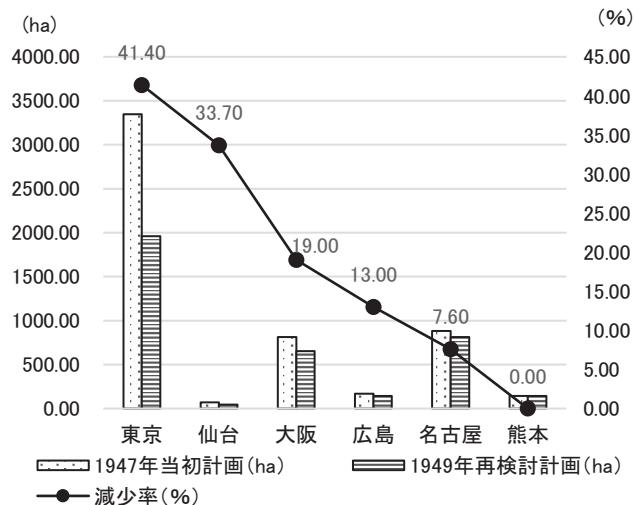


図31 戦災復興事業再検討公園緑地計画(減少率比較)

出典 建設省編 1959『戦災復興誌 第1巻』(P175) より筆者作成

### 7.3.3 熊本市の人口・世帯数・住宅問題と渡鹿緑地

戦後、熊本市の人口・世帯数が増加した。終戦の昭和20(1945)年と比較すると、昭和33(1958)年は世帯数・人口ともに約2倍に増加している(図32)。

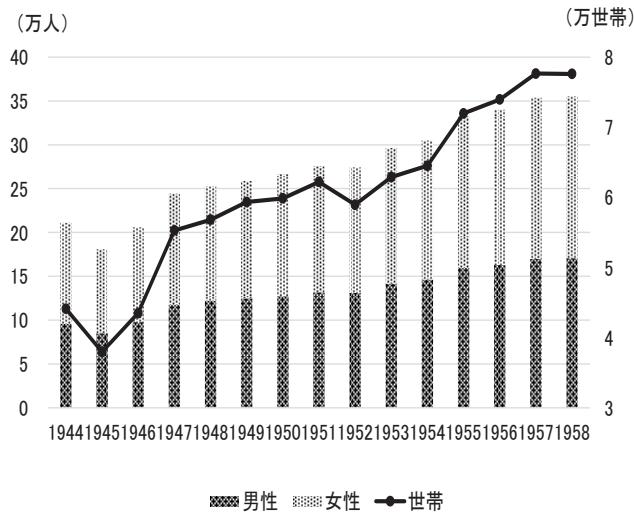


図32 熊本市の人口と世帯数の推移

出典 建設省編 1959『戦災復興誌 第1巻』(P754) より筆者作成

前述したように、1949年時点の再検討計画時においては緑地計画の面積に減少がみられなかった熊本市の「千葉城緑地」と「渡鹿緑地」であったが、人口増加の影響で住宅不足等が深刻な状態となり、以降、緑地の転用にも徐々に影響が出てくることとなった。

### 7.3.4 渡鹿緑地廃止と水前寺運動公園区域の変更

緑地の廃止や都市公園の区域変更(面積減少)は、熊本城公園に限らず、同年7月の「渡鹿緑地」「水前寺運動公園」など、他の都市公園でも起きていた。それらの理由書には、「幾多の困難と財政上の支障」「種々検討した結果」など、熊本城公園と共に文言が見られる(図33)。

#### (1) 「渡鹿緑地」廃止の理由

「渡鹿緑地」は昭和21年9月に都市計画決定後、本年1月住宅地区改良法に基づく青葉住宅建設に伴い区域の変更をなしたが、市勢の発展に伴う諸般の特殊事情もあって当該緑地は現在殆ど学校教育施設その他の公共建築物及び民有地等であり規定計画どおり公園化するには幾多の困難と財政上の支障が伴うので種々再検討した結果、本案のように渡鹿緑地はこれを廃止し、新たに眺望景観等立地条件等に恵まれた立田山緑地外2ヶ所を都市計画緑地として決定しようとするものである。」

第1 都市計画緑地中、次の第2号渡鹿緑地を廃止する。

名称 渡鹿緑地

位置 熊本市大江町 大字大江地内、大字渡鹿

地積 64.17ha

図33 「渡鹿緑地」廃止の理由

こうして、熊本市の二大緑地のうち渡鹿緑地はわずかに渡鹿公園(1.58ha)が開設されたのみで、その広大な緑地面積のほとんどが引揚者等の復興住宅(青葉住宅)用地となり、実質的には廃止・消滅した。一方、千葉城緑地は一部面積が減少したもののが50haを切ることなく、後の熊本城緑地、さらに熊本城公園へつながった(図34)。

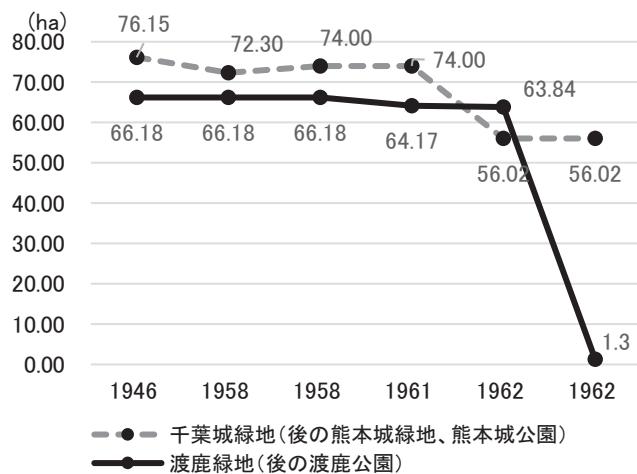


図34 千葉城緑地と渡鹿緑地の面積推移(比較)

出典 建設省編 1960『戦災復興誌 第9巻 都市編6』  
都市計画協会(P763) より筆者作成

以上から、渡鹿緑地が「学校教育施設その他の公共建築物及び民有地等」の受け皿となることで、一方の千葉城緑地が開発行為から守られたと捉えることができる。

### 7.3.5 熊本城公園及び特別史跡熊本城跡の面積推移

熊本城の緑地・公園としての面積は、1946年千葉城緑地(75.15ha)、1958年熊本城緑地(72.30ha)、1958年(74.0ha)、1962年熊本城公園(56.02ha)、1991年(56.30ha)、2019年(54.26ha)と減少傾向にある(図35)。

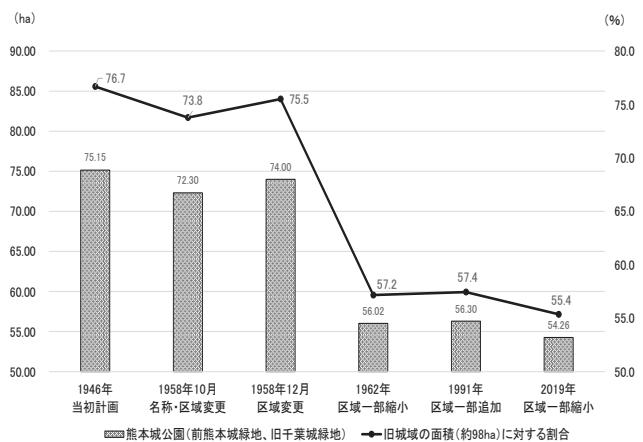
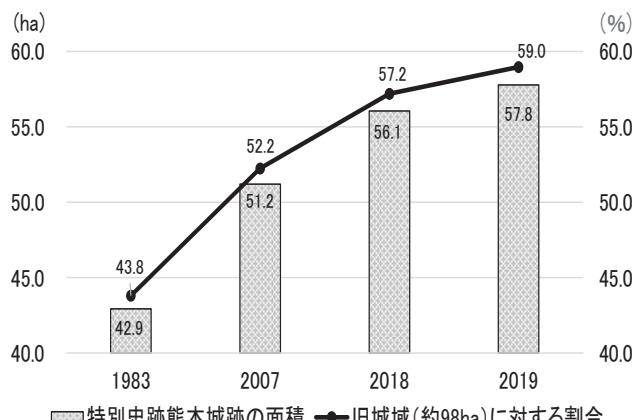


図35 熊本城公園の面積推移

(出典) 熊本市2018『特別史跡熊本城跡保存活用計画』(P140~141)、建設省編1959『戦災復興誌 第1巻』(P763)より筆者作成

また、特別史跡熊本城跡は近年、数度の追加指定により面積が拡大しており、現在は約57.8haである。旧城域(約98ha)に占める割合も次第に高くなり、現在では59.0%となっている(図36)。

図36 特別史跡熊本城跡の面積推移(1983~2019年)  
(出典) 熊本市2018『特別史跡熊本城跡保存活用計画』(P127)、熊本城調査研究センター報道資料より筆者作成

### 7.3.6 空中写真からみた渡鹿緑地の農地化・宅地化

戦後間もない頃(1945~1950年)の渡鹿緑地の空中写真をみると、焼失を免れた旧軍用建物が残存するほか、旧渡鹿練兵場の広大な土地が農地として利用されている状況が窺

える。まだ宅地化は進んでおらず、公共施設等の大型建物もみられない(図37)。

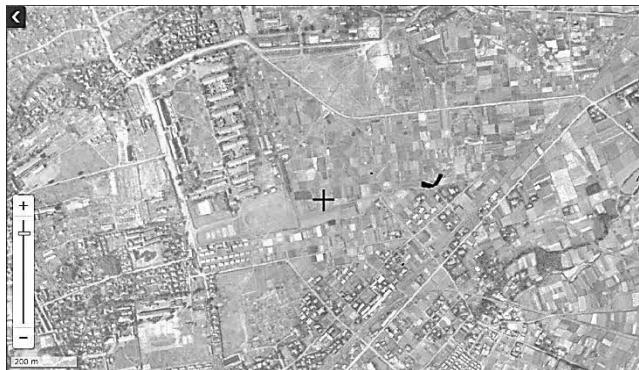


図37 旧渡鹿練兵場付近の空中写真(1945~1950年)

国土地理院ウェブサイト(下記)を加工して作成  
[https://maps.gsi.go.jp/#16/32.802801/130.731254&base=ort&ls=ort%7Cort\\_USA10&blend=0&disp=11&lcd=ort\\_USA10&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1&d=m](https://maps.gsi.go.jp/#16/32.802801/130.731254&base=ort&ls=ort%7Cort_USA10&blend=0&disp=11&lcd=ort_USA10&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1&d=m)

一方、1962年に渡鹿緑地が廃止された後の空中写真をみると旧軍建物も一部残存するが、広大な軍用跡地を利用して新たに学校や専売公社等の大型建物が建設されている。また、戦後直後は農地として利用された場所でも次第に宅地化が進み、農地の大半が失われた様子がわかる(図38)。



図38 旧渡鹿練兵場付近の空中写真(1961~1969年)

国土地理院ウェブサイト(下記)を加工して作成  
[https://maps.gsi.go.jp/#16/32.802801/130.731254&base=ort&ls=ort%7Cort\\_old10&blend=0&disp=11&lcd=ort\\_old10&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1&d=m](https://maps.gsi.go.jp/#16/32.802801/130.731254&base=ort&ls=ort%7Cort_old10&blend=0&disp=11&lcd=ort_old10&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1&d=m)

### 7.3.7 空中写真等からみた熊本市の現況と旧二大緑地

戦後、「渡鹿緑地」では旧軍用建物の一時的な転用や農地利用が行われた後、1962年7月に緑地廃止となり、広大な面積を必要とする大学・小中学校・団地等の公共施設が次々に整備された。さらに、図39(2003年頃の地図に昭和初年の軍施設を当てはめた図)をみると、県立劇場や市立図書館(いずれも1982年に現在地に整備)も加わり、大江・渡鹿一帯は熊本市の文教地区として発展している。

一方、「千葉城緑地」の大半は緑に囲まれた「熊本城公園」として、戦後から今まで保全してきた(図40)。



図39 旧軍用地から文教地区として発展した大江・渡鹿  
新熊本市史 2003『新熊本市史 通史編 第七巻 近代III』

戦後から現在に至るまでにその土地所有者や建物用途等は変遷を経たものの、大規模な面積単位で敷地利用・建物整備が行われる特徴は、現代にも継承されている。本市の広い範囲が住宅地で埋め尽くされる中において、旧渡鹿緑地一帯の広い敷地利用と大型建物の存在は、現代の空中写真(図40)でもひときわ目を引く。

これは、渡鹿緑地の縮小・廃止により当該地に整備され

た国(合同庁舎、国家公務員住宅等)や専売公社(日本たばこ産業、現JT)、県(県立劇場、県立高校、県営住宅等)、市(市立小・中学校、市立図書館等)、民有地(私立大学等)が集中しているため、広大な二大緑地(軍用跡地)である「千葉城緑地」と「渡鹿緑地」の対照的な土地利用状況は、本市の戦災復興都市計画の象徴と言える。

## 8まとめ

以上、本研究により以下7点を指摘し、成果としたい。

### 1) 軍用地移転の契機と歴史的背景(戦前)

軍用地移転の大きな契機は以下の4度である。それぞれの時期・場所・背景を混在しやすいので以下に整理する。

#### ①明治21・22(1888・89)年

明治19(1886)年に練兵場用地等の拡大・買収が急務となつたことが大きな契機となり、同21(1888)年「鎮台条例」廃止と「師団司令部条例」制定を経て、陸軍は渡鹿・大江の両村に工兵営敷地・練兵場等用地として官・民有地約13万6,400坪を買収した。翌22(1889)年には第6師団工兵大隊も大江村へ移転し、熊本城(城郭部)から渡鹿・大江両村(市街地縁辺部)への本格的な軍用地移転が始まることになる。

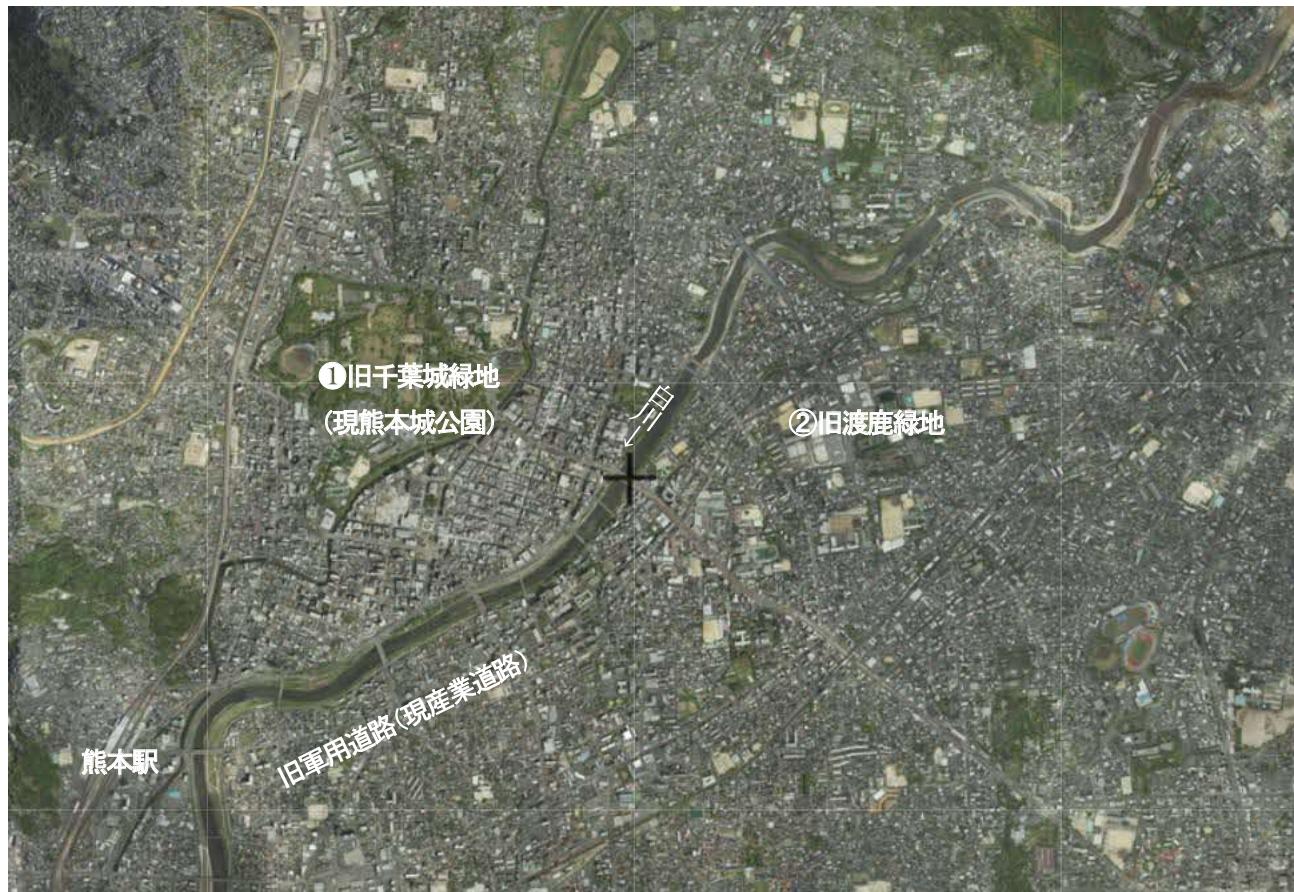


図40 ①旧千葉城緑地・②旧渡鹿緑地の空中写真(2016年): 国土地理院ウェブサイト(下記)を加工して作成  
<https://maps.gsi.go.jp/#14/32.801589/130.715075&ls=nendophoto2016&disp=1&lcd=nendophoto2016&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>

## ②明治31・33（1898・1900）年

明治31（1898）年4月に野戦砲兵第6連隊が新築兵営に移転し、さらに同33（1900）年には山崎練兵場（約5万5,000坪）と大江村（約7万坪）との土地交換により、山崎練兵場は正式に大江村に移転した。

これは、明治31（1898）年に市区改正を準備した事業に基づいて軍用地と大江村民有地との土地交換を行ったものであるが、陸軍が提示した条件・期限等は、当時の県・市にとっては大変負担が大きく、困難な内容であった。

こうして、大江村では既に移転済みの軍用地に挟まれた間隙地を塗りつぶすように、陸軍省へ土地が提供された。

## ③明治43（1910）年

明治43（1910）年、藤崎台下の官有地（約1,500坪）と帶山の大日本軌道株式会社所有地（約4,000坪）との土地交換が行われた。これは、熊本城下での軽便鉄道敷設を目的とした鉄道会社と陸軍との土地交換である。その背景には城下のインフラ整備という都市の近代化とともに、陸軍側が演習地として求める土地に帶山の地質・地形等が適当だった点も大きい。こうして渡鹿のさらに東側に帶山演習場（市街地縁辺部）が設置された。

## ④大正12（1923）年

大正12（1923）年、渡鹿へ移転したばかりの歩兵第23連隊は都城（宮崎）へ、渡鹿には歩兵第13連隊が移転した。その後、城下の歩兵第13連隊跡地では「熊本市三大事業記念国産共進会」が開催された。従来は「熊本市三大事業」という侧面で語られてきた軍用地移転だが、その背景には世界的な軍縮という社会情勢や、市街地縁辺部に軍用地を移転・拡大したい陸軍側の思惑・国策等もあった。

## 2) 軍用地移転と市区改正準用事業・市村合併（戦前）

軍用地拡大という国策実現のため、辛島市政の市区改正準用事業が利用され、国が自治体に過剰な負担を強いた上で土地交換や軍用地移転が行われていたことが、公文書から明らかになった。また、熊本城（城郭部）から渡鹿村・大江村（市街地縁辺部）への数度の軍施設移転により、両村は徐々に軍都熊本の一角を担うこととなったが、熊本市との合併（大正10年）より30年以上も前の明治20年代から両村の軍用地化が始まっていた経緯を整理できた。

## 3) 軍用地の選地と立地環境の優位性（戦後）

明治時代に軍用地の移転先となった渡鹿・大江・帶山の選地は、陸軍が地質・地形等を考慮して計画したことが公文書の記録から明らかになった。こうした軍用地の立地環

境については、昭和28（1953）年の白川626水害で渡鹿・大江・帶山等では水泥被害をほぼ免れたことで、その適地選定が実証されたと捉えることもできる。このことは、本市における戦後の住宅地形成にも大きな影響を与えており、水害で被災しなかった地域（渡鹿・大江・帶山等）、すなわち東方へまちが伸展していった歴史がある。<sup>30</sup>

## 4) 渡鹿緑地の廃止と千葉城緑地との関係（戦後）

渡鹿緑地の面積は、昭和36（1961）年に66.18haから64.17haへ変更、さらに引揚者等の住宅用地となって失われ、最終的には「渡鹿公園」がごくわずかな面積

（1.58ha）で開設されたのみで、渡鹿緑地は実質的に消滅した。同33（1958）年に渡鹿緑地は廃止され、都市計画緑地としての期間は約12年間であった。二大緑地のうち千葉城緑地が熊本城緑地さらに熊本城公園として今日に至る経緯とは、極めて対照的であることは、先述したとおりである。

## 5) 旧軍用地から文教地区への変容（戦後～現在）

戦後、渡鹿一帯の旧軍用地は、広大な敷地が分割され、私立大学、県立大学、小学校、中学校、電波高等学校、警察学校などの教育施設のほか、図書館、消防署、九州農政局事務所、公務員宿舎、県営住宅、専売公社工場・住宅等として利用されたため、戦後は文教地区としてのイメージも定着した。当初、開発の先駆けとして整備されたこれら公共施設も、その後は一部で所有者や建物・用途が変更となつたものの、広大な敷地単位は概ね継承されており、現在でも大規模な建物が集中するエリアとなっている。

## 6) 軍都における軍用地の設置・移転の共通点・相違点

熊本を含む旧6鎮台の多くは軍用地を「存城」となった城郭部に置いたため、近代の市街地発展と競合して新たな軍用地拡大が困難となった点が、共通する課題となった。

一方で、その後の軍拡により新設された師団では、その反省から用地拡大を見越して当初から市街地縁辺部に設置される等、近代の旧軍都においてもその設置時期により軍用地移転問題の共通点・相違点があったことが明らかになった。

## 7) 公文書（1次資料）研究の重要性

近代に軍都であった熊本の場合、広大な面積を占める軍用地の記録は主に国（陸軍省）の公文書として保存され、現在は防衛省に所蔵されている。データベースで公開されている件数は膨大であるため、研究に必要な文書を閲覧・確認するのも大変な作業量となるが、新たな歴史的事実を

発見するには、「1次資料」である公文書が果たす役割が大きい。例えば本研究でも、従来の市史等で不明とされていた帶山練兵場の設置当初の経緯について、公文書の調査から明らかにできたように、今後の公文書調査・研究によって新発見・再確認される事例が増えるものと考えられる。

以上が、本研究の成果まとめである。

## 9 おわりに—歴史を踏まえた政策立案に向けて—

昭和30年代に建設された建物の経年劣化が問題となり、さらに平成28年熊本地震の被災も重なったことで、旧千葉城緑地一帯や旧渡鹿緑地一帯に整備された建物の多くが、移転・解体・新築等の局面を迎えた。

旧渡鹿緑地においては近年、国有地の一部売却・民有地化も進んでいる。テレビ局や大型商業施設等が新設されることも、かつて軍用地だった歴史と無関係ではなく、戦前の軍用地が、戦後の国有地・既存ストックとして広大な面積単位で残されていたからこそ、大型施設の受け皿となり得た事例である。また、帶山との土地交換で民有地化された熊本城下の宮内一帯については、特別史跡熊本城跡の保存のため、本市では一部公有地化も進めている。

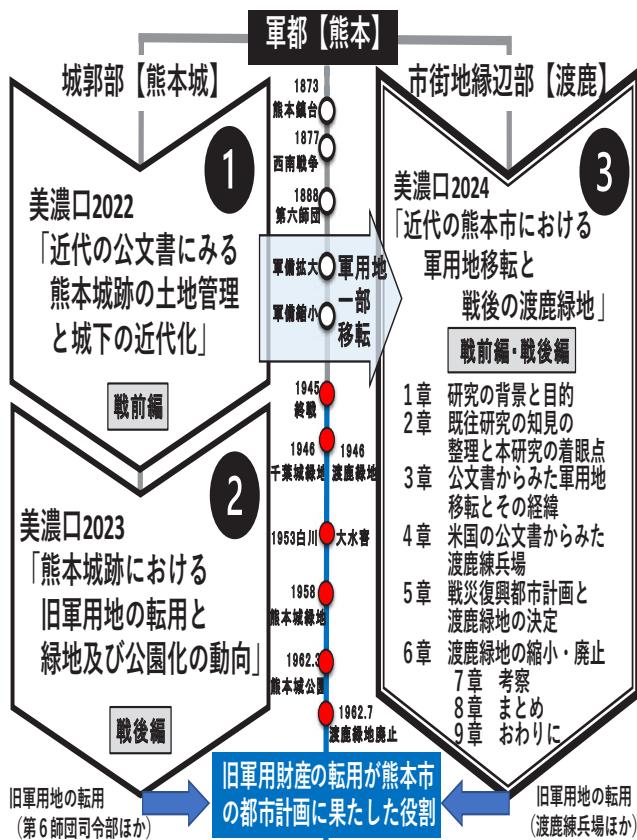


図41 既刊の拙稿（①・②）と本稿（③）の関係

以上、旧軍用地、旧緑地の跡地利用という観点で捉えると、いずれも古くて新しい問題で、現在も継続している。

本研究は、城郭部（熊本城）と市街地縁辺部（渡鹿）に設置された近代の旧軍用地、さらに戦後の千葉城緑地・渡鹿緑地の転用状況が本市の都市形成に果たした役割を把握することを目指したもので、本稿と拙稿2本の成果を合わせることで、3部作としてまとめたものである（図41）。

しかし、この3部作を合わせても、旧軍用地のうち熊本城一帯と渡鹿一帯のみ、すなわち戦後の二大緑地（千葉城緑地、渡鹿緑地）のみを、研究対象としたに過ぎない。熊本における旧軍用地は表7にも示したように、他にも市内各所に存在していたが、これら旧軍用地の戦後の転用状況については全貌を解明することはできなかったため、今後の課題としたい。「熊本市三大事業」から、ちょうど100年が経過した。本研究が、熊本の近現代史を研究する上で公文書（1次資料）調査が極めて重要であることをあらためて示すとともに、本市の旧軍用地に関する歴史的経緯や理解を深めることで、今後、長期的視野に立った政策立案やまちづくりに寄与することができれば幸甚である。

### （参考文献・資料）

- 木島安史（1975）「熊本市の市街地形成—その1 明治以降の歴史的変遷—」『日本都市計画学会 学術研究発表会論文集』第10巻
- 木島安史（1976）「熊本市の市街地形成—その2 明治以降に起きた災害の市街地形成へ与えた影響—」『日本都市計画学会 学術研究発表会論文集』第11巻
- 木島安史（1977）「熊本市の市街地形成—その3 市街地における非計画の留保について—」『日本都市計画学会 学術研究発表会論文集』第12集
- 今村洋一（2009）「戦災復興計画における旧軍用地の転用方針と公園・緑地整備について」『社団法人日本都市計画学会 都市計画論文集』No. 44-3
- 今村洋一（2014）「戦後日本における旧軍用地の学校への転用と文教市街地の形成について—陸軍師団司令部の置かれた地方13都市を事例として—」『社団法人日本都市計画学会 都市計画論文集』No. 49-1

- <sup>1</sup> 美濃口紀子 (2022) 「近代の公文書にみる熊本城跡の土地管理と城下の近代化」『熊本都市政策 Vol. 8』熊本市都市政策研究所
- <sup>2</sup> 美濃口紀子 (2023) 「熊本城跡における旧軍用地の転用と緑地及び公園化の動向」『熊本都市政策 Vol. 9』熊本市都市政策研究所
- <sup>3</sup> 木島安史 (1975) 「熊本市の市街地形成—その1明治以降の歴史的変遷—」『日本都市計画学会 学術研究発表会論文集』第10巻
- <sup>4</sup> 木島安史 (1976) 「熊本市の市街地形成—その2明治以降に起きた災害の市街地形成へ与えた影響—」『日本都市計画学会 学術研究発表会論文集』第11巻
- <sup>5</sup> 荒川章二 2007 『日本史リブレット 95 軍用地と都市・民衆』株式会社山川出版社
- <sup>6</sup> 今村洋一 (2007) 「旧軍用地の転用と戦災復興公園との関係について」『日本建築学会大会学術講演梗概集』日本建築学会
- <sup>7</sup> 今村洋一 (2017) 『旧軍用地と戦後復興』中央公論美術出版
- <sup>8</sup> 註7と同じ。今村洋一 (2017) 『旧軍用地と戦後復興』中央公論美術出版
- <sup>9</sup> 今村は「小峰地区」と記載しているが、現在の本市での表記は「小峯」であるため、本研究では「小峯地区」と記している。
- <sup>10</sup> 今村は「長峰地区」と記載しているが、現在の本市での表記は「長嶺」であるため、本研究では「長嶺地区」と記している。
- <sup>11</sup> 註7と同じ。今村洋一 (2017) 『旧軍用地と戦後復興』中央公論美術出版
- <sup>12</sup> 今村洋一 (2014) 「戦後日本における旧軍用地の学校への転用と文教市街地の形成について—陸軍師団司令部の置かれた地方13都市を事例として—」『都市計画論文集』Vol. 49 No. 1、公益社団法人日本都市計画学会
- <sup>13</sup> 杉野聰明 (2017) 『旧軍用地転用史論 上巻・下巻』文理閣
- <sup>14</sup> 松山薰 (2001) 「第二次世界大戦後の日本における旧軍用地の転用に関する地理学的研究」東京大学 (博士論文)
- <sup>15</sup> 浅野純一郎 (2012) 「地方都市の戦災復興都市計画における当初計画理念の成立と戦前・戦中都市計画との関係性について—熊本、高知、岡山、岐阜を中心として—」『日本建築学会計画系論文集』第77集 第671号
- <sup>16</sup> 建設省編 (1959) 『戦災復興誌 第1巻 計画事業編』財団法人都市計画協会、建設省編 (1958) 『戦災復興誌 第3巻 法制編』財団法人都市計画協会、建設省編 (1960) 『熊本市』『戦災復興誌 第9巻 都市編VI』財団法人都市計画協会など、全10巻。
- <sup>17</sup> 熊本市戦災復興誌編集委員会編 (1985) 『熊本市戦災復興誌』
- <sup>18</sup> この図は、現在の地図に「最近実測熊本市街地図」を当てはめたもの。新熊本市史編纂委員会 2003 『新熊本市史 通史編集 第7巻 近代III』熊本市 (P53に掲載あり)
- <sup>19</sup> 熊本日日新聞社 (1988) 『熊本市政 100周年記念 図説 熊本・わが街』熊本日日新聞情報文化センター
- <sup>20</sup> 熊本市都市政策研究所『熊本都市史図解—都市形成と都市計画—』は、「熊本都市形成史図集」(2014)、「熊本都市形成史図集—戦後編—」(2016)、「熊本都市計画史図集」(2021)の3部作。
- <sup>21</sup> アジア歴史資料センター「JACAR」(Japan Center for Asia Historical Records National Archives of Japan) の概要是HPに詳しい。<https://www.jacar.go.jp/about/outline.html>
- <sup>22</sup> 田中義幸 (1886) 『熊本県下商工技芸早見便覧』は、ゆまに書房 (1987) 『絵で見る明治商工便覧 第10巻』にも転載された。現在は国立国会図書館デジタルコレクションでも公開されている。青潮社 (1983) 『明治銅版画 熊本商家繁昌圖録』も内容は同じ。
- <sup>23</sup> 「六月十五日 第六師団工兵大隊移転ス 官報抄録 第六師団工兵大隊ハ—昨十三日熊本県肥後国託摩郡渡鹿村兵営へ移転セリ 一二年六月十五日」『公文類聚』
- <sup>24</sup> 字図によれば、下ノ山は現在の帶山小学校一帯である。熊本市歴史文書資料室のご教示による。
- <sup>25</sup> 新熊本市史編纂委員会 2001 『熊本市史関係資料第5集 熊本市都市計画事業・産業調査資料』。その他、熊本市都市政策研究所のニューズレターでは、用途地域指定に関する地図をカラーで掲載・紹介している。以下はその一部。山田聰亮 2020 「表紙地図紹介 熊本都市計画 工場分布図 (昭和3年)」『熊本市都市政策研究所ニューズレター vol. 18』熊本市都市政策研究所、羽廣正樹 2024 「表紙地図紹介 熊本都市計画参考資料第3輯 (用途地域) 土地高低図 (昭和3年)」『熊本市都市政策研究所ニューズレター vol. 25』熊本市都市政策研究所
- <sup>26</sup> 熊本県計画課 1961年12月25日 「第48回熊本都市計画地方審議会内申綴」(熊本県土木部道路都市局都市計画課蔵)
- <sup>27</sup> 年表はJACAR (ほか以下を参照して作成した。熊本市 (2003) 『新熊本市史 別編 第三巻 年表』、熊本市熊本城調査研究センター (2019) 『特別史跡熊本城跡総括報告書 歴史資料編』(史料・解説) (絵図・地図・写真)、建設省編 (1960) 『熊本市』『戦災復興誌 第9巻 都市編VI』財団法人都市計画協会、熊本市戦災復興誌編集委員会編 (1985) 『熊本市戦災復興誌』、今村洋一 (2017) 『旧軍用地と戦後復興』中央公論美術出版
- <sup>28</sup> 「明治6年7月 改訂鎮台条例」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09060000900、明治4年与6年に至る 規則条例 (防衛省防衛研究所)
- <sup>29</sup> 第12師団は歩兵第12旅団(小倉)と歩兵第24旅団(久留米)で構成され、隸下に歩兵第14連隊と歩兵第47連隊(小倉)、歩兵第24連隊と歩兵第48連隊(久留米)等が置かれた。1907(明治40)年に第18師団(久留米)が新設されたが、1925年宇垣軍縮により第18師団が廃止されると、第12師団司令部を始めとする部隊の大部分が小倉から久留米に移駐した。そのため、図27・28では「第12師団」として、小倉ではなく久留米を記している。
- <sup>30</sup> 図29は以下の文献を参考に筆者作成。帝国聯隊史刊行会編 (1923) 『歩兵第十三聯隊史』帝国聯隊史刊行会、歩兵第二十三聯隊編 (1935) 『歩兵第二十三聯隊史』宮崎県教育会印刷部、砲六会(小田常元) (1982) 『野砲兵第六聯隊』城野印刷所、熊本市熊本城調査研究センター (2024) 『熊本城跡発掘調査報告書5-整備基本計画策定に向けた千葉城地区の発掘調査』、熊本日日新聞社・熊本兵团史展実行委員会 (1976) 『西南の役から第二次世界大戦まで 熊本兵团史(陸と海と空の記録)』鶴屋百貨店、山吹会(九州砲兵概史編纂委員会 代表者 増田民男) (1986) 『九州砲兵概史』秀巧社、歩兵第十三連隊 福田伊五郎編 (1931) 『歩兵第十三聯隊史』大同印刷株式会社、熊本の戦争遺跡研究会編 (2010) 『熊本の戦争遺跡』創想舎、増田民男 (1994) 『熊本城史梗概』『熊本城』熊本城顕彰会、増田民男 (1994~1998) 『熊本城内漫步』『熊本城』熊本城顕彰会、松野國策 (2003) 『8 小峯射撃場(台場)跡』『ふるさと東部の歴史 第1編 歴史遺産 健軍校区・泉ヶ丘校区・砂取校区とその周辺 東町校区・健軍東校区・山の内校区』、大蔵省昭和財政史編集室編 (昭和33年11月) 『昭和財政史 第八巻—国有財産・營繕—』東洋経済新報社
- <sup>31</sup> 『日本地理集成III 熊本県の地理』の「東部の住宅地」には、「東部には広大な託麻原台地があつて恰好な住宅地を提供している。大正末期から昭和初期にかけて、大江・出水が住宅地として開発されたが、現在ではさらに東方の健軍・帶山・渡鹿方面の住宅地化の傾向がいちじるしい。この方面では人口の急増とともになって、6.26後すでに小学校5校、中学校2校が新設されている」と記されている。浅香幸雄監修、岩本政教著者代表 (1964) 『日本地理集成III 熊本県の地理』光文館 (P49)

美濃口 紀子 (熊本市都市政策研究所 研究員／文化財保護主幹)

熊本大学文学部史学科考古学コース卒業。熊本市役所入庁後、文化課(現文化財課)で埋蔵文化財の発掘調査等に従事(文化財保護主事)。その後、熊本市立熊本博物館(考古学担当学芸員)や熊本市熊本城調査研究センター(文化財保護主幹)を歴任し調査研究や展示リニューアル等に従事。令和3(2021)年度より現職。

## 付表 本稿関係資料一覧

【凡例】

国立公文書館及びアジア歴史資料センター（JACAR）の目録データベース（<https://www.jacar.go.jp>）にてキーワードを入力し横断検索を実施した（件数は国立公文書館+JACAR）。

キーワード検索結果例：「山崎練兵場」「渡鹿練兵場」「帯山練兵場」「工兵第六大隊」「歩兵第13聯隊（連隊）」「歩兵第23聯隊（連隊）」「野砲兵第六聯隊（連隊）」「砲兵第六大隊」「騎兵第六大隊」等のうち「詳細情報」から以下の方法で資料収集を実施。

▶本稿に関係する軍用地取得・建物移転等の公文書を中心収集し（200件）、作成年代が古い順に並べ、「No.」欄に本表での通し番号を示した（No.1～200）。

▶「和暦」「西暦」「月・日」「資料名」「差出・作成」「宛所」「内容」「引用元」「歴資No.」欄について

・「和暦」「西暦」「月・日」・JACAR（国立公文書館アジア歴史資料センター）詳細情報の「資料作成年月日」欄、「作成者名称」欄などを参考に記載。

・「資料名」「差出・作成」「宛所」・JACAR（国立公文書館アジア歴史資料センター）詳細情報「資料名標題」（title）などから記載。

・「内容」・原則としてJACAR（国立公文書館アジア歴史資料センター）の詳細情報「内容」（description）にならない、冒頭300文字（テキスト化されたデータ）をそのまま掲載した。但し本稿の内容に関連が深い公文書の記載内容については（冒頭300文字以降でも）「閲覧」画面で内容を確認の上、適宜追記した。

文中の「@」「=」は省略して「・」に置換し、固有名詞（人名・地名）等の翻刻の語りや明らかな誤植については、筆者の判断で文字を適宜修正して掲載した。

（例：「明治三十二年五月九日 第六師団監督部長由村宗則」→「明治三十二年五月九日 第六師団監督部長片山中行」、「小峯原原」→「小峯原」など）

・「引用元」・JACAR（国立公文書館アジア歴史資料センター）からの引用は「論文などへの引用例」に従った。

▶本表は2024年7月31現在の検索結果である。

JACAR（国立公文書館アジア歴史資料センター）の公開データは毎年追加され件数・画像数とともに増加しているため、検索時期によって結果が異なる場合がある。

▶「キーワード検索」では、各資料のうちデータ化されたテキスト（全文ではなく冒頭300文字のみ）について検索キーを該当した場合に、資料を発見することができる。したがって冒頭に目的の文言が含まれない（300字以下に登場する）場合や、固有名詞（人名・地名）の翻刻に誤りがある場合にはヒットしないため、注意が必要である。

以上の理由から、今回の検索作業でも関係資料の全てを抽出・収集できたわけではない。

No.	和暦	西暦	月	日	資料名	差出 作成	宛所	内 容	引 用 元
1	明治 10	1877	5	26	6方より廻 建築電報にて伺	井田少将	熊本工兵 第六方面 本署別役 少佐殿	工四百九十三号 陸干式百号 燐失后廻ナシ隊兵ニ付野砲營急ク故ニ細川邸へ半永久之廻フ立続テ半永久ノ兵倉立サレバ現場差支アリ本當着手シテハ急速出来ル見込ナシ金額三千円以内ナリ直ク着手致シ度御指令ヲ待ソ五月廿四日午後一時四十分熊本工兵第六方面本署別役少佐井田少将殿 工四百九十四号 廻兵並兵倉建築之儀伺之同但シ金額取調申出ヘキ事 十五年五月廿六日 井田少将熊本工兵第六方面本署別役少佐殿 右第五局へ心得達シ	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. C04027424400、「大日記 砲兵方面 5月木 陸軍省第1局」（防衛省防衛研究所）
2			4	25	山崎練兵場 増地買上聞 届電報	熊本別役 少佐	西郷殿	工三百七十六号 山崎練兵場増地至急買上ケノ事聞届タリ十年四月廿五日 西郷中将別役少佐工三百七十七号 陸九百四十六号 山崎練兵場続キ家屋焼失ニ付取広ケ方質打電ニ及ヒ県官へ協議スム人民帰ラヌ内決定不致テハ差支アリ買上取計可然直クニ御指令ヲ待ツ四月廿五日午後五時二十分進西郷殿 熊本別役少佐	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. C04027397900、「大日記 砲工方面的部 4月木 陸軍省第1局」（防衛省防衛研究所）
3			4	30	6より仮廻 厨所その他 設入費仕払 方の儀伺	陸軍少佐 別役成義	陸軍卿代 理陸軍少 輔大山巖 殿	工三百九十三号 陸四百六十三号 砲兵第六大隊阪庭所其他取設入費仕払方の儀伺一合金百八拾壹演九拾九錢五厘右八客歲草賊暴動之際山砲營燒失ニ付内苑烟古家屋へ人兵取候際候仰廻所並洗灌顔洗脛等古材木ヲ以取設候義ハ御面仕置候處付仕費私之丸為夫々修繕着手候間此段一応御申候也 追テ金額之義ハ跡ヨ取調可申出候也 依テ別紙略圖計費案相添此段相伺候也 十年二月五日 工兵第六方面提理代理 陸軍少佐別役成義 陸軍卿山縣有朋代理 陸軍少輔大山巖殿 同之通 四月三十日	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. C04027399500、「大日記 砲工方面的部 4月木 陸軍省第1局」（防衛省防衛研究所）
4			6	5	6方より將 校官宅修繕 着手の届	工兵第六 方面提理 代理 陸軍 少佐 別役 成義	陸軍卿山 縣有朋代 理 陸軍少 輔井田謙 殿	工五百八十一号 将校官宅修繕着手之義御届 当熊本市街開戦前日ヨリ追々燒失当今城郭近傍ニ於テ将校之居宅ニ相當之家屋總テ無之且士官遠隔之地ニ散居致候而ハ警備上ニ相間シ候ニ付先般電信ヲ以買上之御儀伺候相成候備線内存在之家屋将校之官宅ニ尤ル為夫々修繕着手候間此段一応御申候也 追テ金額之義ハ跡ヨ取調可申出候也 明治十年六月五日 工兵第六方面提理代理 陸軍少佐別役成義 陸軍卿山縣有朋代理 陸軍少将井田謙殿	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. C04027439100、「明治 10 年 大日記 砲工本支廠工兵方面的部 6月木 陸軍省第1局」（防衛省防衛研究所）
5			7	22	熊本城郭内 と山崎練兵 場地所等買 上の金額伺	工兵第六 方面提理 代理 陸軍 少佐 別役 成義	陸軍卿代 理 陸軍少 將井田謙 殿	工七百六十一号 陸第六百七十号 熊本城郭内並山崎練兵場地所建物等買上代価概計金額同 金三万五千五百八十九十二円 右ハ当城郭内並山崎練兵場地所建物等買上代価取調候際處概計金員本行ノ通相及候然ルニ右上規則ニ準相成候備線内存在之家屋将校之官宅ニ尤ル為夫々修繕着手候間此段一応御申候也 追テ金額之義ハ跡ヨ取調可申出候也 明治十年六月五日 工兵第六方面提理代理 陸軍少佐別役成義 陸軍卿山縣有朋代理 陸軍少将井田謙殿	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. C04027467900、「明治 10 年 大日記 砲工方面 8月木 陸軍省第1局」（防衛省防衛研究所）
6			10	19	熊本城外從 来所轄地の 内道路敷地 返付上申	工兵第六 方面提理 代理 陸軍 少佐 别役 成義	陸軍中将 西郷従道 殿	工千二十九号 熊本城外從来所轄地ノ内道路敷地ニ属ス返付ノ儀ニ付上申 先般差上申仕置候從來所轄當城下馬橋外花畠烟旧病院地ノ内五百二十坪一合七勺及山崎練兵場南隅地二百九十九坪別紙画面色ノ通今般熊本県ニ於テ道路変換ニ付右敷地ニ引受致旨照会有之候然ルニ此度練兵場地所買添ノ爲在來ノ道路圈込ノケ専モ二付右ハ双方便宜宜ハ為メ新旧交換ノ都合ニ有之素ヨリ実地差支等ノ儀無之候間該県照会ノ通御返付相成候仕度別紙美測面相添此段申進候也 追テ本文該県ヨリ今般内務省へ上申度候趣ニ付為念此段添テ申進候也 工兵第六	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. C04027506200、「明治 10 年 大日記 砲工方面 11月 陸軍省第1局」（防衛省防衛研究所）
7			11	15	第1、2圓 区内景況 差出の件	工兵第六 方面 陸軍 少佐別役 成義	陸軍省	明治十年十一月十五日 事件大目 第三園区内景況 工兵第六方面 陸軍少佐別役成義 一当方面第三園区内景況別紙差出候 明治十年十一月十五日 工兵第六方面内景況月報工兵第六方面第一園区内景況 工兵當建設ノ件 工兵現員ハニ小隊ノ三分ニシテ即今千葉校跡跡ノ件 井建ヘニ屯在セリ而シ諸建物ハ追テ買求ヲ要ス可シヤシ來一年微兵召集ノ件ハニ之充ヒヤ家屋ナシ且厩ノ設ナキヲ来四月ヲ期シ建設セサルル得ザルナリ 芬蘭庫新築ノ件 当鎮台火薬庫新築ノ設ナシ現今当城西出丸在ノ古土藏江貯蓄ス依テ懸念少ラス新築ヲ要シ可シ 弹薬庫新築ノ件 当台彈薬庫未新築ノ件ナシ現今城内飯田丸 在ノ家屋ニ財蓄ノ件追テ新築ヲ要ス可シヤ新築ノ件ハニ在ノ囚獄燒失セルヲ以本年七月二十九日同出九月二十九日陸第七百二十三号ヲ以可許可蒙リ即今計費取調中不日上申ス可シ 下馬橋改架ノ件 守城破毀スル者ニシテ開城ノ際神速ニ架設ス更ニ改架セサル可ラス 山崎練兵場圈地ノ件 当練兵場平積雲少ナルア以開城後人民私有地買增積ノ義電信ヲ以同出許可モ再ヒ金額概算同済ノ所地佃民口否取調未タ決議ニ至ラス到底金不足ワ生シ前日荷済金三万五千五百八十二円・・城郭内領鎮神社替地の件・・鹿児島城闇ノ件・・千葉校地所建物買求ノ件・・明治十年十一月十五日調工兵第六方面第一園区長 陸軍少佐別役成義	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. C10050111000、「明治 11 年 急報前報 諸官庁」（防衛省防衛研究所）
8	明治 11	1878	7	15	第1、2圓 区内景況 差出の件	工兵第六 方面陸軍 少佐別役 成義	陸軍省	明治十一年七月十五日 事件大目 第一第二園区内景況 工兵第六方面 陸軍少佐別役成義 一当方面第一第二園区内景況書別紙差出候 工兵第六方面第一園区内景況 第一条熊本鎮台ニ属スル火薬庫彈薬庫兵器庫共は迄前報ニ申上スル如ク至急建築ヲ要ス可キ者ナリ 第二条 下馬橋架設之件本年六月二十八日計費図按等取調上申ナリ 第三条予備砲兵第三大隊附屬馬箱房新設之件本年七月八日付ト以計費仕法按等取調上申ナリ 第四条 大砲射的場新設之件是迄前報ニ申スル如ク鎮台協議取調中未決定ニ至ラス追テ上申ス可キ者ナリ 第五条 山崎練兵場平均ノ義ハ前月前報ニ申上スル如ク現今ノ板甚テ疎造ニシテ保存覚束ナク至急新築手ヲスル者ナリ 工兵第六方面第一園区長 明治十一年七月 陸軍少佐別役成義	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. C10050111300、「明治 11 年 急報前報 諸官庁」（防衛省防衛研究所）
9	明治 12	1879	1	17	官有地陸軍 所轄地に属 し候分坪數 差遣の儀に 付上申	内務卿伊 藤博文殿 代理 内 務少輔林 友幸殿	熊本県令 富岡敬明	二十内務省ヨリ行 奇第二十七号 宝有地陸軍地ニ属シ候分坪數通之義ニ付上申 年五 月四日付第三百五十七号御江上申致急ヒ熊本城郭警備要地及山崎練兵場増官地之 内官至地ニ係ル博教取調上申致急候處警備要地之内義差地道數二廉ニテ重復之坪數ヨリ之因由小以会計共事途ヲ生シ候ニ付更ニ別紙取調ニ付上申致至之坪數其御取調相成別紙ノ以御採用相成ノ根致度此段申候也 明治十二年一月十七日 熊本県令富岡敬明 以下三葉浅井中佐ヘノ書面之副ヘベシ 内務卿伊藤博文殿	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. C09120558500、「明治 12 年 従 1 月至 3 月 諸省 3」（防衛省防衛研究所）
10			1	22	第4局長代 理 熊本鎮 台へ達案砲 兵第6大隊 管再築落成 交付の件	工兵第六 方面提理 代理 陸軍 少佐 別役 成義	陸軍卿西 郷従道殿	同号熊本鎮台へ達案 砲兵第六大隊管再築落成ノ上ハ其台へ交附致度旨工兵第六方面本署伺出ノ趣間届候条該署打合受領可致此旨相達候事 十二年一月 第四局長代理 同号砲兵管引渡ノ儀同 熊本砲兵第六大隊管再築落成致候上ハ成規ノ通鎮台へ引渡申度此段相伺候也 明治十二年一月二十二日 工兵第六方面提理代理 陸軍少佐別役成義 陸軍卿西郷従道殿	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. C10072265200、「明治 12 年 自 1 月至 2 月 製圖日記 第 4 局 第 2 課」（防衛省防衛研究所）

近代の熊本市における軍用地移転と戦後の渡鹿緑地

11		10	11	砲兵隊称号改正申入	陸軍省	—	參六二一號現今砲兵隊称号之義ニ付御協議之趣致承知候則別子紙之通称号改正夫々相達候此段御答旁申入候也 明治十二年十月十一日陸軍卿西郷從道參謀本部長山県有朋殿東京鎮台砲兵第一大隊ヲ野砲兵第一大隊予備砲兵第一大隊ヲ山砲兵一大隊 仙台鎮台砲兵第二大隊ヲ山砲兵二大隊名古屋鎮台砲兵第三大隊ヲ山砲兵第三大隊大阪鎮台砲兵第四大隊ヲ野砲兵第三大隊予備砲兵第二大隊ヲ山砲兵第四大隊廣島鎮台砲兵第五大隊ヲ山砲兵第五大隊熊本鎮台予備砲兵第三大隊ヲ野砲兵第三大隊砲兵第六大隊但位次之義ハ野砲兵ヲ甲山砲兵ヲ乙トス	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04028608600、「大日記」省内省外各局參謀監軍等 10月水 陸軍省總務部」(防衛省防衛研究所)
12		10	11	砲兵大隊改称の達	陸軍省	—	十月十一日 另外 砲兵大隊改称之儀別紙之通改稱相成候條@此段@也 明治十二年十月十一日 陸軍@ 陸軍@ 通牒 東京@ 砲兵第一大隊ヲ 野砲兵第一大隊 予備砲兵第一大隊ヲ 山砲兵第一大隊 仙台鎮台 砲兵第二 大隊ヲ 山砲兵第二 大隊 名古屋鎮台 砲兵 第三大隊ヲ 山砲兵第三 大隊 大阪鎮台 砲兵第四 大隊ヲ 野砲兵第二 大隊 予備砲兵第二 大隊ヲ 山砲兵第四 大隊 廣島鎮台 砲兵第五 大隊 山砲兵第五 大隊 熊本鎮台 予備砲兵第三 大隊 野砲兵第三 大隊 砲兵第六 大隊 但位砲兵@ハ野砲兵ヲ甲山砲兵@トス	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04028702700、「大日記」省内省達書 10月達乙 陸軍省總務局」(防衛省防衛研究所)
13		10	11	砲兵大隊名称を改む	陸軍省	—	○十月十一日 号外 各鎮台 其台砲兵大隊名称ノ儀左之通改稱候條此旨相達候事 但立次ノ儀ハ野砲兵ヲ甲山砲兵ヲ乙可相心得事 仙台名古屋広島鎮台へハ併書ヲ除ク 東京鎮台 砲兵第一大隊ヲ 野砲兵第一大隊 予備砲兵第一大隊ヲ 山砲兵第一大隊 仙台鎮台 砲兵第二 大隊ヲ 山砲兵第二 大隊 名古屋鎮台 砲兵 第三大隊ヲ 山砲兵第三 大隊 大阪鎮台 砲兵第四 大隊ヲ 野砲兵第二 大隊 予備砲兵第二 大隊ヲ 山砲兵第四 大隊 廣島鎮台 砲兵第五 大隊 山砲兵第五 大隊 熊本鎮台 予備砲兵第三 大隊 野砲兵第三 大隊 砲兵第六 大隊 但位砲兵@ハ野砲兵ヲ甲山砲兵@トス 八年二月八日創定十五年五月十三日改正 六年三月二十三日職制御制定七年十月十八日改訂八	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C08070908500、「明治 12 年 陸軍省達全書」(防衛省防衛研究所)
14	明治 13	1879	10	16	砲兵少尉内桶義安外三名命課替之件申進 教導團砲兵大隊附 陸軍砲兵少尉内桶義安 右教導團砲兵大隊小隊長ヒ免熊本鎮台山砲兵第六大隊小隊長被仰付度々 陸軍砲兵少尉石原氏基 右教導團砲兵大隊小隊長更ニヒ仰付度々 大阪鎮台野砲兵第二 大隊附ニ陸軍砲兵少尉御@地堀邦右 大阪鎮台野砲兵第二 大隊小隊長ヒ免教導團砲兵大隊附ヒ仰付度々 大阪鎮台野砲兵第四 大隊附 陸軍砲兵少尉兵預雅@ 右大阪鎮台野砲兵第四 大隊附ヒ免教導團砲兵大隊附ヒ仰付度々 左者本月九日附ヲ以然本鎮台野砲兵第六大隊小隊長中相達候三郎儀教導團砲兵大隊小隊長三軒譲之儀上申致置就而縣員欠付前書之通ヒ三命課替ヒ仰付度此段申進候也 明治十三年十月十六日 砲兵局長	陸軍卿大山巖殿	砲兵少尉内桶義安外三名命課替之件申進 教導團砲兵大隊附 陸軍砲兵少尉内桶義安 右教導團砲兵大隊小隊長ヒ免熊本鎮台山砲兵第六大隊小隊長被仰付度々 陸軍砲兵少尉石原氏基 右教導團砲兵大隊小隊長更ニヒ仰付度々 大阪鎮台野砲兵第二 大隊附ニ陸軍砲兵少尉御@地堀邦右 大阪鎮台野砲兵第二 大隊小隊長ヒ免教導團砲兵大隊附ヒ仰付度々 大阪鎮台野砲兵第四 大隊附 陸軍砲兵少尉兵預雅@ 右大阪鎮台野砲兵第四 大隊附ヒ免教導團砲兵大隊附ヒ仰付度々 左者本月九日附ヲ以然本鎮台野砲兵第六大隊小隊長中相達候三郎儀教導團砲兵大隊小隊長三軒譲之儀上申致置就而縣員欠付前書之通ヒ三命課替ヒ仰付度此段申進候也 明治十三年十月十六日 砲兵局長	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10072532400、「明治 13 年 1 月 10 日至 12 月 進退原簿」(防衛省防衛研究所)
15	明治 15	1882	4	18	工兵第 6 方面伺山崎練兵場圖付設件	—	明治十五年四月十八日 騰房長 總務局 伍第八〇五号 工兵第六方面荷山崎練兵場周囲土墨付設件之主任局長 副長及次長 主任課長 別紙伍第八〇五号伺之件ハ工兵第六方面本署申出之通御許可相成可然因テ左案取調及上申候也 御指令案 伺之通	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09070939700、「明治 15 年 5 号審按 従 4 月至 6 月」(防衛省防衛研究所)
16	明治 16	1883	2	14	所轄地賃貸返却代價倍付下付の伺	工兵第六方面提理代理 陸軍卿大山巖殿	工ノ地方五九号 六方第十三号 会甲第二百九十二号 ···· 第一八六号 所轄地貸渡返納後裁代 ··· 下附可相成哉否 ··· 之義伺 所轄地熊本区山崎練兵場傍荒無地積面四千六百餘坪同区新二丁目長崎仁平明治十二年八月以降	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04030688100、「明治 16 年 大日記 研究方面 3 月木坤 陸軍省總務局」(防衛省防衛研究所)
17	明治 17	1884	2	15	熊本歩兵一大隊營模様替之儀工兵工2方面へ御達の儀申進	工兵局長品川氏章	熊本歩兵一大隊營模様替之儀工兵第二方面へ御達相成度儀申進 各地步砲兵營模様換之儀工兵ノ@第五四号@御伺@之内今回熊本歩兵一大隊營模様換之調查整頓ニ付@工兵第二方面へ御達相成度@申@候也 明治十七年二月十五日 工兵局長品川氏章 陸軍卿西郷從通御達案@ 熊本歩兵一大隊營別紙圖面ニ基キ兵舎及附属@築並相成建@ハ圓面付@之@模様@或ハ増築之見込@御精ニ入費@規之@仕@費図ノ@調至急可伺@相達候事 同上回答	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04031046100、「明治 17 年 大日記 局參監近医軍憲兵 2 月水 陸軍省總務局」(防衛省防衛研究所)
18		4	22	熊本歩兵一大隊營模様替增築の件	—	明治十七年四月二十二日 二十三日付 騰房長 總務局 伍第四七七号 工兵第二方面伺熊本歩兵一大隊營模様替增築ノ件 主任局長 副長及次長 主任課長 別紙伍第一七七号伺之件審仕候處右費用ハ本年度皇張費當繕費予算中へ組込召之御内@ @ハ既ニ御付下付済尚同年度二金九百二十三円七十二銭御下渡相成@ @悉些渡@二段付左ニ御指令按取調及上申候也 御指令按 伺之通	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09072354800、「明治 17 年 第 5 号審按 従 1 月至 4 月」(防衛省防衛研究所)	
19		5	24	騎兵隊編制野砲隊を山砲隊に改称の達	西郷陸軍卿	—	總木熊第一七五号 熊本鎮台 其台砲兵隊ヲ砲兵第六連隊三編成シ野砲兵第三大隊ヲ第六連隊第一大隊ト山砲兵第六大隊ヲ同連隊第三大隊ト可称此旨相達候事 十七年五月二十四日 西郷陸軍卿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04031462800、「明治 17 年 大日記 鎮台 5 月木乾 陸軍省總務局」(防衛省防衛研究所)
20		8	7	熊本鎮台同歩兵第 2 3 連隊第 1 大隊當付屬士官浴室模様替の件	熊本鎮台	—	明治十七年八月七日 八日付 騰房長 總務局 伍第四二〇六号 熊本鎮台同歩兵第二十三連隊第一大隊當付屬士官浴室模様替之件 主任局長 副長及次長 主任課長 別紙肆第二〇六号伺之件審仕候際實際当支ト存候@御許可相成可然仍付左按取調及上申候也 照会案 別紙四第二四〇六号熊本鎮台同出之趣御取調御意見申出有之度此段及御照会候也	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09072227000、「明治 17 年 第 4 号審按 7 月 ~ 8 月」(防衛省防衛研究所)
21		8	27	熊本鎮台同歩兵第 2 3 連隊第 1 大隊當付屬士官浴室模様替の件	熊本鎮台	—	明治十七年八月三十七日 二十九日付 騰房長 總務局 肆第二四〇六号 熊本鎮台同歩兵第二十三連隊第一大隊當付屬士官浴室模様替之件 主任局長 副長及次長 主任課長 別紙肆第二〇六号伺之件審仕候際實際当支ト存候@御許可相成可然仍付左按取調及上申候也 照会案 別紙四第二四〇六号熊本鎮台同出之趣御取調御意見申出有之度此段及御照会候也	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09072240500、「明治 17 年 第 4 号審按 7 月 ~ 8 月」(防衛省防衛研究所)
22	明治 19	1886	4	16	全国旧砲台地ノ内蔵庫ヲ要セサルモノ其他不通用ノ土地建物ヲ壳却シ練兵場及射擊場増地貿易ノ資ニ充ツ	陸軍大臣伯爵大山黒田清隆殿	陸軍省送達送甲第七八四号夫レ軍隊ノ教育ハ須東モ意リカラサルハ論ノ候タス我力陸軍ニテモ義ニ監軍ヲ被置教育を任せラレタルモトキ意ト外ナラス当テ本邦ノ兵備ハ歩兵十八聯隊ト若干ノ騎砲兵等ニ過キサリシモ逐年兵制ノ改革ニ隨ヒ隊數増設今ヤ歩兵二十八聯隊騎兵二大隊砲兵七聯隊工兵六大隊半輪重兵六大隊ニ及ヒ尚示本年ヨリ五師團ヘ騎兵一大隊宛新設ノ予定ニ有之又軍隊教育上ニ於テハ專ラ射撃練兵等隨テニ改良ヲ加フルモ訓練上最も必須トスル所ノ練兵場の場ニ至テハ依然昔日ノ併ニシテ此三年以來頻リニ該場ノ欠点ヲ訴へ就中射的の場ノ如キハ村田銃ノ完備セシト射撃法ノ改正トニ拵リ遠距離ヲ要シ俄カニ差支ヲ來スルテ或ハ臨時多サノ増地ヲ貿取シ其急ヲ補ヒタルモ素ヨリ通常経費ノ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A15111737600、「公文類聚・第十三編・明治二十二年・第十三卷・兵制門二・陸海軍官制二・序衛及兵營・兵制四・序衛及兵營城堡附・兵器馬匹及艦船」(国立公文書館)
23	明治 20	1887	2	3	熊本鎮台歩兵第二十三聯隊ヲ熊本区花畠新營ニ移転ス	官報	二月三日官報抄錄熊本鎮台歩兵第二十三聯隊第二大隊ハ去月二十四日熊本區花畠新營ニ移転セリ二十一年二月三日	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A15111318200、「公文類聚・第十一編・明治二十年・第十二卷・兵制門二・陸海軍官制二・序衛及兵營」(国立公文書館)
24		4	15	熊本鎮台砲兵第六聯隊第三大隊ヲ桜馬場新營ニ移ス	官報	四月十五日官報抄錄熊本鎮台砲兵第六聯隊第三大隊ハ去月四日桜馬場新營ニ移転セリ(陸軍省)	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A15111319200、「公文類聚・第十一編・明治二十年・第十二卷・兵制門二・陸海軍官制二・序衛及兵營」(国立公文書館)	
25		9	17	熊本鎮台輪重兵第六大隊第一中隊ヲ古京町ニ移ス	官報	九月十七日熊本鎮台輪重兵第六大隊第一中隊熊本区古京町ノ新築營ニ移転セし官報抄錄熊本鎮台輪重兵第六大隊第一中隊ハ古京町ノ新築營ニ去ル一日移転セリ二十一年九月十七日	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A15111320500、「公文類聚・第十一編・明治二十年・第十二卷・兵制門二・陸海軍官制二・序衛及兵營」(国立公文書館)	



近代の熊本市における軍用地移転と戦後の渡鹿緑地

38	明治 22	1889	3 25	6督より地 所受領済の 件	第六師団 監督部長 井出正章 代理 第六師団 監督部團 監課長岡 村宣温	陸軍大臣 伯爵 大山巖殿	伍第三六七号 第六師団監督部 地所受領済ノ件 明治二十二年四月八日 内閣へ報告案別紙之通内務省へ協議致受領条及報告候也 一 工兵營敷地並作業地練兵場用地 但熊本県下託摩郡渡鹿村外一ヶ村地内ニ於テ買取ノ義同出二十一年九月電報御指令ニ依り右地所同年十一月七日熊本県ヨリ受領 一 福岡衛戍地避病舎建設地所 但福岡県下早良郡谷村ノ内宇厩後ニ於テ買取之義同出伍第一五一五号御指令ニ依り右地所二十二年一月三十一日福岡県ヨリ受領 右地所書付之通受領済ニ有之候間此段御届仕候也 第六師団監督部長井出正章代理 明治二十二年三月二十五日第六師団監督部陣營課長岡村宣温陸軍大臣伯爵大山巖殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C07050124400、明治 22 年「伍 大日記 4 月」(防衛省防衛研究所)
39			6 7	新築工兵營 移転の件	熊本山路 第六師団 長	陸軍省 大山大臣	肆第一〇二五号 第六師団司令部 新築工兵營へ移転之件 議按 明治二十二年六月 日電報御指令按 陸軍省送達 送乙第一九四八号 工兵營へ移転之義認可ス 六月十一日 高級副官ヨリ參謀本部監管軍@通牒按 第六師団工兵第六大隊營新築@ニ付@転之義被御達案@相成及御通牒@也 陸軍省 熊本 大山大臣 山路第六師団長 シロク村工兵營新築@@受領ス移@ノ義電報ニテ御沙汰アリタシ 六月七日	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C07070370700、明治 22 年 「陸大日記 6 月」(防衛省防衛研究所)
40			6 15	第六師団工 兵大隊移転 ス	官報	—	六月十五日官報抄録第六師団工兵第六大隊ハ一昨十三日熊本県肥後國託摩郡渡鹿村兵營へ移転セリ二十二年六月十五日	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.A15111735700、公文類聚、第 十三編・明治二十二年、第十三卷、兵 制四・序術及兵營城堡附、兵器馬匹 及艦船 (国立公文書館)
41			7 29	熊本市街地 震の件	山路第六 師団長	大山陸軍 大臣	山地師団長 桂次官 熊本市街大地震ノ報告アリ管内ノ形状電報ニテ即答アレ 陸軍省送達 送乙第二三四四号 七月二十九日 參謀本部監軍部へ 通報 明治二十二年七月三十日号外 七月三十日 今朝大臣へ報告ノ后チ小震動ハアレドモ害ヲ蒙ル程ノ事ナシ兵員材料等ハ他ニ移転スルニ及ハス又市街ハ家屋転覆等ノ為メ人民死傷若干アリ 小倉福岡ヨリハ未タ報告ヲ得ス異状ナキトス其他管内各県ヨリ未タ何等報告ナシ 明治二十二年七月三十日 山路師団長 桂次官 昨夜十一時四十分頃地震甚チ兵營倉庫垣石等大破セリ人馬ニハ異状ナシ 明治二十二年七月二十九日 山路第六師団長 大山陸軍大臣 音信輻輳遲延ス	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C07070382600、明治 22 年 「陸大日記 8 月」(防衛省防衛研究所)
42			8 12	熊本大隊区 司令部同熊本 監視区ヲ 千葉城内ニ 移ス	官報	—	八月十二日官報抄録熊本大隊区司令部同熊本監視区ハ去二日千葉城内へ移転セリ	JACAR (ノゾノ歴史資料センター) Ref.A15111736400、公文類聚、第 十三編・明治二十二年、第十三卷、兵 制四・序術及兵營城堡附、兵器馬匹 及艦船 (国立公文書館)
43			9 —	騎兵第 6 大 隊諸条件等 備付の件	第六師団 長男爵山 地元治	陸軍大臣 伯爵大山 巖殿	肆第一五一五号 第六師団 騎兵第六大隊へ諸条等備付ノ件 議按 明治二十二年十一月十四日 御指令按 申請之通認可ス 十一月@六日 騎兵第六大隊用トシテ諸条件等 御備付相成度ニハ義ニ付申請來ル十二月騎兵第六大隊新設可相成候テハ同隊用トシテ諸条件例規則達並操典等一通御備付相成度此既及申請候也 明治二十二年九月 第六師団長 男爵山地元治 陸軍大臣伯爵大山巖殿 児島副官 第六師団 阪元參謀長 文丸第四十五号 騎兵師団用条件号@備付之件急御認可相成@御取計有@シ 二十二年十一月十三日	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C07070402700、明治 22 年 「陸大日記 11 月」(防衛省防衛研究所)
44			11 5	6督より練 兵場へ通ずる 道路開設 地買収の件	内務大臣 伯爵山県 有朋	陸軍大臣 伯爵大山 巖殿	伍第一三二五号 第一師団監督部 練兵場へ通スル道路開設地買取之件 議按 明治二十二年十一月十一日 伺之通 但道路@成之上ハ筋跡へ返付スヘン 熊本県下託摩郡大江村地内官民有地合三百四十八坪今般練兵場へ通スル道路取扱有地トシテ御受領並該地開設@成之後通牒@敷シテ返付ノ照会之趣用承右@成ノ後ハ直ニ該県へ引渡シ相成度佐該地所第六師団監督部へ引渡方等本日地方庁へ及訓令候此段回答俟也 明治二十二年十一月五日 内務大臣伯爵山県有朋 陸軍大臣伯爵大山巖殿 伍第一三二五号 第一師団監督部 練兵場へ通スル道路開設地買取之件 議按 明治二十二年十一月十一日 内務省へ於照会案	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C07050180500、明治 22 年 「伍大日記 11 月」(防衛省防衛研究所)
45			12 18	6督より 騎 兵營露天馬 場等新設の 件	第六師団 監督部長 曾山庸	陸軍大臣 伯爵高島 鞆之助	受領番号 伍第九一三号 序名 第六師団監督部 件名 騎兵露天馬場等新設ノ件 提出二 十四年十二月二十八日 執行 年 月 日 伺之趣難問 本件ハ二十四年度予算目的外ニ 涉り候召右之通御指令相成度見二候 熊藍三甲第六七号 騎兵第六大隊露天馬場及 門等新設方之義ニ付同 騎兵第六大隊當内現在ノ箱馬場ハ一個ニシテ他二個ハ二十六年 度新築ノ計画ニ有之候處本年賛員ニ隨ヒ新馬ノ員數ヲ増加シ目下調教ニ差支候旨申出 有之実際難擋義ニ付幸ヒ該工事ハ継続費ニシテ残金モ有之候間不取敢二個之内一個本 年度ニテ新設致度依テ仕法面圖設計書案等相添此段相候候也 明治二十四年十二月十 八日 第六師団監督部長曾山庸 陸軍大臣子爵高島鞆之助殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C07050377700、明治 24 年 「伍大日記 12 月」(防衛省防衛研究所)
46			12 24	6督より歩 兵第 13 聯 隊将校集会 所移転の件	第六師団 監督部長 吉澤直行	陸軍大臣 伯爵大山 巖殿	伍第一六号 第六師団監督部 歩兵第十三連隊将校集会所移転ノ件 議按 明治二十三年一 月十五日 伺之通 一月十七日 熊藍発甲第四〇三号 将校集会所位置変換之義ニ付同 歩兵第十三連隊将校集会所之義ハ本年七月ノ震災ニ罹り其修繕之義ハ既ニ伺出御認可 相成候ニ付繕工事ニ着手可致ノ處該家庭ノ位置タル城塹ト界相界スル所ノ境ニサ任シ 其石植ノ脊後則集会所修繕ト共ニカニ加修致候ハヘ敢テ將來顧慮ノ害無之見込ニ候 处七月後日今至リ延追尙時々多少ノ震動止マサルヲ以テ漸次波及セシモノナルヘリ 割線ハ延イテ集会所ノ床下ニ及ヒ甚タ危険ニ有之然ルニ該當内へ囮込別紙団面付@之 通移転及廻新設等致度右御認可ノ上へ費	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C07050197700、明治 23 年「伍 大日記 1 月」(防衛省防衛研究所)
47	明治 23	1890	1 21	6督より熊 本練兵場へ 通じる道路 地返付の件	第六師団 監督部長 吉沢直行 代理	陸軍大臣 伯爵大山 巖殿	伍第一三七号 第六師団監督部 熊本練兵場へ通スル道路地返付之件 議按 明治二十三年二月一日 内閣へ御報告案 熊本県肥後國@麻郡大江村ニ於テ官民有地舗面積三百四十八坪練兵場へ通スル道路取扱トシテ内務省協議一且当省へ受領之上右道路改修@@工事落成ニ付致返付候条及報告候也 陸軍省送達 送甲第一五七号 熊藍陣甲第一四号 大江村練兵場へ通スル道路言一取設地所貲取方之儀ハ客年九月熊藍陣甲第二八五号 伺出第一〇五二号御指令ニ要フル右道路改修工事落成熊本県へ@@ニ付此段御@ 仕候也 明治二十三年一月二十一日 第六師団監督部長吉澤直行代理 陸軍大臣伯爵大山巖殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C07050206800、明治 23 年「伍 大日記 2 月」(防衛省防衛研究所)
48	明治 25	1892	2 24	6督より被 服庫縁側昇 降口取設外 5廉の件	第六師団 監督部長 曾山庸	陸軍大臣 子爵 高島鞆之 助	受領番号 伍第一一二号 序名 第六師団監督部 件名 步兵第二十三連隊被服庫縁側昇 降口取設外五廉之件 提出二十五年三月三日 執行 年 月 日 伺之通 三月四日 熊藍三甲 第二一号 步兵第二十三連隊被服庫縁側へ昇降口取設外五廉工事施工之儀ニ付同 一步 兵第二十三連隊被服庫縁側へ昇降口取設 一熊本衛戌病院患者室外廊下ニ横段取設 一 歩兵第十三連隊連隊及大隊被服庫縁側へ背囊掛取設 一步兵第十三連隊馬糞移転 一步兵第 十三連隊廻移転及間内変換 一步兵第二十三連隊當倉入口変換 右別紙理由書之通執レ モ下難擋至急フ要シ候間本年度各所新當内ノテ談工事施行致度別紙設計書図面等相添此 段相候候也 明治二十五年二月二十四日	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C07050393900、明治 25 年 「伍大日記 3 月」(防衛省防衛研究所)
49			9 23	歩兵第 23 連隊第 3 大 隊營再築費 の件	大藏大臣 伯爵 渡辺國武	陸軍大臣 伯爵 大山巖殿	式第一三二五号 経理局 步兵第二十三連隊第三大隊當再築費ノ件 二十五年十月五 日 大藏大臣へ御回答案 步兵第二十三連隊第三大隊兵舍新築費第二予備金ヨリ支出 之義ニ付乾第三 経第三五一号 八七五号ヲ以テ再応申越之趣用承右ハ貴意ニ任せ本 年度追加予算ニシテ提出可致候此段及回答候也 送甲第一七九八号ヲ以テ步兵第二十 三連隊第三大隊兵舍新築費第二予備金ヨリ支出之義ニ付御越之趣了承然ルニ右ハ現 ニ兵營アリテ御使用相成居候義ニ有之且隊舎ニ提出スルトキハ予備金ヨリ支出スルニ 比シ新築竣工マテ 明治二十五年九月二十三日 大藏大臣伯爵 渡辺國武 陸軍大臣 伯爵 大山巖殿 大藏大臣へ御照会案 明治二十五年八月二十日 経理局長 御照会 案	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C06081631400、明治 25 年「伍 大日記 10 月」(防衛省防衛研究所)

50		10	27	6 督より騎兵當新營工事の件	第六師團監督部長曾山庸	陸軍大臣伯爵大山巖殿	受領番号 伍第八三五号 序名 第六師團監督部 件名 騒兵當新營工事ノ件 提出 二十五年十一月十五日 執行 年月日 同之通 十一月十五日 熊監三甲第一四五号 騒兵當新營工事之義ニ付同 一金五千九百六十九錢三厘 右騎兵第六大隊新營費本年度返ノ残金以テ同隊彈薬填番所外八@新營工事別紙調書ノ通本年度ニ於ア建築御許可相成度依テ別冊仕様書計算書及図面相添此段相伺候也 明治二十五年十月二十七日 第六師團監督部長曾山庸 陸軍大臣伯爵大山巖殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050441600、明治 2.5 年 「五大日記 1 月」(防衛省防衛研究所)	
51	明治 26	1893	3	23	騎兵第 6 大隊兵器庫外新營工事竣工の義に付進達	第六師團監督部長曾山庸	陸軍大臣伯爵大山巖殿	熊監三甲第二四号 騒兵第六大隊兵器庫外ニ廉新營工事竣成候ニ付當營事務規程第二十二条ニ依リ別紙履歷表進達候也 明治二十六年二月十四日 第六師團監督部長曾山庸 陸軍大臣伯爵大山巖殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10060366200、明治 2.6 年 編冊 各監督部 製録所 (防衛省防衛研究所)
52			4	19	下ノ丸尾山演習用外各工事落成の義に付進達	第六師團監督部長曾山庸 陸軍大臣	陸軍大臣伯爵大山巖殿	熊監三甲第五三号 一下ノ丸尾山演習用砲胸牆築設履歷表一冊 一同 丸尾山演習用砲台附屬砲具捨納庫 新營履歷表一冊 一熊本衛戍病院厨夫廁新營履歷表一冊 一步兵第十三連隊縫工場火起並研場外一廉 新營履歷表一冊 一步兵第二十三連隊靴工場研場外一廉 新營履歷表一冊 一野戰砲兵第六連隊縫工場火起並研場外一廉 新營履歷表一冊 一重兵第六大隊縫工場火起并研場外一廉 新營履歷表一冊 一熊本衛戍病院厨具室禁外二廉 新營履歷表一冊 右工事落成ニ付當營事務規程第二十条ニ依リ履歷表及進達候也 明治二十六年四月十九日 第六師團監督部長曾山庸 陸軍大臣伯爵大山巖殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10060368200、明治 2.6 年 編冊 各監督部 製録所 (防衛省防衛研究所)
53			9	2	騎兵第 6 大隊彈薬填換工事竣工の義に付進達	第六師團監督部長曾山庸	陸軍大臣伯爵大山巖殿	熊監三甲第一〇七号 騒兵第六大隊彈薬填換所外拾廉建築工事竣成候ニ付當營事務規程第二十二条ニ依リ別紙履歷書進達候也 明治二十六年九月二日 第六師團監督部長曾山庸 陸軍大臣伯爵大山巖殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10060368100、明治 2.6 年 編冊 各監督部 製録所 (防衛省防衛研究所)
54			11	8	熊本小峯原小銃射的場建築工事竣工の義に付進達	第六師團監督部長曾山庸	陸軍大臣伯爵大山巖殿	熊監三甲第一三八号 熊本小峯原小銃射的場の置庫外四廉建築工事竣成ニ付當營事務規程第二十九条ニ依リ別紙履歷書一冊進達候也 明治二十六年十一月八日 第六師團監督部長曾山庸 陸軍大臣伯爵大山巖殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10060366500、明治 2.6 年 編冊 各監督部 製録所 (防衛省防衛研究所)
55			11	24	転倒家屋木柵等物品二編入之件	第六師團監督部長片山中行代理同部第一課長小川維時	陸軍大臣伯爵大山巖殿	受領番号 伍第七三四号 序名 第六師團監督部 件名 転倒家屋木柵等物品二編入之件 提出 二十六年 月 日 執行 年月日 御指令案 同之通 十二月一日 熊監三甲第一四四号 転倒家屋木柵等物品二編入致度儀ニ付同 一步兵第十三連隊當北側百間石垣上板打木柵 八十六間 一步兵第二十二連隊第三大隊當彈薬庫周囲木柵及柵門 二十六間 第六師團司令部予備厩付属廁一棟 五合 一黒石大砲砲的場廠舍周囲竹矢來 三百六十間 一步兵第六大隊火薬庫周囲吹・柵矢來 三十八間 一野戰砲兵第六連隊火薬庫周囲吹・柵矢來 五十間 一野戰砲兵第六連隊火薬庫周囲入口門 一ヶ所 右ハ予テ大破着クハ腐朽致居候如客月十四日暴風ノ為メ何レ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050516400、「明治 2.6 年 五大日記 1 月」(防衛省防衛研究所)
56	明治 27	1894	3	23	工兵第 6 大隊被服庫外 3 件新營落成に付履歷表進達	第六師團監督部長片山中行代理同部第一課長小川維時	陸軍大臣伯爵大山巖殿	熊監三甲第九二号 工兵第六大隊被服庫外ニ廉新營工事竣成候ニ付當營事務規程第二十二条ニ依リ別紙履歷表進達候也 明治二十七年三月二十三日 第六師團監督部長片山中行代理同部第一課長小川維時 陸軍大臣伯爵大山巖殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10060563500、明治 2.7 年 編冊 各監督部 (防衛省防衛研究所)
57			4	13	歩兵第 2 3 連隊兵舎及附属屋外新營工事竣工に付履歷表進達	第六師團監督部長片山中行	陸軍大臣伯爵大山巖殿	熊監三甲第一四四号 建物履歷表之儀ニ付申進 步兵第二十三連隊兵舎及附属屋外一廉新營工事竣成候ニ付當營事務規程第二十条ニ依リ別紙履歷表進達候也 明治二十七年四月十三日 第六師團監督部長片山中行 陸軍大臣伯爵大山巖殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10060563900、明治 2.7 年 編冊 各監督部 (防衛省防衛研究所)
58			5	30	6 督より土地買取の件	内務大臣臨時代理司法大臣芳川顕正	陸軍大臣伯爵大山巖殿	受領番号 伍第二七六号 序名 第六師團監督部 件名 土地買取之件 提出 二十七年六月四日 執行 年月日 御指令案同之通 六月四日 工軍第四二号 陸軍記摩郡大江村ニ於テ練兵場排水溝敷地トシテ買取ニ係ル地所地種組換方ニ付本木二十四日送甲第五四四号照会ミ趣了承其本旨日本熊本ふへ及訓令候此段回答候也 明治二十七年五月三十日 内務大臣臨時代理 司法大臣芳川顕正 陸軍大臣伯爵大山巖殿 受領番号 伍第二十七六号 序名 第六師團監督部 件名 土地買取之件 提出二十七年五月二十三日 執行 年月日 内務省候師照令案熊本係託麻郡大江村於テ民召敷地 @別稿十一@会所終@排水場溝新設@地トシテ@要番買取当忠	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050548800、明治 2.7 年 「五大日記 6 月」(防衛省防衛研究所)
59			8	9	大江村練兵場排水溝敷地外として土地受領済付御届	第六師團監督部長片山中行	陸軍大臣伯爵大山巖殿	熊監三甲第三〇号 土地受領済之義ニ付申進 熊本県託麻郡大江村大字大江一反別一反四十二歩 但大江村練兵場排水溝敷地トシテ明治二十七年六月十三日受領 山口県豊浦郡東下村大字後田 一反別六畝拾四歩 但要塞砲兵第四連隊練兵場付属地トシテ明治二十七年七月二日受領 右二ニ受領済ニ付此段及報告候也 明治二十七年八月九日 第六師團監督部長片山中行 陸軍大臣伯爵大山巖殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10060565300、明治 2.7 年 編冊 各監督部 (防衛省防衛研究所)
60			10	26	第 6 師團より野戦工兵廠移転の件	第六師團長	陸軍大臣	朝密第一一三号 第六師團 野戦工兵廠移転ノ件 二十七年十月二十八日 御指令案電報 野戦工兵廠熊本城内へ移転ノ件申請之趣認可を電報十月二十六日午後六時十分着 陸軍大臣 第六師團長 野戦工兵廠ハノノ開工方面大署内ニ置コトヲ申請シ認可セラレタル所該支署内ハ狹隘ナルヲ以テ更ニ熊本城内來ニ建物ヲ応用シニ移転致度此段申請ス追テ何分? 之義電報ニテ御指令アリシ朝密第一一三号ニ付隨之分トス当該二実存無之候 @局第三課 リクグンダイン クマモトイダシシダウ官報 クマモト局 第一五〇号 十月二六日 午後三時四十分 日本国政府電報送達紙着第四九号 ヤセンコウハイヨウハシモノセキコウハイホウメン	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C05121542300、明治 2.7 年 11 月 戰役日記 (防衛省防衛研究所)
61	明治 28	1895	2	—	6 督より新營費残金流用の件	第六師團監督部長曾山庸	陸軍大臣伯爵西郷從道代官	受領番号 伍第一二五号 序名 第六師團監督部 件名 新營費残金流用之件 提出 二十八年四月二十八日 執行 年月日 御指令案 同之通 急熊監甲第二六五号 科目流用之義ニ付同 本年度ニ於テ野戦砲兵第六連隊歸所移転致度及増營工事ヲ要シ候處予算御達高ニハ到底支弁難致候ニ付歩兵第十三連隊付属家改營増営及模様換外四目ノ残金別紙計算書之是彼是用致度此段相伺候也 明治二十八年三月 第六師團監督部長曾山庸 陸軍大臣伯爵西郷從道代官 陸軍次官児玉源太郎殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050585700、明治 2.8 年 「五大日記 4 月」(防衛省防衛研究所)
62			6	17	旅順口帰朝兵卒席列拉罹病の件	第六師團長黒木為楨	陸軍大臣伯爵大山巖殿	朝号外第二四一五号 清国盛京省旅順口ヨリ一昨十五日帰朝渡麗庵甲兵隊ニ在營ノ大架橋綫列兵卒三名虎列拉病ニ罹り一名昨夜死亡其外兵卒一名擬似症ニテ入院致候就テハ該綫列ノ健康兵ハ合志郡黒石原ヘ隔離為致置候間...	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C06060315200、明治 2.8 年 「2.7 ~ 8 年戦役報告 甲」(防衛省防衛研究所)
63	明治 29	1896	2	18	6 督より各所新營の件	第六師團監督部長片山中行	陸軍大臣伯爵大山巖殿	受領番号 伍第一〇二号 序名 第六師團監督部 件名 各所新營ノ件 提出 二十九年二月日 執行 年月日 電報御指令案 (四第三甲第) 七七号各所新營ノ件(同之通)二月二十四日 各所新營之儀ニ付同 一步兵第十三連隊二号中隊被服庫へ被服棚背囊及水筒掛新設 一步兵第十四連隊大隊及中隊被服庫へ朋リ窓新設一砲兵第二方面熊本支署木鞍工場へ窓新設 一步兵第十四連隊縫工場へ窓増設 第六憲兵隊熊本分隊新器庫新營 一熊本陸軍経営部下ノ閑仮出張所新營 右者何ヒモ必要ニ拠リ明治二十七八年兩年度當營予算ニ編入提出致度御認可無之然ルニ該工事タル別紙工事理由書ニ記載	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050626300、明治 2.9 年 「五大日記 2 月」(防衛省防衛研究所)
64			3	23	騎兵第 6 大隊へ馬匹補填の義に付稟申	第六師團長男爵黒木為楨	陸軍大臣伯爵大山巖殿	第六師團司令部 天發第四五六号 騒兵第六大隊へ馬匹補填ノ義ニ付稟申 一馬匹 二拾頭 右ハ去ル二十七年充員ノ際騎兵第六大隊第二中隊戰時編成ノ為過剰ト為リ且ツ時戦役ニ堪ヘザルモノニ付同隊補充中隊ニ移シ置候处爾來該馬匹ハ魔ニ属シ候ニ付今回補充隊解散ノ際悉皆壳却致候然ルニ第二中隊ノ新兵教育上馬匹最モ必要ニ有之且ハ該中隊他日復員ノ時ハ直ニ平時定數ニ充足セシムヘキモノニ付旁以テ目下補充隊ヨリ二十五頭一時騎兵第六大隊へ転換御認可相成居候内ヨリ前記ノ頭數補填セシメ候条此段及稟申候也 明治二十九年三月二十三日 第六師團長男爵黒木為楨 陸軍大臣伯爵大山巖殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10061054900、明治 2.9 年 編冊 第 4. 5. 6. 7 の各師團 (防衛省防衛研究所)

65	5	13	6督より排水溝敷地返付の件	第六師団監督部長曾山庸	陸軍大臣伯爵山縣有朋代理陸軍次官兒玉源太郎殿	受領番号 伍第一五八号 序名 第六師団監督部 件名 排水溝敷地返付之件 提出 二十八年七月 日 执行 年 月 日 御指令按 同之通 七月二十八日 陸軍第四九号 熊本県託麻郡大江村貴省用地之内一及二畝二十二歩還付之備三付本年五月二十五日送甲第八九七号照会之趣了承右地所受領才等本日熊本県及訓令候此段及回答候也 内務大臣子爵村靖 隆軍大臣伯爵大山巖殿 受領番号 伍第一五八号 序名 第六師団監督部 件名 練兵排水溝敷地返付之件 提出 二十八年五月 日 执行 年 月 日 内務大臣へ御照会按 熊本県託麻郡大江村大字大江ニテ練兵排水溝敷地トシケ客年八月照会@民有地買取候処今般該構新設工事@成候ニ付別紙図	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050596600、明治28年「伍大日記 7月」(防衛省防衛研究所)	
66	6	26	臨建より兵舎増築及模様替工事着手の件	臨時陸軍建築部長代理 臨時陸軍建築部副部長男爵野田鶴通	陸軍大臣候爵大山巖殿	參第四四二号 臨時陸軍建築部 兵舎増築及模様@工事着手ノ件 提出 二十九年六月二十九日 执行 年 月 日 御指令按 同之通 步兵第十三、第十四、第二十四連隊及工兵第六大隊兵舎増築及模様替工事着手ノ儀ニ付何 步兵第十三、第十四、第二十三、第二十四連隊及工兵第六大隊兵舎増築及模様替工事着手ノ件提成度候間御認可相成度此段相伺候也 追テ本件ハ当該監督部長 協議済ニ付申候也 明治二十九年六月二十六日 設計書類ハ還テ進達可能候也 臨時陸軍建築部長代理 臨時陸軍建築部副部長男爵野田鶴通 隆軍大臣候爵大山巖殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07041305800、參大日記 明治29年7月 (防衛省防衛研究所)	
67	8	6	建築部より歩兵第23連隊兵舎の件 模様替の件	臨時陸軍建築部副部長男爵野田鶴通 臨時陸軍建築部事務官山田保永	陸軍大臣候爵大山巖殿	參第六七二号 臨時陸軍建築部 步兵第二十三連隊兵舎@@@モ様替ノ件 提出 二十九年八月十一日 执行 年 月 日 御指令案 伺之通 八月十二日 陸軍省受領 參第六七二号 臨工事第三一号 步兵第二十三連隊兵舎並附屬家等増築移転工事 /儀ニ付何 即設歩兵第二十三連隊兵舎並附屬家等増築移転工事別紙量及仕様書之通着手実施致度美間御認可相成度此段相伺候也 追テ本工事ハ当該監督部長ト協議済ニ有之候間此段申候也 臨時陸軍建築部副部長男爵野田鶴通代理 明治二十九年八月六日臨時陸軍建築部事務官山田保永 隆軍大臣候爵大山巖殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07041316900、參大日記 明治29年8月 (防衛省防衛研究所)	
68	明治30	1897	3 1	明治30年	野戦砲兵第十二聯隊	—	三十一年一月十一日 御真影ヲ奉戴ス 同十二日 皇太后陛下御崩御アラセラレ同十四ヨリヨリ惠沢ヲ施サンカ為メ特命シテ典故フ行ハシム二月七日午後十一時 皇太后陛下御大葬場祭ヲ挙行セラル依テ同時刻遙拌式フ行フ 三月一日特命檢閱使山県監軍來熊各隊三日間檢閱當中隊八渡麗練兵場アリテ第一日ハ徒步教練、砲操法第三日ハ觀兵式并二分列式フ行フ 三月三十一日 中隊附陸軍一等軍医林規 同被補台中衛戍病院附同青木宜滿 四月十四日 中隊附陸軍二等軍吏 若林均四郎 同被補近衛師團副官部附同三等軍吏 平岡虎吉 五月二十六日 熊本支署ヨリ野砲六門彈薬車三輛	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C14110983300、野砲兵第12連隊歴史 1/3 明治29、11、1.1～大正14.4.7 (防衛省防衛研究所)
69	5	13	熊本歩兵第13連隊本部を兵器庫に移転調書	第六師団監督部長片山中行	陸軍大臣子爵高島鞆之助	一既設熊本歩兵第十三連隊在來連隊本部ヲ兵器庫ニ移転模様換費調書、右工事落成ニ付客年十一月送乙第四一六九号ニ依リ別冊及報告候也 明治三十年五月十七日 第六師団監督部長片山中行 陸軍大臣子爵高島鞆之助 延一既設熊本歩兵第十三連隊當倉移転模様換其他改策費調書外一廉 二冊 右工事落成ニ付客年十一月送乙第四一六九号ニ拠リ別冊及報告候也 明治三十年五月十三日 第六師団監督部長片山中行 陸軍大臣子爵高島鞆之助	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10061331600、明治30年 編冊 5 各監督部 (防衛省防衛研究所)	
70	6	22	臨建より熊本洗馬町憲兵屯所敷地決定の件	臨時陸軍建築部長男爵野田鶴通	陸軍大臣子爵高島鞆之助	參第六〇六号 臨時陸軍建築部 熊本市洗馬町憲兵屯所敷地決定ノ件 提出三十年六月 执行 年 月 日 御指令按 同之通 陸軍省受領 參第六〇六号 臨工事第六四八号 熊本市洗馬町憲兵屯所敷地決定之儀同 熊本県熊本市山崎練兵場内 一陸軍用地二百四十七坪一合 右本年度ニテアヌル熊本市洗馬町憲兵屯所敷地トシテ前記官有地内ニ御決定相成候様度別紙面相添ヘ此段相伺候也 追テ本件ハ当該監督部長及久松兵長ト協議済ニ付此段申候也 明治三十年六月二十二日 臨時陸軍建築部長男爵野田鶴通 陸軍大臣子爵高島鞆之助	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07041399000、參大日記 明治30年6月 (防衛省防衛研究所)	
71	7	31	既設熊本歩兵第13連隊兵舎小庫内棚外取設費調書	第六師団監督部長片山中行	陸軍大臣子爵高島鞆之助	一既設熊本歩兵第十三連隊兵舎八棟小庫内ヘ棚及修理所入口下枠杏檜鉄物共取設費調書 右工事落成ニ付客年十一月送乙第四一六九号ニ依リ別三十及報告候也 明治三十年七月三十一日 第六師団監督部長片山中行 陸軍大臣子爵高島鞆之助	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10061332800、明治30年 編冊 5 各監督部 (防衛省防衛研究所)	
72	7	-	経費増額計算書(第6師団)	第六師団長男爵茨木惟昭	陸軍大臣子爵高島鞆之助	明治三十年度経費増額計算書 第六師団(表) 第二款 軍事費 予算高 既濟増額高 現予算高 増額請求高 第五項被服費 第六目運搬費 一九五 五〇〇 六二〇 六九七 八一六 一九七 一四〇〇 但野戦砲兵第六連隊第一大隊渡鹿外官へ移転ニ付被服運搬ニ要スル費用本目へ増額ヲ要ス 右之通候也 明治三十年七月 日 第六師団長男爵茨木惟昭 陸軍大臣子爵高島鞆之助	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10061280800、明治30年 編冊 4 第6.7師団 (防衛省防衛研究所)	
73	8	13	野戦砲兵第6連隊1大隊新築兵営に移転の件報告	第六師団長男爵茨木惟昭	陸軍大臣子爵高島鞆之助	官房四第二八〇八号 第六師団司令部 天発第一六五〇号 野戦砲兵第六連隊ノ内第天隊ハ来ル十六日熊本県下飽託郡大江村新築兵営ニ移転セシメ候此段及報告候也 明治三十年八月十三日 第六師団長男爵茨木惟昭 陸軍大臣子爵高島鞆之助	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10061283800、明治30年 編冊 4 第6.7師団 (防衛省防衛研究所)	
74	9	2	熊本歩兵第13連隊1ヶ大隊兵舎1棟新築図面及履歷表及報告	第六師団監督部長片山中行	陸軍大臣子爵高島鞆之助	一既設熊本歩兵第十三連隊一ヶ大隊兵舎一棟新築圖面及履歷表 一冊 既設熊本歩兵第十三連隊一大隊本部連隊長室へ連隊旗標新設費用調書 一冊 右工事落成ニ付客年十一月送乙四一六九号ニ依リ別冊及報告候也 明治三十一年九月二日 第六師団監督部長片山中行 陸軍大臣子爵高島鞆之助	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10061333700、明治30年 編冊 5 各監督部 (防衛省防衛研究所)	
75	9	11	熊本歩兵第13連隊1ヶ大隊兵舎焼燼新設費用調書及報告	第六師団監督部長片山中行	陸軍大臣子爵高島鞆之助	既設熊本歩兵第十三連隊一ヶ大隊兵舎備付煙炉新設費用調書 一冊 右工事落成ニ付客年十一月送乙四一六九号ニ依リ別冊及報告候也 明治三十一年九月二日 第六師団監督部長片山中行 陸軍大臣子爵高島鞆之助	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10061333500、明治30年 編冊 5 各監督部 (防衛省防衛研究所)	
76	明治31	1898	1 14	既設熊本歩兵第13連隊干枕移転費外3件工事落成付報告	第六師団監督部長片山中行	陸軍大臣子爵高島鞆之助	一既設熊本歩兵第十三連隊物干枕移転費調査 一冊 同 工兵第六大隊二個中隊兵舎小屋二重梁抜木取計費調査 一冊 既設小倉舎歩兵第十四連隊三個大隊被服棚及毛布台等新設外二廉 新第一ヶ大隊大隊中隊被服庫階下中隊建費調査 一冊 既設熊本歩兵第三十三連隊兵舎其他增築模様替移転費調査 一冊 右工事落成ニ付去ハ二十九年十一月送乙四一六九号ニ依リ別冊及報告候也 明治三十一年一月十四日 第六師団監督部長片山中行 陸軍大臣子爵高島鞆之助	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10061918900、明治31年 官房5号編冊 各監督部 2冊の2 (防衛省防衛研究所)
77	5	1	土地交換の件(1)	熊本県知事大浦兼武	陸軍次官中村雄次郎殿	第二十三聯隊當及該營國南ニ沿フテ幅拾五間ノ地并ニ憲兵屯所敷地ヲ除キタル面積ニ相当スル墳地ヲ大江村野戦砲兵第六聯隊付近ニテ差出シ且ソ騎兵營諸建物及練兵場内障碍飛越場ノ建物ヲ其他ヘ移転ヲ為ス事 二元輜重廻ノ建物悉皆及元砲兵方面支署建物中官ニテ指示スル建物ヲ野戦砲兵第六聯隊移転跡地ヘ移転ヲ為ス事 三熊本城内ニ別紙面図面赤色ノ所去九日午後四時突然崩落及候様ニ高石垣白石垣在凡ニハ迄異状無之候厄俄ノ崩壊ヲ生セシハ倉利明治二十一年震災ノ震度層内部ニ異状ノ生ソ澎湃々雨水浸入ソ土砂ノ落ニ起ソテ被存@此段及報告候也 遂テ本文復佃賃ハ態本陸軍經營部本年度修繕費予算内ヲ以補修司令部為副申候也 明治三十一年九月十一日	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04013563400、『壹大日記 明治31年1月2日』(防衛省防衛研究所)	

78	5	12	既設歩兵第13連隊新築連大隊本部外工事落成に付別冊及報告	第六師団監督部長片山中行代理同部第一課長正木勝次郎	陸軍大臣子爵桂太郎殿	既設歩兵第十三連隊新築連大隊本部及一個大隊兵舎將校室へ棚取設其他工事落成二付明治二十九年十一月送乙第四一六九号ニ依り別冊及報告候也 明治三十一年五月十二日第六師団監督部長片山中行代理同部第一課長正木勝次郎 陸軍大臣子爵桂太郎殿 既設歩兵第十三連隊新築連大隊本部及一個大隊兵舎將校室へ棚取設其他工事費調書既設歩兵第十三連隊新築連大隊本部及一個大隊兵舎將校室棚取設其他工事費調書名称連隊及一大隊本部一層棚五間新設 同當番室中仕切及唐戸一ヶ所新設 同小庫窓格子及釣綱張一所新設 ニヶ大隊本部一層日棚五間新設 同小庫窓格子及釣綱四ヶ所新設 一ヶ大隊兵舎工一層棚拾間新設 同小庫窓格子及釣綱四ヶ所新設	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10061924600、明治31年 官房5号編冊 各監督部 2冊の2 (防衛省防衛研究所)
79	5	30	土地交換の件(3)	第六師団參謀長山根武亮	経理局長男爵野田豁通殿	可トス 交換地所ノ所有權ハ移転工事成功ノ上其引渡アル時ニ於テ之ヲ移転スルモノトス 右所有權移転ノ時期ハ他ノ都合アルニテハ何レノ場合ヲ以テ其時期ト為スモ差支ナシ @一@一 @一 @ @ニ添付 謂白陳者過済藩京中御諮詢有之候熊本市山崎練兵場交換ノ件帰熊後篤ト取調左ニ数段分千現状報告併セテ意見上申候御電覽ヲ賜ラハ幸甚之至候 第一段兵器支廠移転地ハ砲兵第六連隊旧營ノ全部ヲヒズトモ其西辺ノ一部及古城其他ノ土地ヲ併用スレハ其地区充分ナリト信ス即チ甲号圖ノ如ク新道ヲ設ケ旧營空地ヲ兩分シ東方ヲ練兵場トシテ之ヲ存シ西方ヲ兵器支廠トスレノ其交通便利ニシテ其團郭モ火災等ニ對シテ安全ナリ其面積ハ第一所定ノ区画(圖上八ノ部)若	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04013563500、壹大日記 明治31年1月2日 (防衛省防衛研究所)
80	7	16	土地交換の件(2)	熊本県知事大浦兼武	陸軍次官中村雄次郎殿	第二十三聯隊營及該營國南ニ沿フテ幅拾五間ノ地井三憲兵屯所敷地ヲ除キタル面積ニ相当スル塊地ヲ大江村野戰砲兵第六聯隊付近ニ於テ差出シ且シ騎兵當諸建物及練兵場内障礙飛越場ノ建造物ヲ其他へ移転ヲ為ス事 二元輜重廠ノ建物悉皆及元砲兵方面支署建物中官ニ於テ指示スル建物ヲ野戰砲兵第六聯隊移転地へ移転ヲ為ス事 三熊本城内ニ別紙圖面種赫色ノ通り道路ヲ並設シ且シ橋梁ヲ架設スル事 多移転工事ノ着手ハ交換許可ノヨリ八ヶ月以内トシ作成ノ期限ハ着手ノヨリ十二ヶ月以内トス 送甲第一七四一號 七月十六日 副官ヨリ第六師団營繕部長ヘ通牒按 熊本市宇山崎町當省用地ト民有地ト交換ノ義ニ付本年三月送乙第九四四号ヲ以テ御通牒置く処其後市会ニ決議	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04013563400、壹大日記 明治31年1月2日 (防衛省防衛研究所)
81	7	26	砲兵第6連隊移転の件	第六師団長男爵茨木惟昭	陸軍大臣子爵桂太郎殿	肆第一二五八号 第六師団司令部 野戰砲兵第六連隊新築兵營へ移転ノ件 提出 三十一年七月 日 御指令案(電報) 另外 天癸第一三六四号 申請ニ及ハズ移転后報告スベシ 八月二日 陸軍省受領 肆第一二五八号 第六師団司令部 天癸第一三六四号 新築兵營へ移転ノ儀ニ付申請 野戰砲兵第六連隊新築兵營當成候ニ付来月上旬ニテ移転シムル様改度此段及申請候也 追テ差掛候間電報ニケ御令相成様致申候也 明治三十一年七月二十六日 第六師団長男爵茨木惟昭 陸軍大臣子爵桂太郎殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07071441300、明治31年「肆大日記 8月」(防衛省防衛研究所)
82	8	5	歩兵第13連隊建築工事の件	臨時陸軍建築部長男爵野田豁通	陸軍大臣子爵桂太郎殿	官房第一三八八号 臨建工家第四四二四号 步兵第十三連隊大隊本部及野戰砲兵第六連隊本工場鞍工場ヲ移転改築工事着手之ニ付報告 既設歩兵第十三連隊在來大隊本部二棟及既設野戰砲兵第六連隊木工及鞍工場一棟ヲ野戰砲兵第六連隊新築兵營當成候ニ付来月上旬ニテ移転シムル様改度此段及申請候也	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10061675700、明治31年自7月至12月 官房3号編冊 臨時建築 3冊の3 (防衛省防衛研究所)
83	8	18	歩兵第23連隊増築及模様替兵舎小庫窓へ鉄格子入及銅網張他工事の件	臨時陸軍建築部長男爵野田豁通	陸軍大臣子爵桂太郎殿	歩兵第二十三連隊増築及模様替兵舎小庫窓へ鉄格子入及銅網張他工事着手之ニ付報告 既設歩兵第二十三連隊増築及模様替兵舎三棟小庫窓へ鉄格子入及銅網張其他工事別紙書類之通着手致候間此段及報告候也 明治三十一年八月十八日 臨時陸軍建築部長男爵野田豁通 陸軍大臣子爵桂太郎殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10061678200、明治31年自7月至12月 官房3号編冊 臨時建築 3冊の3 (防衛省防衛研究所)
84	8	26	元歩兵第23連隊包厨を熊本陸軍地方幼年学校包厨浴室に改築工事の件	臨時陸軍建築部長男爵野田豁通	陸軍大臣子爵桂太郎殿	元歩兵第二十三連隊庖厨ヲ熊本陸軍地方幼年学校庖厨浴室ニ改築工事着手之ニ付報告 元歩兵第二十三連隊第三大隊庖厨ヲ熊本陸軍地方幼年学校庖厨浴室ニ改築工事別紙書類之通着手致候間此段及報告候也 明治三十一年八月二十六日 臨時陸軍建築部長男爵野田豁通 陸軍大臣子爵桂太郎殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10061681400、明治31年自7月至12月 官房3号編冊 臨時建築 3冊の3 (防衛省防衛研究所)
85	9	3	熊本陸軍地方幼年学校構内埋下水其他2廉工事の件	臨時陸軍建築部長男爵野田豁通	陸軍大臣子爵桂太郎殿	熊本陸軍地方幼年学校構内埋下水其他2廉工事着手之ニ付報告 熊本陸軍地方幼年学校構内埋下水其他2廉工事別紙書類之通着手致候間此段及報告候也 明治三十一年九月三日 臨時陸軍建築部長男爵野田豁通 陸軍大臣子爵桂太郎殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10061684700、明治31年自7月至12月 官房3号編冊 臨時建築 3冊の3 (防衛省防衛研究所)
86	9	22	官有地管理換の件	第六師団監督部長片山中行	陸軍大臣子爵桂太郎殿	伍第八二五号 第六師団監督部 仮厩舎@分ノ件 提出 三十一年九月 日 執行 年月 日 御指令按 伺之通 九月三十日 @監一甲第一〇九五号 仮厩舎@分ノ義ニ付同 既設野戰砲兵第六連隊當大江村、移転ニ際シ同營内臨時陸軍建築部熊本支部ニ於テ建設セン仮厩舎ハ本年一月当部ニ受領シ該隊、使用セシメ來候@既ニ本厩舎移転工事モ竣成シタルニ由リ仮厩舎@不采用トナリ又将来使用ノ見込度候也今般移転ノ山砲厩舎ニ接近シ危険ノ憂有之候ニ付解@ノ上壳却相成候様致度別紙図及壳却予算等書相添此段相伺候也 明治三十一年九月二十二日 第六師団監督部長片山中行 陸軍大臣子爵桂太郎殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050843900、明治31年「伍大日記 9月」(防衛省防衛研究所)
87	10	29	工事落成に付別冊工事費用調書及進達	第六師団監督部長片山中行	陸軍大臣子爵桂太郎殿	一既設歩兵第二十三連隊増築模様替兵舎三棟小庫へ鉄格子入及銅網張工事 右今般落成候ニ付リ明治二十九年送乙第四一六九号処之別冊工事費用調書及進達候也 明治三十一年十月二十九日 第六師団監督部長片山中行 陸軍大臣子爵桂太郎殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10061935700、明治31年 官房5号編冊 各監督部 2冊の2 (防衛省防衛研究所)
88	明治32	1899	歩兵第23連隊包厨設の義同出の廻向書御却下相成度依頼	第六師団監督部長片山中行	陸軍省副官閣部政蔵殿	歩兵第二十三連隊包厨設之義去ル十三月龍監一甲第三一号ヲ以テ伺出置候件ハ行達之廉有之候ニ付右書一応御却下相成候様御取計相成度此段及御依頼候也 明治三十一年一月二十八日 第六師団監督部長片山中行 陸軍省副官閣部政蔵殿 先書返送 二月七日	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10062203700、明治32年自1月至6月 5号編冊 (防衛省防衛研究所)
89	3	6	島崎村段山の貸渡	第六師団監督部長片山中行代理同部第一課長高田章三	陸軍大臣子爵桂太郎殿	龍監一甲第二二四号 肥後國抱託郡島崎村大字段山陸軍省所轄地使用之義ニ付別紙二一二二号之通熊本県知事ヨリ上申ニ對シ意見可申出旨送乙四五五号ヲ以テ陸軍省副官ヨリ申越有之依テ取調候處右地所一万千七百七拾七坪(内七百八坪ハ九州鉄道会社へ貸渡)ハ工兵第六大隊作業場ニ付候大江村へ移転ノ際大江村ニテ更ニ作業場トシテ地積二万五千九百四拾坪ヲ充當セテレ候ニ付段山作業場ハ爾來不用ニ属シ且目下有之見込無文依テ當師団ニ於テ要否問合候處右地所ニ応用スルモ教育上差支無文旨回答致候ニ付右地所ノ内九州鉄道会社へ貸渡ノ七百八坪ヲ除キ残一万千六拾九坪ヲ無料參拾年間御渡相成可然存候也此段上申候也 明治三十二年三月六日 第六師団監督部長片山中行代理同部第一課長高田章三 陸軍大臣子爵桂太郎殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10062049300、「明治32年自1月至6月 1号編冊」(防衛省防衛研究所)
90	4	10	兵器支廠建物移転	第六師団監督部長片山中行	陸軍大臣子爵桂太郎殿	受領番号 伍第三九三号 庁名 第六師団監督部 件名 熊本陸軍兵器支廠建物移転ノ件 提出 三十二年四月 日 執行 年月 日 御指令按 伺之通 四月十八日 陸軍省受領 伍第三九三号 龍監一甲第四九八号 熊本陸軍兵器支廠建物移転之義ニ付同 熊本市山崎町陸軍省所轄地ト大江村民有地ト交換之件ニ付客年十二月送乙第四〇三四号ヲ以テ御達有之候ニ拠リ元輜重廠建物及元砲兵方面支署建物中移転并ニ熊本城内へ道路開設橋梁架設等ハ砲兵第六連隊移転地ヲ変更シ別紙図面之通熊本市ヲシテ工事施行為致度右ハ着手之都合モ有之候間至急御許可相成度此段相伺候也 追テ熊本市并熊本兵器支廠へハ右協議済ニ有之候此段副申候也 明治三十二年四	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050894300、「明治32年伍大日記 4月」(防衛省防衛研究所)

近代の熊本市における軍用地移転と戦後の渡鹿緑地

91		5	9	6督より騎兵當移転配置等の件	第六師団監督部長片山中行	陸軍大臣子爵桂太郎殿	受領番号 伍第五四〇号 庁名 第六師団監督部 件名 騎兵當移転配置等ノ件 提出 三十二年五月二十二日 御指令按 同之趣建物配置ハ別紙図面ノ通@得スヘシ 五月二十二日 騎兵當移転配置等之義ニ付同 熊本市山崎町陸軍省用地ト民有交換地飽託郡大江村練兵場取扱並騎兵當移転地々平均均道路下水溝開設二係ル圓面設計書等熊本巾ヨリ回送來候ニ付実地調査候處適當ニシテ将来支障ノ庶無之見込ニ候得共尚道路排水溝等開設方法ニ就テハ地方ニ開スル義ニ付熊本県知事へ協議候處異議無之旨回答致來候ニ付工事着手為致度依テ別紙工設計地図並ニ騎兵當移転配置図共相添此段相伺候也 明治三十二年五月九日 第六師団監督部長片山中行 陸軍大臣子爵桂太郎殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C07050902900、明治32年 「伍大日記 5月」(防衛省防衛研究所)	
92		8	23	山崎練兵場外地に關し弁護士鑑定せしむる件	第六師団	陸軍省經理局	経第二九号 陸軍省受領二第二六三号 経理局 熊本市山崎練兵場敷地ニ関シ弁護士ニ鑑定セシメ及謝儀支出ノ件 囊ニ御許可相成居候第六師団下熊本市旧山崎廉平場ト飽託郡大江村所ト交換ノ件付山崎在住ノ地主等苦情ヲ唱へ原価買戻シ起訴ノ企ア為シ專ラ其運動ニ着手致居候ニ就テハ當時概地所販上ノ質性等法律上ノ研究遂ヶ置候儀必要卜被存候間弁護士高木農三依頼シ鑑定為致度右跡裁ツ請フ追而鑑定依頼候ニ付相当ノ謝儀支出ヲ要し候間此段申添候也 本件費用ハ百円以内ノ見込ニ有之候也 但本省費目ノ雜給及雜費ヨリ支出ノ見込ナリ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C06083134700、「明治32年乾武大日記8月」(防衛省防衛研究所)	
93		11	21	6督より不 <sup>用</sup> 建物壳却の件	第六師団監督部長片山中行	陸軍大臣子爵桂太郎殿	受領番号 伍第一一八〇号 庁名 第六師団監督部 件名 不用建物壳却ノ件 御指令按 同之通 十二月八日 陸軍省受領伍第一一八〇号 熊監一甲第一二九七号 不用建物壳却之義ニ付同 今般熊本陸軍兵器支廠建物ヲ旧野砲兵當移転地ニ付右跡地ニ存在スル相成且孰レモ腐@ニ懸シ将来応用之見込無之候ニ付此際壳却致候此段相伺候也 明治三十二年十一月二十一日 第六師団監督部長片山中行 陸軍大臣子爵桂太郎殿 旧野砲兵第六連隊不用建物壳却予定備額調査一合金三十八円四十五銭 名称 貨數単価 小計 三号洗濯所 四間二間 八坪 七寸金五円六十銭 衛兵所付属廄 一間三尺 五合一円五十銭 金七十五銭 一号及二号雜器庫	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C07050950700、明治32年 「伍大日記 12月」(防衛省防衛研究所)	
94	明治33	1900	1	17	6督より騎兵聯隊兵舍模様替の件	第六師団監督部長片山中行	陸軍大臣子爵桂太郎殿	受領番号 伍第七六号 庁名 第六師団監督部 件名 騒兵第六連隊三階家ヲ取除キ二階家ニ模様替ノ件 御指令按 同之通 一月二十七日 陸軍省受領 伍第七六号 熊監一甲第三一号 騒兵第六連隊三階家ヲ取除キ二階家ニ模様替之義ニ付同 熊本市山崎町陸軍所轄地ト大江村民有チ交換ノ為メ熊本市ニ於テ移転スヘキ騒兵第六連隊本部及兵舎ニ大別ハ別紙用図之通三階家ニシテ其第三層ハ被服類ヲ格納致來候處其後被服庫ハ別ニ建設セラレ候ニ付自然不用ノ姿ト相成候ノミナレス是迄風害ニ際シ惡危險少ブア以テ相当ノ予防工事ヲ為シ來候得共尚後激烈ノ風震災ニ遭遇セハ危険ノ憂慮ニ堪ハス付テハ今般該市ニ於テ移転工事施行之際別紙乙図ノ如ク三階家ヲ取除	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C07050961600、明治33年 「伍大日記 1月」(防衛省防衛研究所)
95		2	10	衆議院議員西原清東提出官有地面積ノ解釈ニ關スル質問ニ對シ内務大臣答弁書衆議院へ回付ノ件	内閣總理大臣	衆議院議長	衆議院議員西原清東君提出官有地取扱規則の解釈に関する質問の答弁書 熊本県熊本市山崎練兵場官有地の面積は5万1544坪1合1寸又右代地として熊本市より差出すべき民有地は7万坪にして官有地取扱規則第14条に依り熊本県知事の為し始めた評論に依れば官有地の価格は21万9062円4分6銭8厘500円なるを以て不当ならざるものと認め陸軍大臣の請求に基き右両地の交換方針計ひたるものにして質問の如き事実にあらず右及答弁候也	国立公文書館デジタルアーカイブ行政文書*内閣・總理府大官印 内閣關係第一類 公文雜叢文雜纂・明治33年公文雜纂・明治33年・第三十二卷・貴族院衆議院事務局・帝国議會・第十四回一語求番号 築00533100	
96		3	2	6督より騎兵聯隊收用建物の件	第六師団監督部長片山中行	陸軍大臣子爵桂太郎殿	受領番号 伍第二七六号 庁名 第六師団監督部 件名 騒兵第六連隊収容建物ノ件 電報御指令按 熊監一甲第一八五号騒兵第六連隊収容建物ノ件同ノ通 電第六一号 三月七日 陸軍省受領 伍第二七六号 熊監一甲第一八五号 騒兵第六連隊収容建物之義ニ付同 熊本市山崎町練兵場騒兵熊本陸軍兵器支廠敷置ヲ在鉢都大江村ニ有ト地ト交換ニ付右騒兵當ニ於テ移転スヘキ義ニシテ其第三層ハ移転工事中ハ全部ニ于テ所要ノ仮建家取設可致之処@ト元第六師団馬匹調教所目下空舍ト相成候ニ付テハ本建家ヲ応用シ該所ニ用ノ附屬家ヲ建設セシメ移転工事完成迄該隊屯在所トナスキハ教育上及隊中取締ニモ好都合ニ付貸渡相成度旨師団ヨ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C07050967300、明治33年 「伍大日記 3月」(防衛省防衛研究所)	
97		3	3	熊本騒兵當移転工事延期の件	陸軍省副官	第六師団監督部	ル分ニシテ着手@年ニ@終@省第五〇号 受領 三月十七日 結了 三月三十日 提出年月 明治三十三年三月十七日 立案局課番号 経三甲第三一一号 受領番号 売第三〇号 庁名 内務省 件名 熊本騒兵當移転工事延期ノ件 御回答按 熊本市山崎練兵場敷地ト同市@地ト交換ニ付建物移転期限ニ關シ熊本県知事ヨリ@@テ月日付テ本年十月熊甲第三一号照会之處承右ハ@@省別ニ異存無之候条@@返此段及回答候也 陸軍省送達送甲第五二三号 三月十九日 高級副官ヨリ第六師団@@部長へ通牒按 熊本市交換地内へ移転建物之内騒兵當建物移転ハ本年三月末迄迄締切延期之@熊本県知事ヨリ内務大臣へ照会有之候度右ハ本年六月十日電報御回答之趣ニ依リ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C04013682600、壹大日記 明治33年3月 (防衛省防衛研究所)	
98		6	8	6督より不 <sup>用</sup> 建物壳却の件	第六師団監督部長片山中行 代理第六師団監督部第一課長高田章三	陸軍大臣子爵桂太郎殿	受領番号 伍第七四三号 庁名 第六師団監督部 件名 不用建物壳却ノ件 御指令按 同之通 陸軍省受領 伍第七四三号 態監一甲第五〇六号 不用建物壳却之義ニ付同 旧野戰砲兵第六連隊貞附洗面所外ニ廉建物 右ハ該隊新嘗ヘ移転後臨時陸軍建築部熊本支部ニ於テ使用致候處今般同部閉鎖引見込無之候ニ付壳却致度右予算書サボ相添此段相伺候也 明治三十三年六月八日 第六師団監督部長片山中行代理 第六師団監督部第一課長高田章三 陸軍大臣子爵桂太郎殿 旧野戰砲兵第六連隊移転跡不用建物壳却予算書一金十八円七十五銭 内 名称 棟数坪数単価 小計 三号洗面所一棟 六坪一坪二円五十銭 金十五円 三号雜器庫	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C07050979600、明治33年 「伍大日記 6月」(防衛省防衛研究所)	
99	明治34	1901	1	18	補修工事の件	第六師団監督部長片山中行	陸軍大臣男爵兒玉源太郎殿	受領番号 伍第七五号 庁名 第六師団監督部 件名 補修工事ノ件 大臣 総務長官 機密課長 主務課員 廉務課長 主務課員 戒裁 參事官 主務課長 主務課員 廉務課員 受領一月二十八日 結了 一月二十九日 提出年月 明治三十四年一月二十八日 立案局課番号 経建甲第八七号 連帶局長 連帶課長 立案局課ノ校合者 御指令按 同之通 一月二十九日 陸軍省受領 伍第七五号 熊監一甲第一六一号 補修工事之義ニ付同 步兵第三十三連隊外五ヶ所各中隊廊ヘ陸時陸軍建築部ヨリ引継アルモノニテ其廊下ハ敵土間構造ニ候處目下一般ニ破損フ生シ修繕ヲ該サハ保存難致然テ此儘ニテ保存シ@クトキハ修繕ノ為メ将来少ナカラサル費用ヲ要ス	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C07051003700、明治34年 「伍大日記 1月」(防衛省防衛研究所)
100		9	14	歩兵第23連隊将校集会所開設切変更更何切下相成度及御依頼	第六師団監督部長黒川秀行	陸軍省總務局庶務課長岡部政藏	本月四日三付熊監一甲第六五二号ヲ以テ同出候歩兵第二十三連隊將校集会所開設切変更ノ件ハ同書一応却下相成候様御取計相成度此段及御依頼候也 明治三十四年九月十四日 第六師団監督部長黒川秀行 陸軍省總務局庶務課長岡部政藏殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C10071466800、明治34年分5号編冊 (防衛省防衛研究所)	
101	明治35	1902	11	1	騎兵第6連隊蹄鉄所増築並付属雜器及炭庫新設の件	第六師団長大久保春野	陸軍大臣正毅殿	陸軍省受領 肄第八六一號 六経管第六〇七号 騒兵第六連隊蹄鉄所增築並付属雜器及炭庫新設ノ義ニ付申請 騒兵第六連隊蹄鉄所ノ義ハ明治二十二年度ニテ建築再后多少ノ増築ヲ為シタルニ編制替ノ結果馬匹增加シ製鐵場ノ狹隘ニシテ作業ニ差支候趣ヲ以テ該隊長ヨリ要求有之調査候處今般閉鎖引見込無之候ニ付壳却致度右予算書サボ相添此段相伺候也 明治三十五年六月八日 第六師団監督部長片山中行代理 第六師団監督部第一課長高田章三 陸軍大臣子爵桂太郎殿 旧野戰砲兵第六連隊蹄鉄跡不用建物壳却予算書一金十八円七十五銭 内 名称 棟数坪数単価 小計 三号洗面所一棟 六坪一坪二円五十銭 金十五円 三号雜器庫	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C07071843200、明治35年 「肆大日記 11月」(防衛省防衛研究所)
102	明治37	1904	7	12	不用建物壳却の件	留守第六師団經理部長坂田巖	陸軍大臣正毅殿	肆第五四四号 留守第六師団經理部 不用建物壳却之件 番号 経建甲第三四八号 受領明治三十七年七月十五日 提出明治年月 日 大臣官房 受領 明治年七月十八日 結了 明治年七月十九日 連帶局長 連帶課長 番案筆記者 御指令案 同之通 七月十九日 肄第五四四号 六経管第三六〇号 不用建物壳却之義ニ付同 熊本@戌監獄移転模様換工事実施ノ義ニ付本年四月六日電報御認可得候處不用建物ノ内工役場及乙已決檻ノ二棟ハ解除ノ上模様替ニ応用シ其他已決檻外五廉ハ全リ@來使用ノ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C07072005700、明治37年 「肆大日記 7月」(防衛省防衛研究所)

103	明治38	1905	4	5	俘虜収容所へ憲兵派遣に関する件	憲兵司令官林忠夫	陸軍大臣寺内正毅殿	満二坤第三四八号 憲兵司令部 俘虜収容所へ憲兵派遣ニ関スル件 御指令案 追書共伺ノ通 但シ当該収容所ニ於テ憲兵ヲ要セサルニ至レハ其ノ召集ヲ解除スヘシ 御達案 留守第六師団司令部 熊本及久留米俘虜収容所取締トシテ其ノ師管ニ在籍スル予後備役憲兵士十三名同上等兵十名ヲ第六憲兵隊へ臨時召集スヘシ 但シ当該収容所ニア憲兵ヲ要セサルニ至レハ其ノ召集ヲ解除スヘキ義ト心得ヘシ 満發第二九七八号 本件ニ要スル経費ハ一般予算内ヨリ織合セ支弁ノ見込 経理局主計課 憲警第一九三号ノ第四 俘虜収容所へ憲兵派遣並ニ定員分配別紙ニ付伺 今回熊本及渡鹿並ニ久留米へ俘虜収容所開設可相成ニ付取締上必要有之告ヲ以テ憲兵派遣ノ義当該御成司令官ヨリ第六憲兵隊長へ要求有之	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03027954800、明治38年「満大日記 4月上」(防衛省防衛研究所)
104	明治39	1906	3	22	仮建物処分の件	第六師団長	大臣	満四第四八一号 第六師団 仮建物処分ノ件 経建臨第四、三一二号 電報御指令案 レロカヌダリノ渡鹿 (練兵場仮建物ノ内) 廃舎六棟ノヨニユタルカバサギノ取り壊シ (ノ件認可ス但解除材料ノレジシイウカモ@チゼ内使用シ得ルモノハ貯@) シ置カシムヘシ 電報認 三月二十二日午前一時五分發 午後二時三分著大臣 発信者 第六師団長 当師団仮建物処分ノ儀ハ兼テ当経理部ヨリ向@ノ々所來月五日渡鹿練兵場ニ於テ臨時招魂祭@行ニ際シ場所候ニシテ差アリ依リテ該建物ノ内哨舍六棟此ノ際取り壊シノ義特ニ急御詮義相成度 @@@ 第四十号 トウンタフ @カリタテモノヨシツツ@イギワセ@テウタケイリブテヨリタヤガイイデノト@ロティゲツヒトロクレ@ペイセウニオ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03027012300、明治39年「満大日記 3月下」(防衛省防衛研究所)
105	明治40	1907	9	27	経費増額方の件(4件)	第六師団經理部長日疋信亮	陸軍大臣寺内正毅殿	肆第一五四一号 第六師団司令部 四十年度増額ノ件 番号 @@@八九〇号 受領 十二月十日 結了 十二月十日 提出 明治 年 月 日 大臣官房 受領 明治 年十二月 日 結了 明治 年十月三日 職帶局長 職帶課長 審案筆記者 副官ヨリ第六師団經理部長へ 九月十七日付六錘計@@セニ二号ヲ以テ工兵第六大隊本部及兵舎二棟ニ要スル修@費増額申請相成度@@セ物品@事廠キ依リ生シタル費達ナシハ別紙増額ノ@@モテ相成度@サ本件ノ取ギハ合連矛美内ニテ支弁スヘキモノニテ付矛美不足ニ@ヘハ応急ノ修@ヲ加ヘ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07072274100、明治40年「肆大日記 10月」(防衛省防衛研究所)
106	明治43	1910	3	19	土地交換に関する件	第六師団經理部長日疋信亮	陸軍大臣寺内正毅殿	肆第七一一号 第六師団經理部 土地交換ニ關スル件 番号 経建甲第四〇八号 受領 明治四十三年五月十七日 提出 明治四十三年五月十九日 大臣官房 受領 明治 年五月二十四日 結了 明治 年八月十一日 連帶局長 連帶課長 審案筆記者 内務大臣へ御照会案 熊本県飽託郡広畑村通称帯山附近ノ地形ハ軍隊演習地トシテ最適當ナルフ以テ別紙調書@通官民地交換ヲ為シ省三於テ使用スル財利益ト認メ候三付所有者へ協議シ其ノ承諾ヲ得候条右交換方貴省異存無之候ハ第六師団經理部ト実施授受ノ義其ノ筋へ訓令相成度 ※宮内町(藤崎台下)と帯山を交換	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C0707284900、「明治43年 肆大日記 8月」(防衛省防衛研究所)
107			11	2	土地貸下の件	第六師団經理部長進藤秀松	陸軍大臣寺内正毅殿	肆第一九二三号 第六師団經理部 土地貸下ノ件 番号 経建甲第八六二号 受領 明治四十三年十一月五日 提出 明治四十三年十一月十一日 大臣官房 受領 明治 年十一月十五日 結了 明治 年十一月二十八日 御指令案 何ノ通@十一月二十一日 六経@第七五八号 陸軍省受領 肆第一九二三号 十一月五日 土地貸下ノ義ニ付伺 明治四十三年十一月二日 第六師団經理部長進藤秀松 陸軍大臣寺内正毅殿 陸軍取轄熊本市古吉町二番地ノ内崖脚ノ一部ヲ開鑿ノ上轨道布設ノ為メ借地	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07072888400、「明治43年「肆大日記 11月」(防衛省防衛研究所)
108			11	30	43年度追加土地利用事業実施の件	第六師団經理部長進藤秀松	陸軍大臣寺内正毅殿	軍事課 主計課 步兵課 騎兵課 砲兵課 肆第二〇七五号 四十三年度追加土地利用事業実施ノ件 御指令案伺ノ通 一月二十四日 六経@第八一二号 特別会計ニ係ル事業実施ノ義ニ付伺 明治四十三年十一月三十日 第六師団經理部長 進藤秀松 陸軍大臣寺内正毅殿内正毅 陸軍營繕補充資金特別会計ニ係ル四十三年度追加事業別冊計畫ノ通り実施致度依テ施行規則第二十二条ニ因リ相伺候也 遊テ大矢野原演習場及春日射擊場植樹ノ義當師団參謀長ニテモ異存無之候間此段申添候也 別冊八當課ニ留置 経理局建築課	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031313500、「永存書類乙輯第1類 明治44年」(防衛省防衛研究所)
109	明治44	1911	3	20	帯山演習地献納の件	熊本県知事川路利恭	内務大臣法字第百四百二十助	一第六〇〇号 熊本県 帯山演習地献納ノ件 主務局長 経@第一九六号 明治44年3月24日 明治44年4月25日 内務大臣へ御照会案 別紙土第四二一号熊本県知事副申ニ係ル大日本軌道株式会社ヨリ陸地献納ノ件右ハ當省用地ニ接續シ軍隊ノ演習上必要ノ部分ニ有之候条貴省異存無之候@受納ノ上第六師団經理部へ引渡方取成度候也 陸普第一三四八号 4月17日 右回答ノ上 第六師団經理部へ御達案 熊本県飽託郡廣畑村所在別紙圖面ノ土地二町四段四畝參歩陸軍用地トシテ大日本軌道株式会社ヨリ献納有之候条	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031416600、「永存書類乙輯第2類 第6冊 明治44年」(防衛省防衛研究所)
110			6	22	歩兵第23連隊敷地の一部使用の件	熊本県知事川路利恭	内務大臣法字第百四百二十助	歩兵課 一第一二七七号 熊本県 陸軍用地使用ノ件 主務局長 経建甲第四九六号 明治44年6月28日 明治44年8月5日 内務大臣へ御照会案 別紙土第一〇六三号熊本県知事稟請ニ係ル歩兵第二十三連隊敷地内巡査派出所用地ニ使用ノ件右ハ當省ニ於テ貴無之ニ付貴省異存無之候ハ@指令書@捺印@上書類ト共ニ返却相成度候也 陸普第一三四八号 7月25日 連署御指令案 明治44年6月22日土第一〇六三号票請陸軍省用地内使用ノ件開屆候条別紙ニ準命令書交付スヘシ 8月4日 右差支ナキ回答ノ上 第六師団經理部へ御達案 步兵第二十三連隊敷地ノ一部圖面表示ノ位置面積十二坪二合五勺ハ巡回査派出所用地トシテ別紙命令書案ニ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031326500、「永存書類乙輯第2類 第1冊 明治44年」(防衛省防衛研究所)
111			11	16	歩兵第23連隊電燈設備並工兵第第六大隊架橋材料庫及廠舎建設に關する件	会計検査院	第六師団長	軍事課補仕課主任課連帶 軍事第第三二三号 一第二、三九六二、三九七号 会計検査院 步兵第二十三連隊電燈設備ニ関スル件 工兵第六大隊架橋材料庫及廠舎建設ニ関スル件 主務局長 経建甲第五六七号 明治44年1月1日 6次官ヨリ第六師団參謀長ヘ貴團朝鮮駐箇中工兵第六大隊ニテ豆満江附近へ演習場ヲ以テ架橋材料庫建設ノ件ニ關シ会計検査院ヨリ、照会有之候處元來建物施設ニ付キテハ予メ経筒ヲ要スヘキ三其ノ手續ヲ履行セラリシハ不都ニ有之又歩兵第二十三連隊ニテ軍經理部ノ同意ヲ与ヘタル建築費一万二千圓以外ニ軍隊需費ヨリ一万五千二百六十五圓雜給及雜費ヨリ二千圓ヲ支出シ平壤ニ電燈ノ設備ヲナシタルハ予算ノ制ヲ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031414600、「永存書類乙輯第2類 第6冊 明治44年」(防衛省防衛研究所)
112			12	15	熊本県所在軍用地交換の件	第六師団經理部長進藤秀松	陸軍大臣寺内正毅殿	44年四第一七八三号 第六師団經理部 土地交換ノ件 主務局長 経建甲第二五九号 明治44年1月19日 明治45年1月13日 副官ヨリ第六師団經理部長ヘ照会案 大日本軌道株式会社熊本支社所有地當省用地交換方六経第第五二〇号申請ノ件右ハ當省ニ依リ面積21000坪付貴省異存無之候ハ@申請ノ件右ハ當省ニ於て豆満江附近へ演習場ヲ以テ架橋材料庫建設ノ件ニ付キテハ予メ経筒ヲ要スヘキ三其ノ手續ヲ履行セラリシハ不都ニ有之又歩兵第二十三連隊ニテ軍經理部ノ同意ヲ与ヘタル建築費一万二千圓以外ニ軍隊需費ヨリ一万五千二百六十五圓雜給及雜費ヨリ二千圓ヲ支出シ平壤ニ電燈ノ設備ヲナシタルハ予算ノ制ヲ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C0203142600、「永存書類乙輯第2類 第1冊 明治45年 大正1年」(防衛省防衛研究所)
113	明治45	1912	4	26	歩兵第23連隊木柵其他工事実施の件	第六師団經理部長進藤秀松	陸軍大臣寺内正毅殿	肆第三九八号 工事実施ノ件 経建甲第一六七号 御指令案 伺ノ通 三月二日 六経第十九二号 二月二十六日 工事実施ノ件伺 明治四十五年二月二十日第六師団經理部長 進藤秀松 陸軍大臣寺内正毅 石本新六 步兵第二十三連隊周囲木柵其他共別紙要領書理由ノ通付キテ大々改修工事実施致度計書圖面経費仕訖工事要領書別紙及進達間実施方御認可相成候様致度相伺候也 第号 別紙ハ當課ニ留置 経理局建築課 六経建第二〇〇号 設計変更ノ件報告 明治四十五年四月二十六日 本年三月肆第三九八号ヲ以テ認可相成候歩兵第二十三連隊周囲木柵ヲ煉瓦屏ニ改修工事ハ高五尺ノ石垣上ニ更ニ高六尺一寸ノ煉瓦屏築設スベキ設計ノ処起点トナラベノ表門両側ノ石碑トノ取附ニテ外觀上不体	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C0203142600、「永存書類乙輯第2類 第4冊 明治45年 大正1年」(防衛省防衛研究所)
114			5	4	騎兵第6連隊廠舎馬房模様替の件	第六師団經理部長進藤秀松	陸軍大臣寺内正毅殿	主計課 騎兵課 四第九二五号 廠舎馬房模様替ノ件 経建甲第四一二号 本科目増設ハ六月二十六日陸軍省訓令第二十三号ヲ以テ官報登載済 主計課 御指令案 伺ノ通但シ経費金三千七百三十一円九軍事費修繕費ニ増額ス 今達手続七月二日@@課 六月十一日 陸軍省受領 経建五月六日 経六月三日 六経建第二一七号 騎兵第一〇九号 騎兵第六連隊其他廠舎馬房壁板張ニアスフルト敷ニ模様換工事実施ノ件伺 明治四十五年五月四日 第六師団經理部長 進藤秀松 陸軍大臣寺内正毅 上原勇作 歩兵第六連隊其他廠舎馬房壁板張ニアスフルト敷ニ模様換工事実施伺ノ件經建丙第一三〇号經理局建築課ノ照会ニ基キ別紙設計図面、経費仕訖書、工事要領書及進達候間認可相成度相伺候也	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031487600、「永存書類乙輯第2類 第4冊 明治45年 大正1年」(防衛省防衛研究所)

近代の熊本市における軍用地移転と戦後の渡鹿緑地

115	6	20	工兵第6大隊馬繫解除の件	第六師団 統理部長 進藤秀松	陸軍大臣 男爵 上原勇作 殿	主計課 騎兵課 四第一二二四号 建物解除ノ件 経建甲第四九七号 御指令案 伺ノ通 七月四日 陸軍省受領 四第一二二四号 六月二十四日 経六月二十八日 六経建第二八九号 騎四第一二四号 建物解除ノ件同 明治四十五年六月二十日 第六師団統理部長 進藤秀松 陸軍大臣男爵 上原勇作 工兵第六大隊馬@ハ去ル四十年度陸軍特科乗馬令施行規則制定ノ結果令當内ニ厩舎新築相成同士官ノ乗馬ハ該厩舎ニ繕スル事トナリ自然一部不用ニ禍シタルモ全部存置ノ處右ハ存置ノ必要ナキト建物保存上無用ノ経費ヲ要スルニ依リ此際左記之通り不用ノ部分解除ノシ腐朽材ハ壳却シ其他ハ各隊修繕ニ応用致度別紙図面及経費仕訳書相添ヘ相伺候也 追テ本件解除費用ハ軍事費修繕費ヨリ支弁致度申添候	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031487500、永存書類乙輯第2類 第4冊 明治45年 大正1年 (防衛省防衛研究所)		
116	7	9	騎兵第6連隊及野砲兵第6連隊下水溝新設の件	第六師団 統理部長 進藤秀松	陸軍大臣 男爵 上原勇作 殿	主計課 四第一三二二号 第六師団統理部 騎兵第六連隊及野砲兵第六連隊下水溝新設ノ件 主務局長 # @ # 五六二号 明治45年7月12日 本科目増設ハ8月13日陸軍省訓令第一号ヲ以テ官報登載済 主計課 御指令案 伺ノ通但シ経費金千百九十九圓ヲ新營費ニ増額ス 8月9日 令達手續済ハ @ @ @ 主計課 # @ # 7月12日 経7月24日 六経建第三二三号 四第一三二二号 7月12日 騒兵第六連隊及野砲兵第六連隊下水溝新設工事実施ノ件同明治45年7月9日 第六師団統理部長 進藤秀松 陸軍大臣男爵上原勇作 騒兵第六連隊及野砲兵第六連隊當内ハ別紙理由書之通り排水不充分ニ付下水溝新設致度別紙設計図面経費仁訳書及工事要領書	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031499900、永存書類乙輯第2類 第5冊 明治45年 大正1年 (防衛省防衛研究所)		
117	7	20	騎兵第6連隊其他厩舎馬房模様替の件	第六師団 統理部長 進藤秀松	陸軍大臣 男爵 上原勇作 殿	主計課、騎兵課 四第一三六九号 第六師団統理部 倉庫馬房櫃板張「アスフルト」敷ニ模様替ノ件 主務局長 @ @ @ 五八九号 明治45年7月23日 明治45年8月12日 御指令案 伺ノ通 8月6日 四第一三六九号 7月23日 # @ # 経7月21日 六経建第三二五号 騒四第二号 倉庫馬房櫃板張「アスフルト」敷ニ模様換工事実施ノ件同 明治45年7月20日 第六師団統理部長 進藤@ @ 陸軍大臣男爵 上原勇作 四第九二五号ヲ以テ認可相成候騒兵第六連隊其他厩舎馬房櫃板張ヲアスフルト敷ニ模様換工事ノ義ハ入札ノ結果金百二十五円九十二銭余相生シ候然ルニ在熊各隊厩舎櫃板ハ右工事ヲ実施スルモ尚多數ノ馬房破損致候ニ付右残金	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031492800、永存書類乙輯第2類 第4冊 明治45年 大正1年 (防衛省防衛研究所)		
118	7	20	野砲兵第6連隊下水溝模様替の件	第六師団 統理部長 進藤秀松	陸軍大臣 男爵 上原勇作 殿	主計課 四第一、三七〇号 第六師団統理部 下水溝模様替工事ノ件 主務局長 経建甲第五九三号 明治45年7月23日 明治45年8月16日 御指令案 伺ノ通但シ経費ハ修繕費令達予算内ヲ以テ支弁スル儀ト心得ヘン 8月16日 四第一三七〇号 @ @ @ 23日 経建受7月23日 経8月2日 六経建第三二三六号 下水溝模様換工事実施ノ件同 明治45年7月20日 第六師団統理部長 進藤秀松 陸軍大臣男爵 上原勇作 野砲兵第六連隊南側下水溝ノ義ハ別紙理由書之通り排水不充分ナルニ付上流ノ一部ハ在来下水溝ノ外側ニ新設ノ件去ル 9月6日 経建第三二三号ヲ以テ伺出置候處右御認可ノ上ハ之レト連続セル下流ヲモ同時ニ模様換フ為サベルニ於テハ ※土管の工事図面付、画像3枚	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031493100、永存書類乙輯第2類 第4冊 明治45年 大正1年 (防衛省防衛研究所)		
119	8	6	騎兵第6連隊及野砲兵第6連隊下水溝新設の件	主計課	—	主計課 四第一三二二号 第六師団統理部 騒兵第六連隊及野砲兵第六連隊下水溝新設ノ件 主務局長 # @ # 五六二号 明治45年7月12日 本科目増設ハ8月13日陸軍省訓令第一号ヲ以テ官報登載済 主計課 御指令案 伺ノ通但シ経費金千百九十九圓ヲ新營費ニ増額ス 8月9日 令達手續済ハ @ @ @ 主計課 # @ # 7月12日 経7月24日 六経建第三二三号 四第一三二二号 7月12日 騒兵第六連隊及野砲兵第六連隊下水溝新設工事実施ノ件同明治45年7月9日 第六師団統理部長 進藤秀松 陸軍大臣男爵上原勇作 騒兵第六連隊及野砲兵第六連隊當内ハ別紙理由書之通り排水不充分ニ付下水溝新設致度別紙設計図面経費仁訳書及工事要領書	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031499900、永存書類乙輯第2類 第5冊 明治45年 大正1年 (防衛省防衛研究所)		
120	大正元	1912	9	26	帯山演習場用地として土地献納の件	熊本県知事 示像政	内務大臣 原敬殿 陸軍大臣 男爵 上原勇作 殿	毫第一九号 土地獻納ノ件 @ @ @ 第七七〇号 内務大臣・御照会案 (陸普) 別紙土第二九〇号 陸普熊本県知事副申ニ係ル土地獻納ノ件右ハ当省所管帶山演習場ニ接続シ必要ノ土地ニ付貴省異存無之候ハハ受納ノ上第六師団統理部へ引渡方取計相成度候也 右差支ナキ回答上 陸軍省送達 陸普第六九〇号 十月十一日 第六師団統理部へ御達案 別紙圖書並面圖 / 土地ハ帶山演習場用地トシテ獻納有ノ探候矣熊本県ヨリ実地受領方郡広畠村大字保田屋所在土地獻納之儀ニ付大日本軌道株式会社ヨリ別紙ノ通り獻納願書提出致候ニ付調査セシメ候處出願地ハ何レ同会社ノ所有地ニシテ他ニ等支障無之候ニ付御受納相成候様致度別紙評価書相添段副申候也 大正元年九月二十六日 熊本県知事 宗像政	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031548400、永存書類乙輯第2類 第8冊 明治45年 大正1年 (防衛省防衛研究所)
121	大正3	1914	2	15	第6師団大正3年度改修諸工事の件	第六師団 統理部長 矢上英太郎	陸軍大臣 楠瀬幸彦 殿	主計課 騒兵課 肆第二三八号 大正三年度改修築諸工事ノ件 経建甲第八八号 第六師団統理部へ達案 (陸普) 大正三年度改修築諸工事左ノ通実施スヘシ、騎兵第六連隊及野砲兵第六連隊兵舍厩舎庫其ノ他修繕工事ハ六経建第七六号設計図書ニ拠ルヘシ但シ厩舎屋上空気抜窓新設並厩屋根空気抜窓模様替ハ之ヲ取止ムヘシ、前項工事騎兵第六連隊ノ分八百万円、野砲兵第六連隊ノ分八千五百万円ト目途トシ軍事費修繕費ノ支弁トス 三、輕重兵第六大隊兵舎改築其他ノ工事ハ此ノ際見合スヘン 陸軍省送達 陸普第一二六四号 四月二十九日 大正二年 (ア) (親展署ノ事) 陸軍省受領 六経建第七六号 大正三年度実施工事ニ開スル要領図書提出ノ件 大正三年二月十五日 第六師団統理部長 矢上英太郎 陸軍大臣 楠瀬幸彦 経建丙第五八九号通牒ニ基キ左記工事要領図書別紙及提出候也	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031717300、永存書類乙輯第2類 第2冊 大正3年 (防衛省防衛研究所)
122			11	28	野砲兵第6連隊厩舎其他1廉模様替工事の件	第六師団 統理部長 道家次郎	陸軍大臣 岡市之助 殿	砲兵課 騒兵課 主計課 銃砲課 四第一四五一号 第九師団統理部 野砲兵第六連隊厩舎其他1廉模様替工事ノ件 主務局長 経建甲第五〇四号 大正3年1月21日 大正4年1月18日 指令案 伺ノ通但シ七六号火薬庫ヲ清@火薬庫ニ模様替工事中床下窓穿發シ@建鉄筋「コンクリート」床トシ床面ニハ現範式ノ通「リノリウム」張ノ木床ヲ設クヘシ 1月21日 @ @ 第四一三〇号 四第一四五一号 7月1日 砲四第一六号 6月12日 経建受1月21日 経1月28日 六経建第五〇七号 銃四第二二七号 野砲兵第六連隊厩舎其他1廉@模様替工事実施ノ件同 大正3年1月28日 第六師団統理部長 道家次郎 陸軍大臣 岡市之助 本年4月陸普第一一二六四号	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031809500、永存書類乙輯第2類第2冊 大正4年 (防衛省防衛研究所)
123			12	5	野砲兵第6連隊火薬庫模様替等の件	第六師団 統理部長 道家次郎	陸軍大臣 岡市之助 殿	銃砲課 主計課 肆第一四九号 野砲兵六連隊火薬庫模様替工事設計変更ノ件 経建甲第五一三号 指令案 伺ノ通 12月17日 六経建第五二〇号 銃四第二二四号 大正3年12月5日 経建甲第五一三号 指令案 伺ノ通但シ火薬庫ヲ清@火薬庫ニ模様替工事中床下窓穿發シ@建鉄筋「コンクリート」床トシ床面ニハ現範式ノ通「リノリウム」張ノ木床ヲ設クヘシ 1月21日 @ @ 第四一三〇号 四第一四五一号 7月1日 砲四第一六号 6月12日 経建受1月21日 経1月28日 六経建第五〇七号 銃四第二二七号 野砲兵第六連隊厩舎其他1廉@模様替工事実施ノ件同 大正3年1月28日 第六師団統理部長 道家次郎 陸軍大臣 岡市之助 本年4月陸普第一一二六四号	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C0203173300、永存書類乙輯第2類第3冊 大正3年 (防衛省防衛研究所)
124	大正4	1915	1	30	大正4年度工事実施の件	第六師団 統理部長 道家次郎	陸軍大臣 岡市之助 殿	肆第一七一号 大正四年度工事実施ノ件 経建甲第二〇九号 第六師団統理部へ達案 (陸普) 大正四年度工事中軍馬補充部高鍋支部高原分厩追込厩其他フ小林派出部へ移築工事ハ六経建第六三号付属設計要領図書@リ実施スヘシ 陸軍省送達 陸普第一四五号 六月五日 経五月三十日 二月二日 軍歩@第三八号 大正四年1月三十日 第六師団統理部長 道家@ @ 陸軍大臣 岡市之助 大正四年度予定工事設計図書提出ノ件 経建甲内第四三五号通牒ニ基キ左記ノ通及提出候也 逐ア春日小銃射撃場改良工事ニ伴ヒ括張ヲ要スル民有地ハ陸軍所轄地ト交換ノ見込ア以テ設計設置候ニ付交換認可@之トキハ@テ本工事ハ実施@ @ @ 二付申添候也 左記 春日小銃射撃場改良工事 設計要領書	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031907900、永存書類乙輯第2類第3冊 大正5年 (防衛省防衛研究所)
125			5	22	土地借入の件	第六師団 統理部長 道家次郎	陸軍大臣 岡市之助 殿	主計課 工兵課 7月8日 四第七三九号 第六師団統理部 土地借入ノ件 主務局長 経建甲第二九一号 大正4年5月25日 大正4年7月22日 指令案 伺ノ通但シ経費ハ軍事費雜給及雜費令達予算内ヨリ支弁スヘシ 7月13日 四第七三九号 経6月1日 5月25日 経建受5月25日 6月経建第二五九号 土地借入ノ件同 大正4年5月22日 第六師団統理部長 道家次郎 陸軍大臣 岡市之助 当師団工兵第六大隊近距離架橋演習場トシテ熊本県抱託郡健軍村字神水民有地五百坪ヲ当分借入使用致度候間借上ノ義認可相成度別紙理由書借上承諾書、契約書案、面相添ヘ相伺候也 遂テ本件認可ノ上ハ借上ニ要スル経費六十一円二十銭雜給及雜費ヘ別途	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031802700、永存書類乙輯第1類第1冊 大正4年 (防衛省防衛研究所)

126		11	9	工兵第6大隊下士集会所及酒保蟻害復旧工事の件	第六師團經理部長道家次郎	陸軍大臣岡市之臣殿	主計課 四第一四三七号 第六師團經理部 工兵第六大隊下士集会所及酒保蟻害復旧工事ノ件 主務局長 経建甲第四九三号 大正4年1月12日 指令案 同ノ通 1月2月13日 四第一四三七号 1月12日 経1月2月7日 経建受1月12日 六経建第五五七号 蟻害復旧工事実施ノ件同 大正4年1月9日 第六師團經理部長 道家次郎 陸軍大臣 岡市之助殿 本年1月陸普第一九三七号達ニ係ル工事ハ目下実施中ノ處入札ノ結果生@タル該工事費予算残額ヲ以テ更ニ左記建物別冊工事設計要領図書ノ通り修築實施致度候間認可相成度相伺候也 左記一、工兵第六大隊下士集会所及酒保別冊ハ当課ニ保管ス 1月17日 建築課	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031831800、永存書類乙輯第2類第2冊 大正4年 (防衛省防衛研究所)	
127	大正5	1916	1	29	大正5年度工事実施の件	第六師團經理部長道家次郎	陸軍大臣岡市之臣殿	四第一四九号 第六師團經理部 大正5年度工事実施ノ件 主務局長 経建甲第一〇八号 大正5年2月2日 大正5年5月26日 第六師團經理部へ達案 (陸普) 大正5年度工事中左記工事ハ本年1月2月9日六経建第四二号附属設計要領図書及別紙図面ニ拠リ実施スヘシ 陸普第一四〇八号 5月1日 左記一、歩兵第二十三連隊下士集会所蟻害修繕一、熊本衛戍病院事務室蟻害修繕一、輜重兵第六大隊廐舍蟻害修繕一、軍馬補充部高鍋支部機閏庫及追運動場新設一、第六師團司令部廳舎蟻害修繕四第一四九号 2月2日 経3月15日 経建受2月2日 六経建第四二号 @@第二六号 大正5年度予定工事設計要領書提出ノ件 大正5年1月29日	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031919400、永存書類第2類第3冊 大正5年 (防衛省防衛研究所)
128			3	3	蟻害復旧工事の件	第六師團經理部長道家次郎	陸軍大臣岡市之臣殿	肆第三三四三号 蟻害復旧工事ノ件 経建甲第八六号 電報指令案 三月三日六経建九四号ノ件同ノ通但シ経費四七六円五〇へ旧兵營倉庫蟻害其他修築費ニ増額ス 陸五三月九日 本件ハ第一師團ニ於ケル營繕費兵器倉庫増築其他修築費増額ヲ充当ス (親展扱ノコト) 六経建第九号 蟻害復旧工事ノ件同 大正五年三月三日 第六師團經理部長 道家次郎 陸軍大臣 岡市之助 本年陸軍兵器支廠鐵ノ丸彈丸庫蟻害復旧工事実施致度候ニ付認可相成度別紙工事要領及経費仕訳書相添ニ相伺候也 追而本件認可ノ上ハニ要スル経費金四百七十六円五十錢ハ蟻害復旧費へ増額方件セテ認可相成度申添候前紙ハ当課ニ保管ス 三月十八日 建築課	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031911600、永存書類第2類第3冊 大正5年 (防衛省防衛研究所)
129			5	14	歩兵第13連隊兵舍蟻害修繕工事の件	第六師團經理部長道家次郎	陸軍大臣大島健一殿	肆第一〇三七号 歩兵第十三連隊兵舍蟻害修繕工事ノ件 経建甲第三九六号 指令案 同ノ通 八月十八日 設計変更増加額二一円二五〇八歩兵第十三連帶兵舍解体工事残額ヲ充当ス 経建受七月十日 七月十日 経八月十日 六経建第三五二号 歩兵第十三連帶兵舍蟻害修繕工事設計変更ノ件同 大正五年七月七日 第六師團經理部長 道家次郎 陸軍大臣 大島健一 本年五月二十三日付陸普第一七二二号ヲ以テ命令相成候出兵第十三連帶兵舍蟻害修繕ノ件別紙設計ノ通り工事変更実施度工事要領書、工事費増減仕訳書相添ニ相伺候也 別紙ハ当課ニ保管ス 八月二十三日 建築課	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031925100、永存書類第2類第3冊 大正5年 (防衛省防衛研究所)
130			7	7	歩兵第13連隊兵舍蟻害修繕工事の件	第六師團經理部長道家次郎	陸軍大臣大島健一殿	肆第一〇三七号 步兵第十三連隊兵舍蟻害修繕工事ノ件 経建甲第三九六号 指令案 同ノ通 八月十八日 設計変更増加額二一円二五〇八歩兵第十三連帶兵舍解体工事残額ヲ充当ス 経建受七月十日 七月十日 経八月十日 六経建第三五二号 步兵第十三連帶兵舍蟻害修繕工事設計変更ノ件同 大正五年七月七日 第六師團經理部長 道家次郎 陸軍大臣 大島健一 本年五月二十三日付陸普第一七二二号ヲ以テ命令相成候出兵第十三連帶兵舍蟻害修繕ノ件別紙設計ノ通り工事変更実施度工事要領書、工事費増減仕訳書相添ニ相伺候也 別紙ハ当課ニ保管ス 八月二十三日 建築課	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031925100、永存書類第2類第3冊 大正5年 (防衛省防衛研究所)
131	大正6	1917	6	23	土地借入の件	第六師團經理部長道家次郎	陸軍大臣大島健一殿	第五号 肆第九〇七号 土地借入ノ件 指令案 同ノ通 六経建第三三九号 土地借入ノ件同 大正六年六月二十三日 陸軍大臣大島健一 大正四年七月十三日肆第七三九号ヲ以テニヶ年間借入認可相成候本県抱託郡健軍村宇神水工兵第六大隊架橋演習場 (自大正四年八月一日至同年七月三十日借入) リ引続キ (自大正六年八月一日至同年七月三十日八ヶ月) 前回同様ノ条件ヲ以テ (料金ハニケ年一反歩金三十六円ヲ金三十五円四十二ニ変更ノ上) 借入致度候間認可相成度相伺候也 追テ本件ニ要スル経費ハ本年度令達算入ヲ以テ支弁スル義ニ付為念申添候	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03010905700、永存書類乙輯第2類第2冊 大正6年 (防衛省防衛研究所)
132	大正7	1918	2	13	大正7年度工事実施の件	第六師團經理部長八道彌七	陸軍大臣大島健一殿	肆第二八四号 大正七年度工事実施ノ件 第一四五号 第六師團經理部へ達案 (陸普) 大正七年度工事中轄重兵第六大隊医务室休養室同附屬家蟻害改築工事ハ左記ニ拠リ実施スヘシ 左記 医務室休養室平面ハ別紙平面ニ拠ルコト 医務室休養室木部ベンキ塗ヲ取止ムルコト 其ノ他ハ二月十三日六経第第七六号提出ノ設計要領図書ニ拠ルコト 陸普第二〇二七号 経建甲第二三三号 第六師團經理部へ達案 (陸普) 大正七年度工事中第六師團官舎新築工事ハ二月十三日六経第七六号提出ノ設計要領図書ニ拠リ実施スヘシ但シ平面及配置ハ別紙図案ニ拠リ屋	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011043900、永存書類乙輯第2類第3冊 大正7年 (防衛省防衛研究所)
133			9	9	野砲兵第6連隊仮厩新築工事の件	第六師團經理部長八道彌七	陸軍大臣大島健一殿	肆第一二五九号 野砲兵第六連隊仮厩新築工事ノ件 第三二七号 同ノ通 但シ馬繁@ハ厩外側九尺五寸@位置ニ取設ケルコト六係@第三九一号 軍備充実ニ伴フ假厩設備ノ件同 大正七年九月九日 陸軍大臣大島健一殿 軍備充実を願及同細則ノ実施ニ伴フ野砲兵第六連隊増加馬匹ニ對ス假厩一時設備度別紙工事要領書及経費仕訳書相添ニ相伺候也 追テ本件認可ノ上ハ費用ハ別途令遠相成度候也	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011061200、永存書類乙輯第2類第3冊 大正7年 (防衛省防衛研究所)
134	大正8	1919	2	28	大正8年度工事実施の件	第六師團經理部長八道彌七	陸軍大臣中義一殿	第一三五号 肆第三四八号 大正八年度工事実施ノ件 経建充第五五号 第六師團經理部へ達案 (陸普) 軍備充実ニ伴フ大正八年度工事中野砲兵第六連隊新築其他工事ハ左記ノ通スヘシ 陸普第九五八号 左記 厥馬房廊下通隔壁ニ軋具掛フ設ケルコト洗面洗濯所併行ハ二十間トナスコト 以上ノ外ハ二月二十八日六経建第七七号呈出ノ設計要領図書ニ拠ルハシ 六経建第七七号 大正八年度軍備充実予定工事設計要領図書其ハ提出ノ件上申 大正八年二月二十八日 第六師團經理部長八道彌七 陸軍大臣中義一殿 大正七年十二月経建充第九七号通牒	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011161500、永存書類乙輯第2類第4冊 大正8年 (防衛省防衛研究所)
135			3	8	工兵第6大隊廐模様替其他修繕工事の件	第六師團經理部長八道彌七	陸軍大臣中義一殿	大正七年度工事 第八〇号 肆第四二八号 工兵第六大隊廐模様替其他修繕工事ノ件 経建甲第一三七号 指令案 同ノ通 但シ大正七年度ニテ実施スヘシ 本費ハ大正三年臨時事件費支弁ス 六経建第一〇五号 工兵第六大隊廐模様替其他修繕工事ノ件同 大正八年三月八日 田中義一殿 工兵第六大隊廐二棟堅底下ニ式模様換其他修繕工事ノ件経建丙 fifth号通牒ニ基キ別冊工事設計要領図書及経費仕訳書及提出候間認可相成度相伺候也 追テ本件ハ八年度内余日無ニ付大正八年度工事トシテ認可相成度候也	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011156000、永存書類乙輯第2類第4冊 大正8年 (防衛省防衛研究所)
136			3	11	土地借入の件	第六師團經理部長八道彌七	陸軍大臣中義一殿	第五七号 肆第四四八号 土地借入ノ件 指令案 同ノ通 六経建第一〇六号 土地借入ノ件同 大正八年三月十一日 陸軍大臣田中義一殿 大正七年二月肆第二四三号ヲ以テ大正四年四月一日ヨリ同八年三月三十一日迄土地借入認可相成候鹿兒島県姶良郡吉松村及宮崎県西諸郡加久藤村、飯野村所在軍馬補充部高鍋支部牧場内介在民有地並熊本県抱託郡健軍村宇神水工兵第六大隊架橋演習場ヲ大正八年四月一日ヨリ同九年三月三十日迄前同様ノ条件ヲ以テ引続キ借入致度候間認可相成度相伺候也 追テ本文架橋演習場借上地所有者変更シ又借上及別前面ヨリ三畝	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011122800、永存書類乙輯第2類第1冊 大正8年 (防衛省防衛研究所)
137			3	21	大正8年度工事実施の件	第六師團經理部長八道彌七	陸軍大臣中義一殿	第一七〇号 肆第五一四号 第六師團經理部へ達案 (陸普) 大正八年度工事中沖綱連隊区司令部下士官舍井戸ノ他新設外廉工事ハ大正八年三月二十一日六経建第一四〇号呈出ノ設計要領図書ニ拠リ実施スヘシ 陸普第一二七六号 六経建第一四〇号 大正八年度予定工事設計要領図書提出ノ件上申 大正八年三月二十一日 第六師團經理部長八道彌七 陸軍大臣田中義一殿 大正八年度予定工事中經建丙第一一三号ニ係ル左記工事ニ付スル設計要領図書及提出候也 記 沖綱連隊区司令部下士官舍井戸其他新設歩兵第十三連隊揚水井戸新設工事 步兵第四十五	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011165000、永存書類乙輯第2類第4冊 大正8年 (防衛省防衛研究所)

近代の熊本市における軍用地移転と戦後の渡鹿緑地

138	大正9	1920	4	21	大正9年度工事実施の件	第六師団 経理部長 糸山静一 殿	陸軍大臣 田中義一 殿	肆第八六九号 第六師団經理部 大正九年度工事実施ノ件 第一九六号 経建充第一四八号 第六師団經理部へ達案(陸普) 軍備充実ニ伴フ大正九年度工事中野砲兵第六連隊 厩新築基地工事ハ四月二十一日「六経建第二一六号提出ノ設計要領図書ニ捺リ実施ス可」但シ厩軒高八手入場床叩土上端ヨリ十一尺五寸以上トナス可シ 陸普第二二五一号 経建第二一六号 大正九年度軍備充実予定工事設計要領図書ノ他提出ノ件上申 大正九年四月二十一日 陸軍大臣田中義一殿 大正九年三月二十二日経建充第九〇号通牒ニ係ル大正九年度軍備充実予定工事設計要領	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011315800、永存書類乙輯第2類第3冊 大正9年 (防衛省防衛研究所)
139			8	10	土地無料使用の件	第六師団 経理部長 糸山静一 殿	陸軍大臣 田中義一 殿	第一〇〇号 建第一四三六号 土地無料使用ノ件 経建甲第六三〇号 指令案 伺ノ通 当省所轄地左記ノ通無料使用方許可相成候条承知相成候度也 陸普第三七〇四号 左記 使用地 熊本県抱託郡島崎村所在段山作業場ノ内 使用者 九州通信局 使用目的 防腐液注入ノ為電柱材貯蔵場 使用期間 大正九年八月ヨリ同十二月迄 以上 異存ナキ意見 軍事課 第二一二一五号認可ハ段山作業場(総面積一五一一九坪)ハ工兵作業場(渡鹿練兵場ト接続ニ)ノ接続民有地約二万五千坪・・・交換方・・・認可セルモノナリ 段山作業場ハ元工兵作業場アリシモ治明二	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011286200、『永存書類乙輯第2類第2冊 大正9年』(防衛省防衛研究所)
140			9	4	大正9年度工事実施の件	第六師団 経理部長 糸山静一 殿	陸軍大臣 田中義一 殿	肆第一五九七号 大正九年度工事実施ノ件 第三七三号 経建充第三〇〇号 達案 陸普軍備充実ニ伴フ大正九年度予定工事中野砲兵第六連隊医務室休養室増築其他工事ハ大正九年三月六日六経建第四五三号呈出ノ設計要領図書ニ拠リ実施スベシ但シ下士集合所及酒保ノ増築別紙平面圖ニ拠ルベシ 陸普第四一九三号 六経建第四五三号 軍備充実工事設計要領図書呈出ノ件上申 大正九年四月四日 田中義一殿 本年八月経建充第二三五号大正九年度予定工事中左記工事設計要領図書別冊及呈出候也 記 野砲兵第六連隊医務室休養室増築其他工事	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011333500、永存書類乙輯第2類第3冊 大正9年 (防衛省防衛研究所)
141			9	6	大正9年度工事実施の件	第六師団 経理部長 糸山静一 殿	陸軍大臣 田中義一 殿	肆第一六〇三号 大正九年度工事実施ノ件 第三七五号 経建充第三〇二号 達案(陸普) 部隊改編ニ伴フ大正九年度予定工事中野砲兵第六連隊概算増築其他工事ハ大正九年六月六日六経建第一四五五号呈出ノ設計要領図書ニ拠リ実施スベシ 陸普第四一八四号 建第四五五号 大正九年度予定工事設計要領図書呈出ノ件上申 大正九年六月六日 田中義一殿 本年八月経建充第二三五号通牒ニ係ル首題工事中部隊改編ニ伴フ左記工事設計要領図書別冊及呈出候也 記 野砲兵第六連隊概算増築其他工事	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011333700、永存書類乙輯第2類第3冊 大正9年 (防衛省防衛研究所)
142	大正10	1921	3	5	大正10年度予定工事実施の件	第六師団 経理部長 糸山静一 殿	陸軍大臣 男爵田中 義一 殿	第二〇九号 建第五八八号 大正十年度予定工事実施ノ件 第六師団經理部へ達案(陸普) 部隊充備ニ伴フ大正十年度予定工事中騎兵第六連隊下士集会所及酒保ノ増築模様替ハ別紙平面圖ニ拠スベシ 但シ下士集会所及酒保ノ増築ハ別紙平面圖ニ拠ルコトシ調教手控室ノ暖炉設備ヲ取止ムヘシ 一七四九号 経建第一五〇号 工事設計要領書呈出ノ件上申 大正十年三月五日 陸軍大臣男爵田中義一殿 経建充第一五号国防充備ニ伴フ大正十年度左記予定工事設計要領書別冊及呈出候也 記 騎兵第六	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011487400、永存書類乙集第2類第3冊 大正10年 (防衛省防衛研究所)
143			3	26	大正10年度予定工事実施の件	第六師団 経理部長 糸山静一 殿	陸軍大臣 男爵田中 義一 殿	四七八八六号 大正十年度予定工事実施ノ件 経建@第二〇三号 第三〇〇号 第六師団 經理部へ達案(陸普) 部隊充備ニ伴フ野砲兵第六連隊将校集会所増築ノ他工事ハ左記ノ通実施スベシ 第二二八二号 左記 病馬厩装蹄場及蹄鉄工場ノ増築模様替ハ別紙平面圖ニ拠スルコト 経費ハ総額金六十六万四千八百八十円(内金四千円ヲ事費トス)ヲ目途トナスコト以上ノ外ハ大正十年三月二十六日六経建第二〇五号呈出ノ設計要領書ニ拠ルコト工事設計要領書呈出ノ件上申 陸軍大臣男爵田中義一殿 経建充第六五号国防充実ニ伴フ大正十年度左記予定工	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011496500、永存書類乙集第2類第3冊 大正10年 (防衛省防衛研究所)
144			3	26	歩兵第13連隊浴室蟻害改築外1廉工事の件	第六師団 経理部長 糸山静一 殿	陸軍大臣 男爵田中 義一 殿	肆第七八七号 歩兵第十三連隊浴室蟻害改築外一廉工事ノ件 経建甲第二五一号 第一九四号 第六師団經理部へ達案(陸普) 首題工事ハ大正十年四月四日経建第二二一號呈出ノ設計要領図書ニ拠リ実施スベシ 但シ歩兵第十三連隊浴室ハ各大隊毎ニ木造大和張間仕切 類ノテ区別スベシ 陸普第一、六二五号 六経建第二二〇八号 工事設計要領書呈出ノ件上申 大正十年三月二十六日 陸軍大臣男爵田中義一殿 経建丙七九二号 大正十年度予定工事中左記工事ニ係ル設計要領書別冊呈出候也 記一、歩兵第十三連隊浴室蟻害改築工事 一	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011485900、永存書類乙集第2類第3冊 大正10年 (防衛省防衛研究所)
145			4	4	歩兵第23連隊機関銃隊兵舎其他新築工事の件	第六師団 経理部長 糸山静一 殿	陸軍大臣 男爵田中 義一 殿	肆第八七一号 歩兵第二十三連隊機関銃隊兵舎其他新築工事ノ件 経建甲第二四四号 第一五九号 第六師団經理部へ達案(陸普) 首題工事ハ大正十年四月四日経建第二二一號呈出ノ設計要領図書ニ拠リ実施スベシ 但シ歩兵第十三連隊浴室ハ各兵舎平面ハ別紙平面圖ニ拠ルコトスカ 参照シ物置一ヶ所ヲ取止メ機関銃隊長室ヲ設ケハス 六経建第二二一号 大正十年度工事設計要領書呈出ノ件上申 大正十年四月四日 陸軍大臣男爵田中義一殿 経建充第六六号左記工事設計要領図書別冊及呈出候也 記一 步兵第二十三連隊機関銃隊兵舎其他新築工事	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011671900、永存書類乙集第2類第2冊 大正11年 (防衛省防衛研究所)
146			4	14	大正10年度予定工事実施の件	第六師団 経理部長 糸山静一 殿	陸軍大臣 男爵田中 義一 殿	主計、軍事 肄第九七九号 大正十年度予定工事実施ノ件 経建充第一八七号 第六師団 經理部へ達案(陸普) 部隊充備ニ伴フ熊本陸軍幼年学校講堂増築其他工事ハ左記ノ通実施スベシ @普第二〇六七号 左記 実驗室内ニ実驗台ノ他設備ヲナスクト 凡斯室内ニ凡斯發生装置ヲナスクト 経費ハ総額金一万二千六百三十円ヲ目途トナスコト以上ノ外ハ大正十年四月十四日六経建第二五〇号 大正十年度予定工事設計要領書呈出ノ件上申 大正十年四月十四日 第六師団經理部長糸山静一 陸軍	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011665400、永存書類乙集第2類第2冊 大正11年 (防衛省防衛研究所)
147			7	16	歩兵第13連隊屋水害復旧工事の件	第六師団 経理部長 糸山静一 殿	陸軍大臣 男爵山梨 半造殿	肆第一七二六号 歩兵第十三連隊屋水害復旧工事ノ件 第三一三号 指令案 伺ノ通 但シ経費ハ災害費第六師@内建物其他風水害復旧費ノ支弁トシ額総額千二百七十円(内監督費二十円ヲ含ム)ヲ目途トスベシ (親展板) 六経建第四八九号 歩兵第十三連隊屋水害復旧工事実施ノ件上申 陸軍大臣山梨半造殿 步兵第十三連隊屋水害ノ件付テハ六経建第四八一号報告ノ通リ候處右ハ至急復旧ノ必要有之候間工事実施方御認可相成度別紙要領図書相添ハ相伺候也 水害復旧	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011539400、永存書類乙集第2類第4冊 大正10年 (防衛省防衛研究所)
148			8	8	土地交換の件	第六師団 経理部長 糸山静一 殿	陸軍大臣 男爵山梨 半造殿	六経建第五三三号附屬地明細熊本大江町ノ園中ノ道路ハ既ニ管理換済ナルヤ然ル時ハ關係書類添付相成候 官房 建築課御中 园中ノ道路ハ管理換済ナリ本交換実施後ハ所要ナル道トラルヲ以テ本件決定後管理換手続スル見込ナリ建築課 第三八号 肄第一八九一号 土地交換ノ内務大臣へ照会案(陸普) 熊本市島崎町所在当所所管段山作業場同市大町町所在ノ民有地交換ノ件頼出有之候處当省ニテモ此際交換ヲ必要ト認メ候ニ付貴省異存無之候ハ別紙調書面ノ通第六師団經理部ト實地・受方取計相成度候也 右異存ナキ回答 陸普第五七	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011639700、『永存書類乙集第2類第1冊 大正11年』(防衛省防衛研究所)
149	大正11	1922	1	21	野砲兵第6連隊附属馬水槽増設の件	第六師団 経理部長 糸山静一 殿	陸軍大臣 男爵山梨 半造殿	肆第一六〇号 野砲兵第六連隊將校集会所増築ノ他工事設計ノ件 経建甲第一〇二号 指令案 伺ノ通 本費ハ營繕費新當額ニ増額ス 増額手續 2/4/3 @經建第五八号 野砲兵第六連隊厩附属馬水槽増設ノ件同 第六師団經理部長糸山静一 陸軍大臣山梨半造殿 首題馬水槽ノ長サハ軍備充実ニ伴フ建築工事構造要領ニ達セズ為メニ馬ノ水飼ヒ上支障@カラス至急増設ノ必要有之候間工事ノ実施認可相成度設計要領図書及工事費仕訳書相添ヘ及出候也	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011669100、永存書類乙集第2類第2冊 大正11年 (防衛省防衛研究所)
150			1	21	野砲兵第6連隊特校集会所増築其他工事設計変更及追加工事実施の件	第六師団 経理部長 糸山静一 殿	陸軍大臣 男爵山梨 半造殿	肆第一六一号 野砲兵第六連隊將校集会所増築ノ他工事設計変更及追加工事実施ノ件 第六師団經理部へ指令案 伺ノ通 六経建第五六号 工事設計変更及追加工事実施ノ件同 第六師団經理部長糸山静一 陸軍大臣山梨半造殿 大正十一年五月二十一日 陸普第二二八二号ニテ工事実施命令相成候野砲兵第六連隊將校集会所増築其他工事中設計ノ一部ヲ変更及追加工事実施致度候間認可相成度設計要領図書及工事費仕訳書相添ヘ及出候也 追テ経費ハ右工事費工場監督費其他ノ残額ヲ流用致度候ニ付申添候	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011669500、永存書類乙集第2類第2冊 大正11年 (防衛省防衛研究所)

151	2	2	熊本陸軍幼年学校17号包厨浴室災害復旧工事の件	第六師団 経理部長 糸山靜一	陸軍大臣 男爵山梨半造殿	肆第二八六号 熊本陸軍幼年学校一七号包厨浴室災害復旧工事ノ件 指令案 伺ノ通但シ 経費ハ@部令達予算當經費修繕費ヨリ支弁スヘシ 説明 本件ハ予算内ニテ復旧シ得ル ヲ以テ第二予備金支出ヲ請求セシ 科目設置ヲ要ス 六経建第八六号 災害復旧工事実施 ノ件伺 第六師団經理部長糸山靜一 陸軍大臣山梨半造殿 熊本陸軍幼年学校一七号包厨 浴室災害ノ件ニ就テハ六経建第三二号報告ノ通リ候處右ハ至急復旧ノ必要有之候間 工事実施方認可相成度別紙要領図書相添へ相伺候也	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011665700、永存書類乙集第2類第2冊 大正11年 (防衛省防衛研究所)
152	2	21	大正11年度工事実施の件	第六師団 経理部長 糸山靜一	陸軍大臣 男爵山梨半造殿	肆第四四〇号 大正十一年度工事実施ノ件 経建甲第二四五号 第五六号 兵備整理ノ結 果第十六号兵舎ハ改築ヲ見合スコトシ第十二号兵舎ノ改築ヲ行ハントスルモノナリ 第六師団經理部へ達案(陸普) 大正十一年度工事中歩兵第十三連隊兵舎改築工事ハ 大正十一年二月二十一日六経建第一四八号上申(中第十六号兵舎第十二号兵舎ニ変更 シ同号) 設計要領図書ニ拠リ実施スヘシ 陸普第四四二八号 六経建第一四八号 大正十 一年度予定工事設計要領書呈出ノ件上申 大正十一年二月二十一日 陸軍大臣山梨半造 殿 大正十年十二月三十一日経建丙第八九六号	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011686400、永存書類乙集第2類第3冊 大正11年 (防衛省防衛研究所)
153	5	23	野砲兵第6連隊兵器庫模様替工事外一廉実施の件	第六師団 経理部長 糸山靜一	陸軍大臣 男爵山梨半造殿	肆第二〇六五号 野砲兵第六連隊兵器庫模様替工事外一廉実施ノ件 第一四一号 経ニ第 六八七号 第六師団經理部へ達案 部隊充備ニ伴フ大正十一年度予定工事中首題ノ工事 ハ大正十一年九月十八日六経當第四二号呈出ノ設計要領図書ニ拠リ実施スベシ 陸普第 五五九〇号 大正十一年度予定工事ノ件上申 大正十一年九月十八日 陸軍大臣山梨半造 殿 八月十七日陸普第四六一三号通牒ニ依ル野砲兵第六連隊兵器庫模様替工事外一廉 別冊設計要領図書相添及上申候也	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011694900、永存書類乙集第2類第3冊 大正11年 (防衛省防衛研究所)
154	7	24	騎兵第6連隊洗面洗濯所新築其他工事実施の件	第六師団 経理部長 糸山靜一	陸軍大臣 男爵山梨半造殿	肆第一五九〇号 騎兵第六連隊洗面洗濯所新築其他工事実施ノ件 経建甲第四三六号 第 六四四号 第六師団經理部へ達案(陸普) 首題工事ハ大正十一年七月十四日六経建第四 六九号上申ノ設計要領図書ニ拠リ実施スベシ 陸普第四五八七号 六経建第四六九号 大 正十一年度予定工事ノ件上申 大正十一年四月二十四日 陸軍大臣山梨半造 殿 大正十年十二月三日経建丙第八九六号通牒ニ係ル首題工事中左記設計要領 図書別冊呈及出候也 左記一、騎兵第六連隊洗面洗濯所新築其他工事	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011687200、永存書類乙集第2類第3冊 大正11年 (防衛省防衛研究所)
155	8	8	土地交換の件	第六師団 経理部長 糸山靜一	陸軍大臣 山梨半造殿	六経建第五三三号附属土地明細図熊本大江町ノ図中ノ道路ハ既ニ管理換済ナルヤ然 ル時ハ關係書類添付相成候 官房 建築課御中 図中ノ道路ハ管理換済未済ナリ本交換 実施後ハ所要ナル道路トナルヲ以テ本件決定後管理換手続スル見込ナリ 建築課 第三八号 肆第一八九一号 土地交換ノ件 内務大臣へ照会案(陸普) 熊本市島崎町所在当所管 段山作業場ト市大江町所在ノ民有地交換ノ件顧出有之候處当省ニテモ此際交換ヲ 必要ト認メ候ニ付貴省異存無之候ハ別紙調査図面ノ通第六師団經理部ト實地・受 方取計相成度候也 右異存ナキ回答 陸普第五七	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011639700、『永存書類乙集第2類第1冊 大正11年』 (防衛省防衛研究所)
156	9	18	野砲兵第6連隊兵器庫模様替工事外一廉実施の件	第六師団 経理部長 糸山靜一	陸軍大臣 山梨半造殿	肆第二〇六五号 野砲兵第六連隊兵器庫模様替工事外一廉実施ノ件 第一四一号 経ニ第 六八七号 第六師団經理部へ達案 部隊充備ニ伴フ大正十一年度予定工事中首題ノ工事 ハ大正十一年九月十八日六経當第四二号呈出ノ設計要領図書ニ拠リ実施スベシ 陸普第 五五九〇号 大正十一年度予定工事ノ件上申 大正十一年九月十八日 陸軍大臣山梨半造 殿 八月十七日陸普第四六一三号通牒ニ依ル野砲兵第六連隊兵器庫模様替工事外一廉 別冊設計要領図書相添及上申候也	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011694900、永存書類乙集第2類第3冊 大正11年 (防衛省防衛研究所)
157	2	20	歩兵第23聯隊移転地の撰定並練兵場の整備の件	陸軍省建築課	—	未ダ決行スヘカラズ 決行後直チニ再廻相成度 建築部 五月二日 官房 訂正 決行スル コト付箋ノ改正案ニ依リ決行セラレ度 決行後直チニ再廻相成度 建築課 訂正 付箋ノ 改正案ニ依リ決行セラレ度 本文ヲ訂正相成度 官房 五月二日 訂正 決行スルコト付 箋ノ改正案ニ依リ決行セラレ度 粟飯原大尉 連絡シ 付箋ノ改正案ニ依リ決行セラレ度 貳第七八六号 歩兵第二十三連隊移転地ノ撰定並練兵場ノ整備ニ關スル件 経建甲第二 一七号 決裁案 首題ノ件左記ノ通決裁相成度 左記 一歩兵第二十三連隊兵營敷地ハ渡鹿 練兵場ノ一部約三〇〇〇〇坪ヲ以テ之ニ充当ス但シ練兵場ノ何レノ部分ヲ使用ス ヘキカ尚師團フシテ研究セシムルコト 二、兵營移転賃取予算 三二九、〇〇〇円ノ 内約・	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011785400、永存書類乙集第2類第1冊 大正2年 (防衛省防衛研究所)
158	3	6	歩兵第13聯隊兵舎改築工事実施の件	第六師団 経理部長 吉橋太一郎	陸軍大臣 山梨半造殿	第一九〇号 十二年度工事 廉第四八二号 步兵第十三連隊兵舎改築工事実施ノ件 第六 師団經理部へ達案(陸普) 首題ノ工事ハ大正十二年三月六日六経當第一五六号上申ノ 設計要領図書ニ拠リ実施スヘシ 但シ兵宝北妻窓(事務室、將校室及廊下妻窓ヲ除ク) 及階段下物置設置ハ之ヲ取止めハシ 陸普第一三八三号 兵室妻窓ノ内、南方ニ面スル @ハ之ヲ設置スルヲ可トス 二、歩兵課括弧内「廊下妻」トアル@「廊下妻窓」ニ@ア ラザルカ 六経當第一五六号 工事設計要領書ノ件上申 大正十二年三月六日 陸軍大臣 山梨半造殿 陸普第四八三号大正十二	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011816400、永存書類乙集第2類第2冊 大正2年 (防衛省防衛研究所)
159	3	—	第6章 韓国守備	歩兵第23連隊	—	第六章 韓国守備 一、聯隊派遣 明治四十一年五月六日七日の両日我が熊本招魂祭団は 例年の如くに渡練兵場内に祭壇を設け招魂祭を施行した。式中飛電あり曰く『我聯 隊は暴徒鎮圧の為め韓国に派遣さる』と。乃ち特卒勇躍して、聯隊に帰り、夜間に拘 らず橋本聯隊長は直ちに出発の準備を命じた。當時韓国は、政治の紊乱其極に達し、 司法行政共に行はれず、草賊野盜の類、横行して良民塗炭に苦しめるも鎮定する能はず。 加之明治四十年韓國軍隊の解散せらるゝや、不満野心を抱殺せる徒、隨所に手兵を 捉げて暴行を行ひ、韓國全土騒擾を極め、我が国民の被害も甚大であつたので、 韓国駐劄軍官は暴徒の鎮圧掃討に全力を傾注せし結果、穏に帰したが・	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C14111092900、歩兵第23連隊 大正2年3月 (防衛省防衛研究所)
160	5	16	歩兵第23聯隊移転地の撰定並練兵場の整備の件	陸軍省建築課	陸軍省	未ダ決行スヘカラズ 決行後直チニ再廻相成度 建築部 五月二日 官房 訂正 決行スル コト付箋ノ改正案ニ依リ決行セラレ度 決行後直チニ再廻相成度 建築課 訂正 付箋ノ 改正案ニ依リ決行セラレ度 本文ヲ訂正相成度 官房 五月二日 訂正 決行スルコト付 箋ノ改正案ニ依リ決行セラレ度 粟飯原大尉 連絡シ 付箋ノ改正案ニ依リ決行セラレ度 貳第七八六号 步兵第二十三連隊移転地ノ撰定並練兵場ノ整備ニ關スル件 絏建甲第二 一七号 決裁案 首題ノ件左記ノ通決裁相成度 左記 一歩兵第二十三連隊兵營敷地ハ 渡鹿練兵場ノ一部約三〇〇〇〇坪ヲ以テ之ニ充当ス但シ練兵場ノ何レノ部分ヲ使用ス ヘキカ尚師團フシテ研究セシムルコト 二、兵營移転賃取予算 三二九、〇〇〇円ノ 内約・	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011785400、『永存書類乙集第2類第1冊 大正2年』 (防衛省防衛研究所)
161	6	30	歩兵第23聯隊移転地に關し建造物解除工事実施の件	第六師団 経理部長 吉橋太一郎	陸軍大臣 山梨半造殿	第一二九二号 歩兵及二十三連隊移転ニ關シ建造物解除工事実施ノ件 第六師団經理部 へ達案(電報) (留守係由) 亦二三イテンケンゾウヅカイジョイ (リシハ五四九シエ テシフミスチリ) 歩兵第二十三連隊移転建造物解除ハ留營五四九上申ノ通り実施スヘ シ 陸二三三・五=五四九号 歩兵第二十三連隊移転ニ關シ建造物解除工事実施ノ件上申 陸軍大臣山梨半造殿 步兵第二十三連隊移転工事ニ係ル設計要領図書ノ下調製中ニ有 候處提出迄ニハ今後相当ノ日数ヲ要スル見込ニシテ実施命令受領後解除工事ニ着手ス ルトキハ満洲駐劄連隊駆還迄@竣功遷延ノ@	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011826400、永存書類乙集第2類第2冊 大正2年 (防衛省防衛研究所)
162	7	31	土地用途変更の件	第六師団 経理部長 吉橋太一郎	陸軍大臣 山梨半造殿	第三一号 肆第一四三四号 土地用途変更ノ件 別紙大藏大臣回答ニ對シ軍務局意見ニ基 キ土地買収ノ件付ナスヘキ旨師團ニ進達ニ付=決行相成度 照会案 陸普 熊本歩兵 第二十三連隊ハ市内枢要地区ニ介在シアルヲ以テ大正十二、十三兩年度ニ於テ之ヲ市 外適當ノ地区ニ移転スルコト、シ予算成立致候處候右敷地ハ師團司令部其他各部隊ト ノ連繫練兵場トノ關係市當水道ノ利用並當外居住者住居ノ便等ヲ顧慮セハ渡鹿練兵場 ノ内別紙図面ノ地域ヲ充當スル最モ有利ト被認候条敷地用途変更致度及協議候也 陸 普第三四五〇号 成ニセル予算大正十二年度	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011927000、永存書類乙集第2類第2冊 大正3年 (防衛省防衛研究所)
163	8	28	歩兵第23聯隊移転改増築工事実施の件	第六師団 経理部長 吉橋太一郎	陸軍大臣 山梨半造殿	第一、六〇四号 歩兵第二十三連隊移転改増築工事実施ノ件 第六師団經理部へ達案(陸普) 首題工事ハ左記ニ拠リ実施スヘシ @務室休養室及同附@家第一号兵舎北側三(衛兵所及營倉 東側) 南面セシメ体操器械@下士集会所及酒保北側ニ配置スルコト 狹窄射撃場為シ得ハ管内ニ 設クルコト 兵舎予備室(一部) 内十室ヲ當番室(床「コンクリート」叩キ壁・腰廻リ「モルタル」 塗)トナスコト 中隊殿及洗面洗濯所、將校集会所附屬家鏡工場平面ハ別紙図面ニ拠ルコト 営 倉床ハ被服庫階下床ハ「アスフルト」叩キ@斯コト 下土集会所ニ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011832300、永存書類乙集第2類第2冊 大正2年 (防衛省防衛研究所)

近代の熊本市における軍用地移転と戦後の渡鹿緑地

164	大正 13	1924	3	21	歩兵第 23 联隊跡地引継の件	第六師団 総理部長 早瀬川潔	陆軍省副官 中村孝郎殿	第八五号 肄第一五三二号 歩兵第二十三連隊跡地引継ノ件 大蔵大臣へ通牒案(陸普) 熊本市所在歩兵第二十三連隊敷地ハ今回用途ヲ廢止候ニ付別紙調書ノ通貴省へ可引継候条第六師団経理部ヨリ受領セシメラレ度候也 第六師団経理部へ達案(留守部経由) (陸普) 其ノ部管轄歩兵第二十三連隊跡地二万七千七百五十二坪ハ今回用途ヲ廢止/上大蔵省へ引継候条地上物件共熊本税務監督局へ引渡スヘシ 陸普第三六八五号 説明 本土地ノ払下見込価格百六十五万円ヲ財源トシ大正十二、十三両年度継続事業トシテ当連隊ノ移転費予算ヲ編成シ同下渡鹿@兵場敷	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011933100、永存書類乙集第2類第2冊 大正 13 年 (防衛省防衛研究所)
165			3	28	歩兵第 23 联隊跡地工事実施の件	第六師団 総理部長 早瀬川潔	陸軍大臣 宇垣一成殿	第一六三号 肄第四四六号 歩兵第二十三連隊上水道工事実施ノ件 第六師団経理部へ (二) 達案 陸普 首題工事ハ大正十三年三月四日六経留當第一二〇号上申ノ設計要領図書ニ拠り実施スヘシ 陸普第一八七四号 六経留當第一二〇号 歩兵第二十三連隊上水道工事実施ノ件上申 大正十三年三月四日 陸軍大臣宇垣一成殿 步兵第二十三連隊移設改築工事ニ付首題ノ工事別冊設計要領図書ニ拠り実施度及上申候也 追而本工事ニ関シテハ所管長官及使用部隊同意ニ付申添候 = 軍事課 当課決行@回覧相成度 大正 13 年 3 月 28 日 異存ニ= 軍事課	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011954400、永存書類乙集第2類第3冊 大正 13 年 (防衛省防衛研究所)
166			4	10	歩兵第 13 联隊下士集会所及酒保修繕の件	第六師団 総理部長 早瀬川潔	陸軍大臣 宇垣一成殿	肆第六二六号 歩兵第十二連隊下士集会所及酒保修繕ノ件 第二〇七号 第六師団経理部へ (二) 達案 (陸普) 首題工事ハ大正十三年四月十日六経留當第一六七号上申ノ設計要領図書ニ拠り実施スヘシ 陸普第三八八二号 六経留當第一六七号 工事設計要領書ノ件上申 大正十三年四月十日 第六師団経理部長早瀬川潔 陸軍大臣宇垣一成殿 大正十二年 陸普第五四六二号大正十三年度予定工事通牒ニ係ル歩兵第十三連隊下士集会所及酒保修繕工事設計要領書及図面別冊及提出候也 追而所管長官及使用部隊長ニ付申添候	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011958800、永存書類乙集第2類第3冊 大正 13 年 (防衛省防衛研究所)
167			8	11	工兵第 6 大隊将校集会所改築の件	第六師団 総理部長 早瀬川潔	陸軍大臣 宇垣一成殿	肆第一三〇号 工兵第六大隊将校集会所改築ノ件 第一九六号 第六師団経理部へ (二) 達案 (陸普) 首題工事ハ大正十三年八月十一日留當第三四三号上申ノ設計要領図書ニ拠り実施スヘシ 陸普第三三三二四号 六経留當第三四三号 工兵第六大隊将校集会所改築工事実施ノ件上申 大正十三年八月十一日 第六師団経理部長早瀬川潔 陸軍大臣宇垣一成殿 陸普第一六八三号及陸普第二四一六号通牒ニ係ル首題ノ工事別冊設計要領図書ニ拠り実施度及上申候也 追而本工事ニ関シテハ所管長官及使用部隊長同意ニ付申添候	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011957800、永存書類乙集第2類第3冊 大正 13 年 (防衛省防衛研究所)
168			9	20	歩兵第二十三連隊跡地引継の件	第六師団 総理部長 早瀬川潔	陸軍省副官 中村孝太郎殿	第八五号 肄第一五三二号 歩兵第二十三連隊跡地引継ノ件 大蔵大臣へ通牒案(陸普) 熊本市所在歩兵第二十三連隊敷地ハ今回用途ヲ廢止候ニ付別紙調書ノ通貴省へ可引継候条第六師団経理部ヨリ受領セシメラレ度候也 第六師団経理部へ達案(留守部経由) (陸普) 其ノ部管轄歩兵第二十三連隊跡地二万七千七百五十二坪ハ今回用途ヲ廢止/上大蔵省へ引継候条地上物件共熊本税務監督局へ引渡スヘシ 陸普第三六八五号 説明 本土地ノ払下見込価格百六十五万円ヲ財源トシ大正十二、十三両年度継続事業トシテ当連隊ノ移転費予算ヲ編成シ同下渡鹿練兵場敷地・	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011933100、永存書類乙集第2類第2冊 大正 13 年 (防衛省防衛研究所)
169	大正 14	1925	4	10	工兵第 6 大隊架橋演習場敷地買収の件	第六師団 総理部長 早瀬川潔	陸軍大臣 宇垣一成殿	第三四四号 肄第二一八一号 工兵第六大隊架橋演習場敷地買収ノ件 第六師団経理部へ (二) 達案 (陸普) 部隊充備ニ付ワ首題敷地ハ別紙図書ニ拠リ買収スヘシ 陸普第四七二六号 説明 工兵二年在當制採用ノ結果ハ甚シク教育期間短縮シ總テノ演練ハ同時教育ヲ必要トスルニ至リシテ転地架橋演習ニ於テ在來八代転地架橋場ハ河岸状況、流速等ノ關係ハ更ナニ区域ヲ拡張シ得ルノ要素ヲ欠缺為好適場所ヲ他ニ需メタル必要ヲ認メ大正九年成立部隊充備費ニ於テ之カ所要予算ヲ要求シ大正十二年割予算ニ於テ移転ヲ実行スル計画ノ处當時予算ノ繰延ニ遭遇シ止ム	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03012052400、永存書類乙集第2類第1冊 大正 14 年 (防衛省防衛研究所)
170			7	11	土地買収済の件	第六師団 総理部長 横田章	陸軍大臣 宇垣一成殿	第一四一号 報第三四四二号 土地買収ノ件 経建甲第一七七号 大蔵大臣へ通牒案(陸普) 第六師団帯山練兵場敷地トシテ左記ノ土地買取候條及通牒候也 左記 熊本県飽託邦健軍村大字健軍字北古庭窪千八百二十九番 煙 煙 反四反四十四步(大正十四年五月八日買入) 南字古庭付千八百六十四番 煙 反四反二步(大正十四年四月十七日買入) = 第二九三一号 六経留當第五八号 土地買収ノ件報告 大正十四年七月十一日 第六師団経理部長横田章 陸軍大臣宇垣一成殿 本年四月二十日六経留當第一六八号ヲ以テ報告致直候帯山練兵場買取未済ノ併経費	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03012063100、永存書類乙集第2類第1冊 大正 14 年 (防衛省防衛研究所)
171			—	—	歩兵第二十三連隊軍備整理計画	陸軍省	—	目次 第一章 総則 第二章 人員 第三章 馬匹 第四章 兵器 第五章 被服 第六章 植物 第七章 器具材料 第八章 衛生材料獸医材料 第九章 図書 第十章 土地建造物 第十一章 輸送及陣営移転 第十二章 委任經理積立金経費及委託調査 第十三章 雜件 步兵第二十三連隊軍備整理計画 第一章總則 第一条 本計画ハ大正十四年軍備整理要領(以下單ニ要領ト略称ス) 同細則(以下單ニ細則ト略称ス) 第六師団特別規定(以下單ニ規定ト略称ス) 及參謀長會議等ニ於ケルロ黄又ハ筆記書類(以下單ニ會議ト略称ス) ニヨリ連隊ノ軍備整理編成並転管等一切ノ諸件ヲ規定スルモノトス 第二条 熊本ニ於ケル連隊ノ整理引継及転管準備ノ完結ハ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C08051873600、大正 11 年乃至同 15 年 陸軍省 軍備整理關係(本關係書類は大日記中にも若干あり) 共 4 の内其 3 (防衛省防衛研究所)
172	大正 15	1926	3	3	工兵第 6 大隊本部及兵舎移改工事実施の件	第六師団 総理部長 横田章	陸軍大臣 宇垣一成殿	肆第三三九号 工兵第六大隊本部及兵舎移改工事実施ノ件 経建工第二〇三号 第一四六号 第六師団経理部長へ達案 陸普 首題工事ハ三月三日附經常第七八号上申ノ工事設計要領図書ニ拠り実施スヘシ 陸普第三七九号 六経留當第七八号 工兵第六大隊本部及兵舎移改工事ノ件上申 大正十五年三月三日 陸軍大臣宇垣一成殿 客年十二月陸普第四九八五号通牒ニ係ル工事ハ別冊設計要領図書並經費仕訟書ニ依り実施度及上申候也 追而本設計ニ關シテハ所管長官及使用部隊長ニ於テモ同意ニ付申添候 軍事肆第一〇四号	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03012204000、永存書類乙集第2類第2冊 大正 15 年 (防衛省防衛研究所)
173	昭和 2	1927	10	1	工兵第 6 大隊作業場材科庫移築工事実施の件	第六師団 総理部長 平田為次	陸軍大臣 白川義則殿	主計、 、 四第一三二〇号 第六師団経理部 工兵第六大隊作業場材科庫移改工事実施ノ件 昭和 2 年 1 月 3 日 昭和 2 年 1 月 1 日 第六師団経理部長へ指揮案 首題工事ハ 1 月 1 日附六経留當第三八六号提出ノ図書ニ拠リ実施スヘシ 陸普第四八〇四号 1 月 3 日 1 号第一三二〇号 1 月 3 日 六経留當第三八六号 昭和 2 年度予定工事実施ノ件上申 昭和 2 年 1 月 1 日 第六師団経理部長 平田為次 陸軍大臣 白川義則殿 昭和 2 年 7 月 1 8 日 陸普第三一六五号通牒ニ係ル左記工事別紙設計要領図書ニ依り実施セシメラレ度 追而本工事ニ關シテハ所管長官及使用部隊長ノ意見ヲ徵シ本設計ヲ決定セリ 左記 一、 工兵第六大隊作業場材科庫移改工事	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01001886300、永存書類乙集第2類第2冊 昭和 2 年 (防衛省防衛研究所)
174			10	31	歩兵第 13 連隊廻移増築工事実施の件	第六師団 総理部長 平田為次	陸軍大臣 白川義則殿	主計、 、 四第一四五四号 第六師団経理部 步兵第十三連隊廻移増築工事実施ノ件 昭和 2 年 1 月 1 日 昭和 2 年 1 月 2 月 17 日 第六師団経理部長へ指揮案 1 月 2 月 9 日附六経留當第四二一号個ノ趣左ノ通心得ヘシ 記 陸普第五二九二号 1 月 2 月 9 日 一、 増設馬房數ハ四馬房トナシ補床、 手荒入馬水槽其他ノ増設設備ハ増設四馬房ニ準スルモノトナスコト、 二、 経費ハ金千四百四十円(工場監督費金四十円ヲ含ム) フ目途トシ本年度軍備改編費ニ別途増額ス 三、 其他ハ六経留當第四二一号提出ノ図書ニ拠ルコト以上 四第一四五四号 1 月 1 日 六経留當第四二一号 步兵第十三連隊廻移増築工事実施ノ件同昭和 2 年 1 月 2 月 9 日 第六師団経理部長	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01001887500、永存書類乙集第2類第2冊 昭和 2 年 (防衛省防衛研究所)
175	昭和 3	1928	2	9	昭和 3 年度 予定工事の件	第六師団 ほか師団 総理部長 副官	副官	主計、 、 二第二〇八号 昭和 3 年度予定工事ノ件 2 月 10 日 昭和 3 年 2 月 9 日 昭和 3 年 2 月 21 日 近衛、 第一、 第二、 第五、 乃至第十二、 第十四(留守) 第十六、 第十九、 第二十、 師団経理部長へ達案 左記工事ハ別紙仕訟書及図書ニ拠リ実施スヘシ 但シ経費ハ軍備改編費建築費ノ支弁トシ別途令達ス # # 左記近衛工兵大隊機械講堂新築工事(近経) 工兵第一大隊機械講堂新築工事(第一経) 工兵第二大隊機械講堂新築工事(第二経) 工兵第五大隊機械講堂新築工事(第五経) 工兵第六大隊機械講堂新築工事(第六経) 工兵第七大隊機械講堂新築工事(第七経) 工兵八大隊機械講堂新築工事(第八経)	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01006125200、永存書類乙集第2類第2冊 昭和 3 年 (防衛省防衛研究所)

176		4	19	熊本各部隊水道新設工事実施の件	第六師団經理部長平田為次	陸軍大臣白川義則殿	四第四二七号 第六師団經理部 熊本各部隊水道新設工事実施ノ件 昭和3年4月23日 昭和3年7月30日 第六師団經理部長へ達案留守経由(陸普) 首題工事ハ4月19日附六経營第四一九号提出ノ図書ニ拵り実施スヘシ 陸普第三〇四〇号 昭和3年6月2日 四第四二七号 六経營第一四九号 熊本各部隊水道新設工事ノ件上申 昭和3年4月19日 第六師団經理部長 平田 次 陸軍大臣 白川義則殿 客年12月陸普第五五六五号ニ依ル首題ノ工事別紙設計を領書及工事費仕証書ニ依リ実施セシメラレ度上申ス 追テ所管長官及使用部	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C01006137900、永存書類乙集第2類第2冊 昭和3年 (防衛省防衛研究所)	
177		4	27	工兵第6大隊兵舎移改築工事実施の件	第六師団經理部長	第十二師団經理部長	四第四四四号 第六師団經理部 工兵第六大隊兵舎移改築工事実施ノ件 昭和3年4月27日 昭和3年7月30日 第六師団經理部長へ達案留守部経由(陸普) 首題工事ハ4月22日附六経營第一五四号提出図書ニ拵り実施スヘシ 三四七七号 昭和3年7月2日 1元歩兵第十四連隊建物管理課ニ閣スル第十二師団經理部長へ達案 工兵第六大隊兵舎移改築工事用トシ左記建物ヲ第六師団經理部長へ引渡スヘシ 左記 昭和3年7月21日 七号機関銃隊兵舎木造ニ層家建坪六〇八、〇七平方米一棟 元歩兵第十四連隊建物受領ニ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C01006138000、永存書類乙集第2類第2冊 昭和3年 (防衛省防衛研究所)	
178	昭和4	1929	5	31	工兵第6大隊兵舎移改築工事実施の件	第六師団經理部長平田為次	陸軍大臣白川義則殿	肆第六七〇號 第六師團經理部 工兵第六大隊兵舎移改築工事実施ノ件 經建工第一五四號 昭和四編六月十六日 第六師團經理部長へ達案(陸普) 首題工事ハ五月三十日附六経營第二六五號提出ノ図書ニ拵り実施スヘシ 陸普第二九五〇號 昭和四年六月十九日 陸軍省受領 肆第六七〇號 六経營第二六五號 工兵第六大隊兵舎移改築工事ノ件上申 昭和四年五月三十一日 客年十二月陸普第五八八九號ニ依ル首題ノ工事別冊設計を領書及工事費仕証書ニ依リ実施致度上申ス 追テ所管長官及使用部隊長ニ於テモ異存無之付添フ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C01006243700、永存書類乙集第2類第2冊 昭和4年 (防衛省防衛研究所)
179	昭和5	1930	4	9	騎兵第6聯隊建物蟻害改築工事実施の件	第六師団經理部長古野好武	陸軍大臣宇垣一成殿	主計 動兵監査肆第四八八號 騎兵第六聯隊建物蟻害改築工事実施ノ件 經建工第一號 昭和五年四月十八日 昭和五年月日 八月日 九月十七日 第六師團經理部長へ達案(陸普) 首題工事ハ四月九日附六経營第一二五號提出ノ図書ニ拵り実施スヘシ 但シ経費ハ金万七千円(工場監督費其他金毫千円含ム)ヲ目途トスヘシ 親親展第三四三一號 昭和五年八月四日 陸軍省受領 肆第四八八號 四月十八日 六経營第二一二五號 騎兵第六聯隊建物蟻害改築工事ノ件上申 第六師團經理部長 古野好武 本年一月二十三日陸第二三八号通牒ノ首題工事ハ別冊設計を領書及工事費仕証書ニ依リ実施致度上申ス 追テ所管長官及使用部隊長ニ於テモ異存無之付添フ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C01006350400、永存書類乙集第2類第2冊 昭和5年 (防衛省防衛研究所)
180	昭和6	1931	4	—	第7章連隊雜組	歩兵第48連隊史	—	第七章 連隊雜組 一、特別大演習 第一回 明治三十五年度 わが聯隊が明治天皇御統監の特別大演習に参加したのは、この年をもつて嚆矢とする。十一月十日から四日間、熊本地方において施行せられ、參加師団および軍司令官は左の通りであった。尚ほ当時は、二個師団をもつて、施行せられた。南軍 第六師団 司令官 中尉 大久保春野 北軍 第十二師団 司令官 中将 井上光 演習終了後、西牟田村南端に両軍將校一同を召され、大山參謀總長講評の後、優詔を賜ひ、十四日熊本渡鹿練兵場において大観兵式を挙行せられ、午後城内桜馬場において將校同相当官に賀宴、下士以下には酒肴料を下賜せられた。第二回 明治四十四年度 十一月十一日から四日間	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C14111112800、歩兵第48連隊史 昭和6年4月 (防衛省防衛研究所)
181	昭和9	1934	—	—	元歩兵第23連隊敷地の一部と熊本市有地との交換に関する件	大蔵省財務総合政策研究所財政史室	—	議案第九号 昭和九年月日決議 元歩兵第二十三連隊敷地ノ一部ト熊本市有地トノ交換ニ閣スル件 物件ノ所在、種目、数量及格価(イ)交換渡地(国有地)(表) 所在種目 数量 単価 価格備考 熊本市花畠町宅地 七五六、六〇円 平均七八〇、九一円 一九、七〇六円 五九、七〇六円 〇〇 (2) 交換受地(熊本市所有地) 所在種目 数量 単価 価格備考 全練兵町宅地 二二七、七〇坪 五七、三六円 一三、〇六二円 〇〇 元山崎跡地 全手取本町 〃 八六六、九三 四一、二三 三五、七五一三二 元手取跡地 計 一、〇九四、六三 四八、八一三 三二 二、交換差金 本件交換差金一〇、八九二円	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.A09050465700、昭和財政史資料第6号第26冊(国立公文書館)
182		9	21	歩兵第13聯隊兵器庫新築其他工事実施の件	第六師団經理部長近藤昌雄	陸軍大臣林銃十郎殿	器 四第一六三七号 第六師團經理部 步兵第十三連隊兵器庫新築其他工事実施ノ件 昭和9年9月25日 昭和9年10月16日 第六師團經理部長へ達案(陸普) 首題工事ハ左記ニ拵り実施スヘシ 左記 一、歩兵第四十五連隊ノ砲廠ハ連大隊本部西北側ニ新築ス 二、其他ハ9月21日附六経營第二二九号提出ノ図書ニ拵ルモノトス 陸普第六〇四八号 昭和9年10月9日 第一六三七号 六経營第二二九号 步兵第十三連隊兵器庫新築其他工事ノ件上申 昭和9年9月21日 第六師團經理部長 近藤昌 隆陸軍大臣 林銃十郎殿 8月3日	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C01006564900、永存書類乙集第2類第2冊第1冊 昭和9年 (防衛省防衛研究所)	
183	昭和10	1935	5	23	春日射撃場移転工事の件	副官	第六師團經理部長	六五 土地 陸軍省 受領 貳第一〇五四号 春日小銃射撃場移転工事ノ件 經建甲第一五七号 副官ヨリ第六師團經理部長へ通牒案(陸普) 首題ノ件ハ本年度豫定工事トシテ別紙ノ通り決定セラレタルニ付通牒ス 陸普第二九四五号 昭和十年五月廿四日「親展板」トス	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C01006615700、永存書類乙集第2類第2類第1冊 昭和10年 (防衛省防衛研究所)
184		6	—	第9章平時の歴史	歩兵第23連隊	—	第九章 平時の歴史 一、特別大演習 明治三十年十一月六日-十九日富筑地方に於ける特別大演習に参加し十九日終了した。此演習に於て左の勅語を賜る 第五、第六師團業抗演習ノ経過ハ日々終タル監軍ノ上奏ニヨリ之ヲ知ル爾後将校以下諸官内ノ大勢ヲ鑑ミ益々奮励努力シ皇室國家ノ千城タランコト期セヨ 明治三十五年十一月十一日-十三日熊本地方に於ける特別大演習に参加し松橋・宇土・熊本附近に輶軒し同月十三日修了同十四日渡鹿練兵場に於て親兵式挙行せられ左の勅語を賜る。朕親シ演習ヲ統監シ其成績能ク皇室、國家ノ千城タルヲ表明セシヨ嘉ス抑々今世ノ軍事ハ駿々日々ニ新ナリ汝等尙ホ勉励シテ益々進歩ヲ圖レ明治四十四年十一月十一日 ※都城への転轄日付あり	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C14110834000、歩兵第23連隊史 明治17. 7. 1~昭和10. 6. 10 (防衛省防衛研究所)	
185		7	10	野砲兵第6連隊兵舎増築其他工事実施の件	第六師團經理部長近藤昌雄	陸軍大臣林銃十郎殿	第一四五号 肆第一二四三号 第六師團經理部 野砲兵第六聯隊兵舎増築其他工事実施ノ件 經建工第一四二号 昭和十年八月二十六日 八月廿七日 第六師團經理部長へ達案 陸普 首題工事ハ左記ニ據り実施スヘシ 左記 陸普第四七七号 昭和十年八月廿七日 一、九号兵舎増築ハ桁行三、六米トシ、兵舎内物置ヲ兵室及下土室ニ模様替スルコト二、一五号洗水洗槽所ニ三三平方米、二号ニ連隊庫ニ五〇平方米ノ物置ヲ增築スルコト三、其他ハ七月十日附六経營第二二九号提出ノ図書ニ據り実施スヘシ 以上 六経營第二二二号 步兵第十三連隊兵舎増築其他工事外三廉工事ノ件上申 昭和11年6月27日 第六師團經理部長 藤原明夫 隆陸軍大臣伯爵寺内壽一殿 4月21日陸普第二三一号及5月27日陸普第三一六三号通牒ニ據ル首題工事ハ別冊設計を領及工事費仕証書ニ拵り実施度上申ス 追テ所管長官使用部隊長ニ於テモ異存無キ付申添フ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C01006638400、永存書類乙集第2類 第1冊 昭和10年 (防衛省防衛研究所)	
186	昭和11	1936	6	27	歩兵第13連隊兵舎増築其他工事外三廉工事実施の件	第六師團經理部長藤原明夫	陸軍大臣伯爵寺内壽一殿	主計、銃砲、馬政、兵務、軍事 四第一二三四号 第六師團經理部 步兵第十三連隊兵舎増築其他工事外三廉工事実施ノ件 昭和11年6月30日 昭和11年8月22日 第六師團經理部長へ達案(陸普) 首題工事ハ別紙ニ拵り実施スヘシ 陸普第四八〇号 昭和11年8月10日「親展板」別紙控ハ建築課ニ保管ス 四第一二三四号 六経營第二一二二号 步兵第十三連隊兵舎増築其他工事外三廉工事ノ件上申 昭和11年6月27日 第六師團經理部長 藤原明夫 隆陸軍大臣伯爵寺内壽一殿 4月21日陸普第二三一号及5月27日陸普第三一六三号通牒ニ據ル首題工事ハ別冊設計を領及工事費仕証書ニ拵り実施度上申ス 追テ所管長官 使用部隊長ニ於テモ異存無キ付申添フ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C01002126900、永存書類乙集第2類 第1冊 昭和11年 (防衛省防衛研究所)
187		7	1	土地用途変更の件	第六師團經理部長藤原明夫	陸軍大臣伯爵寺内壽一殿	土地、四第一、二五二号 第六師團經理部 土地用途変更ノ件 昭和11年7月4日 昭和11年9月30日 大臣ヨリ大蔵大臣へ協議案(陸普) 隆本市大江町所在歩兵第十三連隊ニ於テ兵備改善工事実施ニ當リ敷地狹ニセ積無キヲ以テ隣接渡鹿練兵場及作業場敷地ノ一部ヲ別紙調書ノ用途変更致度關係図書添付協議ス 右異存無キ回答アリタル上 陸普第四七六五号 昭和11年8月5日 大臣ヨリ第六師團經理部長へ指令書ニ依ル 4月1日附六経營第二一九号同ノ通實施スヘシ 陸普第五五二九号 昭和11年9月9日 四第一二五二号 六経營第二一九号 土地用途変更ノ件何 昭和11年7月1日 第六師團經理部長 藤原明夫 隆陸軍大臣伯爵寺内壽一殿 ※	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C01002107400、永存書類乙集第2類 第1冊 昭和11年 (防衛省防衛研究所)	

## 近代の熊本市における軍用地移転と戦後の渡鹿緑地

188	昭和12	1937	7	16	熊本飛行場設置に関する件	通信次官	陸軍次官殿	土地 壱第三三一七号 通信省 熊本飛行場設置ニ関スル件 二七九号 陸軍次官ヨリ通信次官へ回答案 昭和十二年七月十六日附空技第九五一号ヲ以テ照會ニ係ル首題ノ件目下ノ計畫ニハ支障無之付及回答 也 陸普第四三六六号 昭和拾八年七月廿四日 陸軍省受領 壱第三三一七号 空技第九五一号 昭和十二年七月十六日 熊本飛行場設置ニ關スル件 九州循環線寄航地トシテ熊本市郊外黒石原ニ公用飛行場ヲ設置致度候處右ハ貴方御計畫ニハ支障ナキモノト被存候モ一應得貴意候也	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01002190400、永存書類乙集第2類 第1冊 昭和12年 (防衛省防衛研究所)
189	昭和13	1938	12	3	熊本陸軍病院健軍分院臨時構築物工事実施の件	留守第六師團經理部長木崎求雄	陸軍大臣板垣征四郎殿	肆第二七三三號 留守第六師團經理課 熊本陸軍病院健軍分院臨時構築物工事實施ノ件 留守第六師團經理部長へ指令案 陸支普 十二月三日附留六經營第三三九號申請ノ通認可ス 但所要經費ハ六萬參千圓ヲ目途トシ臨時軍事費築造費支辨トス 親展拔 陸支普第四九七七號 昭和十三年十二月廿五日 陸軍省受領 肄第二七三三號 留六經營第三三九號 熊本陸軍病院健軍分院臨時構築物工事申請案 昭和拾八年十二月廿一日左記理由ニ依リ別題工事ヲ別冊設計概要書並ニ工事費仕証書ノ通り実施致度ニ付至急認可相成 追テ管長官及使用部隊長ニ於テモ速急実施方熱望シアルニ付申添フ 左記 當師團陸軍病院ハ常設並特設兩師團及其他ノ戰傷病還送患者ノ收容ヲ担任シアリ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01007153600、永存書類乙集第2類 第1冊 昭和14年「土地建物」 (防衛省防衛研究所)
190	昭和14	1939	3	17	熊本陸軍幼年学校仮収容に伴う臨時工事の件	副官	留守第六師團經理部長	陸軍省受領 肆第三三二号 熊本陸軍幼年学校仮収容ニ伴フ臨時工事ノ件 副官ヨリ留守第六師團經理部長宛通牒案 (陸普) 首題ノ件別紙ノ通り實施スルコトニ定マレラルニ付依命通牒ス 陸普第一五五二號 昭和十四年三月十七日 別紙控ハ建築課ニ保管ス	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01007156800、永存書類乙集第2類 第1冊 昭和14年「土地建物」 (防衛省防衛研究所)
191			3	27	歩兵第23連隊及都城陸軍病院給水施設工事実施の件	留守第六師團經理部長石原通	陸軍大臣板垣征四郎殿	肆第四七九號 留守第六師團經理部 步兵第二十三聯隊及都城陸軍病院給水施設工事實施ノ件 留守第六師團經理部長へ指令案 (陸普) 首題工事ハ二月廿一日附留六經營第四八號提出ノ設計圖書ニ據り實施スヘシ 經費ハ臨時軍事費築造費支辨トス 陸支普第一〇一九號 昭和十四年三月廿七日 留六經營第四八號 步兵第二十三聯隊及都城陸軍病院給水施設臨時構築物工事ノ件申請 昭和拾四年貳月廿一日 首題工事ヲ左記理由ニ依リ別紙設計書並工事費仕証書ノ通り実施致度ニ付認可相成度 左記 步兵第二十三聯隊補充隊及都城陸軍病院給水施設ハ事業ノ進展ニ伴ヒ補充隊ハ激増ニ〇〇〇名超過スル異常ノ人員ヲ增加収容スルコトトナリ病院モ亦還送患者ハ激増ニ依リ當時三〇名以上ノ入院患者ヲ収容シアルヲ以テ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01007161600、永存書類乙集第2類 第1冊 昭和14年「土地建物」 (防衛省防衛研究所)
192			6	16	熊本陸軍幼年学校敷地買収の件	副官	留守第六師團經理部長	陸軍省受領 七三三號 熊本陸軍幼年学校敷地買収ノ件 副官ヨリ留守第六師團經理部長へ通牒案 (陸普) 首題ノ件別紙ノ通り實施スルコトニ定マレラルニ付依命通牒ス 陸普第一五四九號 昭和十四年三月十七日 别紙控ハ建築課ニ保管ス	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01007168200、永存書類乙集第2類 第1冊 昭和14年「土地建物」 (防衛省防衛研究所)
193			9	28	熊本陸軍病院健軍分院其他臨時構築物整備工事の件	留守第六師團經理部長石原通	陸軍大臣板垣俊六殿	肆第二三一五號 留守第六師團經理部 熊本陸軍病院健軍分院其他臨時構築物整備工事ノ件 留守第六師團經理部長へ達案 (陸支普) 九月二十八日附留六經營第三〇三號申請ニ係ル首題工事ハ別紙工事費仕証書ニ據り實施スヘシ 但シ經費金壹万五百四拾圓ハ臨時軍事費築造費支辨トシ別途令達ス 親展拔 陸支普第二七三二號 昭和十四年十月廿七日 别紙控ハ建築課ニ保管ス 關係書類ハ當課ニ保管ス 一月十日付 建築課ニ保管ス 陸支普第三〇三號 熊本陸軍病院健軍分院及都城陸軍病院臨時構築物整備工事ノ件申請 昭和十四年九月廿八日 首題工事ヲ左記理由ニ依リ至急実施致度ニ付認可相成度申請ス追テ本件ニ關シテハ其性質ニ鑑三師團長、軍事部長、病院長等ニ於テモ速急実施方希望シアルニ付申添フ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01007191500、永存書類乙集第2類 第1冊 昭和14年「土地建物」 (防衛省防衛研究所)
194			11	20	軍馬功績調書	工兵第百六聯隊第一中隊柏原中尉	—	軍馬功績調書 工兵第百六聯隊第一中隊 柏原中尉 軍馬功績調書 昭和十四年十一月二十日 第百六師團 工兵第百六聯隊第一中隊 (表) 功績等級及序列 名称種類 生年月日 性 毛色 特徵 用役年月日 血統 產地 甲 一人頭中二位 東籍駄馬 昭和年月 牝 土地栗毛星 一年六ヶ月 雜種 熊本縣 功績事項 一、五月三十日熊本縣渡鹿練兵場ニテ競走サレ工兵第一〇六聯隊第一中隊ニ小行李駄馬トシテ編入セラル 二、六月三日熊本出發同四日門司港出發分七日上海上陸 三、自一三、六、一三、至一三、七、四 州県及蕪湖附近ノ警備並戰斗ニ参加ス 蕁巣警備ノ為メ往復シタルと泉、渠巣間ノ道路ハ敵軍ノ為徹底ニ破壊セラレ殆ンド其形ヲ正メ且降リ続ク雨ノ為膝ヲモ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C13070233800、工兵第106連第1中隊資料 昭和13年5月17日～14年1月30日 (防衛省防衛研究所)
195	昭和15	1940	2	12	大蔵省所管陸軍大学校建物其他新當費裁出節約額ヲ復活ス	大藏大臣櫻内幸雄	内閣總理大臣内光政殿	大甲第六五号 起案 昭和十五年二月十三日 閣議決定 昭和十四年二月十四日 施行 昭和十五年二月十五日指令 一金五拾万円 (大蔵省所管) 陸軍大学校建物其他新當費 右歳出節約額復活ノ件ハ不得已費途ト被認ニ付請議ノ通閣議決定相成然ルベシ 指令案 大蔵省所管陸軍大学校建物其他新當費裁出節約額復活ノ件請議ノ通 官房秘甲第二五号 一金五拾万円 陸軍大学校建物其他新當費 熊本、大阪、名古屋各陸軍幼年学校其他ノ各營繕工事ハレモ急速ヲ要スコトナリダルハ為ニ要スル経費 右別紙ノ通歲出節約額復活ノ必要有之不得已儀ト候存候ニ付前記金額昭和十四年度大蔵省所管歳出節約額中ヨリ復活方取計度茲ニ之ヲ閣議ニ提出ス 昭和十五年二月十二日	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A14100821900、公文類聚・第六十四編・昭和十五年・第七十四卷・財政四・会計四・予算二 (国立公文書館)
196			5	7	工兵第6連隊兵舍増築其他外一廉工事実施の件	留守第六師團經理部長石原通	陸軍大臣板垣俊六殿	建物 肆第九七五號 留守第六師團經理部 工兵第六聯隊兵舍新築其他外一廉工事實施ノ件 經建工第八六号 兵器 留守第六師團經理部長へ達案 (陸普) 首題工事ハ別紙ニ據ル外五月七日附留六經營第二二六號提出ノ設計圖書ニ據り實施スヘシ 親展拔 陸支普第三七八九號 昭和十五年六月六日 别紙控ハ建築課ニ保管ス 關係書類ハ當課ニ保管ス 主務者印 六月十三日 建築 物件別付送 陸軍 留六經營第二二六號 陸軍省受領肆第七九七五號 工事實施ノ件申上 昭和十五年五月七日 昭和十五年三月十三日陸普第一六二九號通牒ニ依ル左記工事ハ別冊設計要領書及工事費仕譯書ニ依リ実施致度申上ス 追而所管長官及使用部隊長ニ於テモ同様ニ付申添フ 左記 一、工兵第六聯隊兵舍新築其他工事二、搜索第六聯隊兵舍増築其工事	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01002345500、永存書類乙集第2類 第1冊 昭和15年「建物」 (防衛省防衛研究所)
197			6	13	歩兵第23連隊兵舍増築其他外一廉工事実施の件	留守第六師團經理部長石原通	陸軍大臣板垣俊六殿	建物 肆第一〇八〇號 留守第六師團經理部 步兵第二十三聯隊兵舍増築其他外一廉工事實施ノ件 經建工第九四號 留守第六師團經理部長へ達案 (陸普) 首題工事ハ五月二十一日附留六經營第二六四號、五月二十二日附同第三六七號提出ノ設計圖書ニ據り實施スヘシ 陸支普第三七六一號 昭和十五年六月五日 關係書類ハ當課ニ保管ス 主務者印 六月十三日 建築 陸軍省受領肆第一〇八〇號 陸軍 留六經營第二六七號 工事實施ノ件申上 昭和十五年五月二十二日 昭和十五年三月十三日陸普第一六二九號通牒ニ據ル左記工事ハ別冊設計要領書及工事費仕譯書ニ據り實施致度申上ス 追テ所管長官及使用部隊長ニ於テモ同様ニ付申添フ 左記 步兵第二十三聯隊兵舍増築其他工事	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01002345700、永存書類乙集第2類 第1冊 昭和15年「建物」 (防衛省防衛研究所)
198			7	16	陸軍用地に神社建設の件	留守第六師團經理部長石原通	陸軍大臣板垣俊六殿	建物 肆第一五一七號 留守第六師團經理部 陸軍用地ニ神社建設ノ件 經建甲第五七七號 陸軍 副官ヨリ留守第六師團經理部長へ通牒案 (陸普) 七月十六日附留六經營第三六一號 通實施差支ナギ付依命通牒ス 陸支普第五三三四號 昭和十五年八月五日 陸軍省受領肆第一五二七号 陸軍 留六經營第三六一號 陸軍用地ニ神社建設ノ件同昭和十五年七月十六日 熊本陸軍幼年学校長ヨリ別紙寫ノ通熊本陸軍幼年学校校庭内ニ神社建設方申請アリタル付許可シ差支ナキヤ指令セラレ度 世紙圖面、書類ハ建築課ニ保管ス 取扱者	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01002358500、永存書類乙集第2類 第1冊 昭和15年「建物」 (防衛省防衛研究所)
199	昭和20	1945	7	4	第6状況	陸軍	—	七月上旬@頃ノ状況一 七月三入リ從来低調ナリ宮崎方面海岸陣地及有明湾口要塞並ニ吹上浜方面ニ對スル空襲激化スルモ急襲南部敵潛水艦ノ出@低調トナル二、七月一、二日「マリアナ」方面的艦艇ノ通信状況極メテ活潑化ス三、七月三日1早朝ヨリ関東地方各飛行場敵艦載機ノ攻撃ヲ受ク來襲機數一〇〇機2七月二入り北島、沖縄間輸送機ノ運行活潑ナリ四、七月四日1関東地方以前敵艦載機ノ攻撃ヲ受ク2「マリアナ」吉ノB三九、二〇〇機佐伯、大刀洗、大村、福岡熊本飛行場ヲ攻撃ス3上海、南京、杭州飛行場早朝ヨリ敵艦載機ノ攻撃ヲ受ク來襲機ヘ米英根@延瀬四〇機内外ナリ4通信譲報ニ依レバ「マリアナ」方面有力部隊出航ノ算アリ五、七月五日1関東地方艦載機ノ來襲ナキモノ名古屋、浜松附近飛行場及交通機関攻撃ヲ受ク	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C15120104500、兵棋 第2次參謀要員に関する綴 (防衛省防衛研究所)
200			9~10月		陸軍施設使用希望調書九州地区	—	—	九州地区(表) 軍施設名(所在地) 使用学校名 所要坪数 建物 土地 備考 長崎陸軍病院 長崎医大 熊本幼年学校 熊本医大 熊本陸軍予備士官学校 熊本医大 熊本渡鹿練兵場 売主 熊本医大 大分少年飛行兵学校 大分師 西部第一八部隊 鹿児島師 [表]以下省略]	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C15011310100、陸軍施設使用希望調書/九州地区 (防衛省防衛研究所)